

第3次

八尾市人権教育・啓発プラン

まちづくり
人にやさしく
人がやさしく



2026(令和8)年3月 八尾市

表紙絵のデザインには、人権啓発の催しである「ひゅーまんフェスタ」のマスコットキャラクター「ひゅーペン(Hyupen)」を用いております。

「ひゅーペン」は地球に生きるすべての人の人権をまもるために、じんけんだいじに星（せい）からやってきました。

2011（平成23）年の「ひゅーまんフェスタ10周年」を記念して、「ひゅーまんフェスタ」をもっと身近に感じていただき、人権を大切にする（人を大切にする）ことを広く伝えていくため、公募によって生まれました。

ごあいさつ

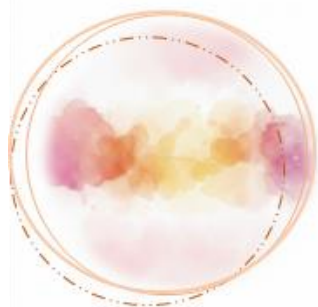
目 次

序章.....	1
第1章 基本的な考え方	2
1. 人権とは	2
2. 人権教育・啓発とは.....	3
3. 人権教育・啓発をめぐる背景	3
(1) 国際的な動き	3
(2) 国内の状況.....	6
(3) 八尾市のこれまでの取り組み	8
4. 計画の位置づけ	9
5. このプランのめざすもの(基本理念)	11
6. 大切にしたい視点.....	12
7. 計画の目標年次.....	13
第2章 第2次八尾市人権教育・啓発プランの 実績と課題.....	14
1. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	14
(1) 学校等での取り組み	14
(2) 職場での取り組み.....	18
(3) 地域での取り組み.....	20
2. 人権教育・啓発を進めるために	23
(1) 総合的かつ効果的な推進体制の充実.....	23
(2) 進行管理と評価の実施	23
第3章 第3次八尾市人権教育・啓発プランに おける目標等	26
1. 目標.....	26
デジタル社会に対応した人権意識の醸成と情報発信の強化	26
多様性を尊重する社会の実現と複合差別の解消	27
地域・職場・学校における人権教育・啓発の推進と連携強化.....	28
2. 第3次八尾市人権教育・啓発プラン体系表	30

第4章 さまざまな人権課題への取り組み	32
1. 女性の人権	32
2. こどもの人権	35
3. 高齢者の人権	39
4. 障がい者の人権	42
5. 部落差別(同和問題)	45
6. 外国人の人権	50
7. インターネット上の人権	54
8. 特定の疾患がある人の人権	57
9. 性的マイノリティの人権	60
10. 刑を終えて出所した人の人権	62
11. 犯罪被害者等の人権	64
12. その他の人権	67
(1) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権	67
(2) ホームレスの人々の人権	68
(3) アイヌの人々の人権	69
(4) その他	70
第5章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の 推進	71
1. 学校等での取り組み	71
(1) 就学前における人権教育の推進	71
(2) 学校における人権教育の推進	73
(3) こどものいじめ防止等の取り組みの推進	78
(4) 保育・教育関係職員への人権研修の推進	80
2. 職場での取り組み	82
(1) 企業等における人権啓発の推進	83
(2) 特定職業従事者(市職員等)に対する人権啓発の推進	86
(3) 特定職業従事者(福祉関係者)に対する人権啓発の推進	89
(4) 特定職業従事者(保健・医療関係者、消防職員)に対する人権啓発の推進	91
3. 地域での取り組み	93
(1) 地域に根づいた人権教育・啓発の推進	93
(2) 家庭における人権教育・啓発の支援	98

第6章 人権教育・啓発を進めるために	102
1. 総合的かつ効果的な推進体制の充実	102
(1) 相談体制の充実.....	102
(2) 相互理解と交流の推進	104
① 地域の支えあいや見守りあいを活かした人権課題の解決の促進	104
② 多様な人が地域で活躍し交流できる人権教育・啓発の推進	105
③ 権利としての人権教育の支援	105
④ 多文化共生と国際交流の推進	106
(3) 人権教育・啓発活動の充実	110
① 総合的な情報提供の推進	110
② 市民に伝わる人権教育・啓発手法の開発.....	110
③ 指導者の育成.....	110
(4) 市民や各種団体等との協働・連携.....	116
① 市民との協働.....	116
② 各種団体等との連携.....	116
③ 国・大阪府・他の市町村との連携.....	117
④ 庁内推進体制の充実.....	117
2. 進行管理と評価の実施	120
(1) 定期的な調査・効果測定の実施	120
(2) 進行管理と評価の充実	121
 団体紹介.....	 122
 用語解説.....	 128
 参考資料.....	 144

※第5章・第6章の「主な取組み」の「庁内関係課」は2026(令和8)年3月現在の担当課名称を記載しています。



序章

本市では、2001(平成13)年に、「八尾市人権尊重の社会づくり条例」を制定し、人権が尊重され、共に認め合い、幸せに暮らせる社会づくりに取り組んでまいりました。

2021(令和3)年度からはじまる「八尾市第6次総合計画」(以下「第6次総計」という。)では、まちづくりの目標の1つに「つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち」を掲げ、人権尊重のまちづくりを進めています。

また、2025(令和7)年6月6日に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」(P135)との整合性に留意し、その趣旨を踏まえた取り組みを行ってまいります。

「八尾市人権教育・啓発プラン」は、同条例に基づく八尾市人権尊重の社会づくり審議会から「人権意識の高揚を図るための施策」及び「人権擁護に資する施策」を総合的に推進するための方策について、2003(平成15)年10月に答申を受け、2006(平成18)年3月に策定後、2016(平成28)年3月に「第2次八尾市人権教育・啓発プラン」(以下、「第2次計画」という。)を策定しました。

第2次計画においては、市民一人ひとりが人権を自分自身の課題としてとらえ、人権を尊重することの重要性を正しく認識し、すべての人びとの人権にも十分に配慮した行動が取れるよう、人権意識の高揚にかかる施策を推進していくこととし、取り組みを進めてまいりました。

2020(令和2)年度には、本計画の策定から5年が経過することから、社会情勢の変化や法制度の整備、新たに発生している課題等への対応、市の総合計画をはじめとする関係計画等との整合性を図るため、本計画の見直しを行い、「第2次八尾市人権教育・啓発プラン(改定版)」を策定しました。

また、2024(令和6)年度には、本市において「令和6年度人権についての市民意識調査」を実施し、人権についての現状や市民の人権意識等の把握を行いました。

そして、2025(令和7)年度には、本計画の改定から5年が経過することから、新たな人権課題に対応するため、第2次計画(改定版)の見直しを行い、「第3次八尾市人権教育・啓発プラン」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

本計画の策定にあたっては、「八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会」(以下、「本審議会」という。)を設置しました。本審議会では、学識経験のある委員や人権関係団体から選出された委員、市民委員などの参画のもと、ワーキング部会を設置し、ワークショップ形式を取り入れ、市民との協働で計画の策定に取り組んでまいりました。

今後も引き続き、人権を尊重するまちづくりの実現に向けて施策を総合的に推進し、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて、本計画の推進に努めてまいります。



第1章

基本的な考え方

1. 人権とは

人権とは、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、その尊厳と権利について平等である」と「世界人権宣言」にうたわれており、「日本国憲法」においても、基本的人権の享有と法の下に平等が保障されるなど、誰もが生まれながらに持っている権利と考えられています。また、国の「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」(P135)では、

「人権とは、人間の尊厳に基づいて、各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人びとが個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。」

「全ての人がお互いの人権と尊厳を大切にし、生き生きとした人生を享受することができる共生社会を実現するためには、全ての人の人権の享有主体であり、互いの人権を尊重することの重要性を正しく理解するとともに、自らの権利を行使するに当たっては、その行使に伴う責任を自覚し、自己の人権と同様に他者の人権をも尊重することが求められる。」

としています。

歴史的に見ても、人権は国家権力の濫用から国民の権利を守るために形成され、具体的には憲法をはじめとする法として成文化されています。その意味で、憲法上の人権とは、国家権力に対して主張しうる権利であるといえます。そして、対国家的権利としての憲法上の人権を尊重する義務を負うのは、国家権力を行使する政府機関や公務員の側にあります。このようなことから公務員など権力を行使する立場にある者は高度な人権感覚が求められます。また、近年では、マスメディアや大企業、その他の各種団体が個人の権利を侵害する事例や私人間相互において差別や虐待といった形で起こる人権侵害などが、深刻化しています。

誰もが幸福に生きていく社会を実現するために、日常生活において人権が文化として普遍的に存在する社会の実現を図る必要があります。

2. 人権教育・啓発とは

国際連合(以下「国連」という。)では、「人権教育のための国連10年」行動計画で、人権教育を「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力である」と定義しています。

また、1994(平成6)年の国連決議文では、「人権教育は単なる情報提供にとどまらず、あらゆる発達段階の人びと、あらゆる社会層の人びとが、他の人の尊厳について学び、また、その尊厳をすべての社会で確立するための方法と手段を学ぶための生涯にわたる総合的な過程である」と定義しています。

つまり、人権教育・啓発とは、学校教育だけでなく子どもから大人まで、すべての市民を対象とし、自分が大切であるのと同じように、他の人びとも大切な存在として理解し、人間としての尊厳が守られた社会を実現していくためには、どうすればよいのかを生涯にわたって学習することです。人権について単に知識として知るだけでなく具体的な態度や行動に現れるように、手段・方法を重視した取り組みを通じて、日常生活の中で自然に人権が守られた社会を実現していくために、市民と行政が協働して創造していく活動です。市民がさまざまな権利の主体であることを明らかにし、市民一人ひとりが、自分と他の人たちが幸せに生きていくために必要な権利について自覚し、それらの権利が侵害されないような社会をつくる必要があります。

そのためには、「①人権とは何かについて学ぶこと(人権尊重の社会をめざす教育)、②人権を守り育てていく社会や個人を育成すること(教育内容が大切であること)、③教育を受けることそのものが人権であること(教育権の保障)、④人権教育の学習過程が人権が守られた状態で展開されること(相手の人権を尊重して行われる教育)」(「八尾市人権教育のための国連10年行動計画」より)といった内容を含む人権教育・啓発を進めていかなければなりません。

3. 人権教育・啓発をめぐる背景

(1) 国際的な動き

国連では、1948(昭和23)年の第3回総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」を採択して以来、人権に関する数多くの国際規範を採

択するなど、人権と平和が尊重される社会の実現に向けて活動を展開してきました。

また、1966(昭和41)年の総会において、法的な拘束力を持つ二つの「国際人権規約」が採択されました。

しかしながら、冷戦時代の終了後も、人種、民族、宗教等の対立に起因する地域紛争、また、テロや迫害により尊い人命が奪われていることから、1994(平成6)年の総会において、「世界人権宣言」の意義を再確認するとともに、1995(平成7)年から 2004(平成16)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、各国において国内行動計画の策定を求めるなど世界的な規模で活動が展開されてきました。

国連や国連教育科学文化機関(ユネスコ)等による人権教育・啓発に関する国際的な取り組みと連携して進めることは、これからの人権教育・啓発を進めるうえで必要不可欠です。「人権教育のための国連10年」は、2004(平成16)年12月末で終了を迎えましたが、国連は、2004(平成16)年12月の総会で、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進していくことを目的に、「人権教育のための世界計画」の開始を採択し、2005(平成17)年1月から2007(平成19)年12月末までの第1フェーズ(段階)では「初等中等教育における人権教育」に焦点をあてた取り組みを進め、さらに、その期間を2年間延長し、2009(平成21)年12月末までとしました。

また、2010(平成22)年1月から 2014(平成26)年12月までの第2フェーズ(段階)では、「高等教育における人権教育及び公務員、法執行者、軍隊への人権研修」に重点を置くこととされました。

さらに、2015(平成27)年1月から 2019(令和元)年12月までの第3フェーズ(段階)では、「最初の2つのフェーズ(段階)の実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修の促進」を重点に置くこととされました。なお、2020(令和2)年1月から 2024(令和6)年12月までの第4フェーズ(段階)では、「青少年における人権教育の強化」に重点を置いています。

このほか、国連では 2003(平成15)年から 2012(平成24)年までを「国連識字の10年」として取り組んだほか、持続可能な共生社会を作っていくために、2005(平成17)年から 2014(平成26)年までを、自然環境問題はもとより、経済や政治に関する法や制度の改善などととも、貧困や人権、女性差別、戦争・紛争など、さまざまな課題に向きあい解決していく力を育むための「国連持続可能な開発のための教育の10年」(P132)を採択し、各地で取り組みを進めました。

「国連持続可能な開発のための教育の10年」では、「世界中の人びとや将来の世代までもが

安心して暮らせる社会」を実現するために、地球温暖化や酸性雨などの「環境問題」、人権侵害や異文化間の衝突などの「社会的問題」、貧富格差をはじめとする「経済的な問題」等の解決が不可欠であるとされています。

これらの問題の解決には民族や国境の壁を乗り越え、人びとが互いの価値観や人権を尊重する意識や感覚を育てていくことが重要とうたわれています。

このように、国連では、重要な人権課題についての集中的な取り組みとして、「国際の10年」や「国際年」といった取り組み、12月10日の「人権デー」といった「国際デー」などの活動が展開されています。

また、開発や安全保障と並んで人権を重要分野の一つとして取り上げており、2006(平成18)年6月に、人権委員会を一つの委員会から理事会に格上げし、人権と基本的自由の保護・促進及びそのための加盟国への勧告や、大規模かつ組織的な侵害を含む人権侵害状況への対処及び勧告など、人権に関する取り組みの充実を図っています。

2008(平成20)年12月には、「世界人権宣言」の60周年を記念して、「人権の普遍性、不可分性、相互依存性を確認し、人権の完全な実現に向けて取り組むことを再確認する宣言」を採択しました。

2011(平成23)年12月の国連総会において、すべてのステークホルダー(利害関係者)(P135)による協同の取り組みを通じて、人権教育と研修に対するあらゆる取り組みを強化すべきという強力なメッセージである「人権教育及び研修に関する国連宣言」が採択されました。

さらに、2015(平成27)年9月には、国連の総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中でSDGs(持続可能な開発目標)(P130)として、持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と169のターゲットが掲げられています。この「17のゴール(目標)と、169のターゲット」は、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児の能力強化を達成することをめざす」と定められており、人権の実現、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント(P131)の達成の重要性が明確に示されています。

また、新たな人権課題として、「ビジネスと人権」(P140)に関する国際的な規制強化や AI(人工知能)が人権に与える影響、気候変動が人権に与える影響、移民・移住労働者の人権等に対する関心が高まっています。

(2) 国内の状況

日本国内においては、国連において採択された国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を締結し、その趣旨に基づいて国内法を整備するなど、国際社会の一員としての役割を果たすとともに、「日本国憲法」や「教育基本法」に基づき、世界平和と人類の福祉の実現に向けた人権意識の高揚を図る取り組みを推進してきました。

部落差別(同和問題)については、1965(昭和40)年8月に出された国の同和対策審議会答申では「憲法に保障された基本的人権にかかる課題とし、その解決は国の責務であると同時に国民的課題である」とされており、その後、教育の機会均等を保障することやあらゆる差別をなくすための教育が進められ、同和教育で積み上げてきた成果を踏まえ、問題解決への実践を通してさまざまな人権問題の解決をめざす活動へと広がってきました。

また、こどもの権利に関する動きについては、2023(令和5)年4月に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な法として「こども基本法」(P132)が施行されました。こども基本法は、日本国憲法と「児童の権利に関する条約」の精神に基づき、すべてのこどもが心身の発達に関わらず、その権利が守られ、将来にわたって幸福に暮らせる社会をめざす法律です。具体的には、差別されない権利や、生きる権利、発達する権利、意見が尊重される権利など、こどもの権利の保護と福祉を基本理念とし、こどもの意見反映や権利保障のための施策が進められています。

一方、女性や障がいのある人などの多様性(ダイバーシティ)に対する人権問題について、国際的な動きと連動して男女共同参画社会の実現やバリアフリー(P139)に向けた取り組みなどが行われてきました。

しかし、国内の人権に関する取り組みは十分とはいえず、国連などの関係機関から、人権に関わる懸念事項について勧告を受ける中、1997(平成9)年7月に、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定され、人権教育の取り組みが進められてきました。

また、「人権擁護施策推進法」が1997(平成9)年3月に施行され、同法による人権擁護推進審議会からの答申が出されています。その後、人権教育・啓発のより一層の推進を図るため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が2000(平成12)年12月に施行され、人権教育・啓発の理念、国・地方公共団体・国民の責務を明らかにした基本計画の策定や年次報告等

の内容が盛り込まれました。

この法律に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」が、2002(平成14)年3月に策定され、この基本計画に基づき、国は人権教育の指導方法等のあり方を中心に検討を行い、2008(平成20)年3月までに3次にわたって「人権教育の指導方法等の在り方について」が取りまとめられました。また、2011(平成23)年4月には、基本計画に、「北朝鮮当局による拉致問題など」に関する事項が追加されました。

一方で、人権擁護及び救済については、人権擁護推進審議会から、2001(平成13)年に「人権救済制度の在り方について」、「人権擁護委員制度の改革について」の答申が出され、答申に基づき、2002(平成14)年3月に「人権擁護法案」が国会に提出されましたが、数次の国会審議を経て、2003(平成15)年10月で廃案となっています。

また、2005(平成17)年に「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」、2012(平成24)年に「人権委員会設置法案」が国会に提出されましたが、いずれも廃案となっています。さらに、2011(平成23)年8月には「新たな人権救済機関の設置について(基本方針)」が公表され、同年12月に「人権委員会の設置等に関する検討中の法案の概要」が公表されました。国連からも国内人権機関の設置等をめざすよう勧告を受けています。

その後、国ではさまざまな人権を具体的に保障するために、2016(平成28)年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)(P134)、6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)(P142)、12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)(P141)を相次いで施行するなど、個別の分野にかかる法律の整備や人権尊重の取り組みが進められています。

2023(令和5)年6月には、全ての国民が、ジェンダー平等の実現をめざした「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(P135)が施行されました。

2024(令和6)年4月には、女性の福祉、人権の尊重、男女平等を基本理念とする「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(P133)が施行され、基づき、生活困窮、性暴力、家庭関係破綻など複雑な課題を抱える女性に対し、民間団体との協働やアウトリーチを含めたきめ細やかな支援体制の構築が進められています。

2024(令和6)年7月に最高裁判所は、障がい者などへの強制不妊手術を強いた旧優生保護法(1948—96年)(P132)の規定を憲法違反と判断しました。この判決を受けて、国は謝罪し、障がい者への偏見差別根絶に向け、全府省庁による「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」を立ち上げました。そして、政府は、障がい者に対する偏見や差別のない共生社会に向けた行動計画を策定し、教育・啓発等を含めて取り組みを強化しました。

2025(令和7)年4月にはインターネット上の違法・有害情報による被害者救済を目的とした「情報流通プラットフォーム対処法」が施行されました。

2025(令和7)年6月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく、「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」が改訂され、①「ビジネスと人権」に関する記載を追加したこと、②「インターネット上の人権侵害」を各人権課題に横断的な課題として整理したこと、③「ヘイトスピーチ」及び「性的マイノリティの人々」を個別の人権課題に追加したこと、④「感染症の患者等」から「ハンセン病患者・元患者及びその家族」を独立させたことなどの変更が行われました。

(3) 八尾市のこれまでの取り組み

本市では、部落差別(同和問題)の解決を市政の重要課題と位置づけ、早くから取り組んできました。「同和教育の基本方針」を1963(昭和38)年に策定した後、1967(昭和42)年6月には「八尾市同和教育基本方針」を全面改正するなど、同和教育を推進してきました。

また、1966(昭和41)年に、大阪府内においてもいち早く、「八尾市同和教育推進協議会」(現在の八尾市人権啓発推進協議会)を発足させ、1979(昭和54)年には「八尾市企業内同和问题研修推進協議会」(現在の八尾市企業人権協議会)を発足するなど、市民や企業等に対する啓発活動の促進を図ってきました。

さらに、庁内の推進体制として、1985(昭和60)年7月に人権問題に対する市民の認識を深め、幅広い理解を促進し、人権問題の解決に資するため、八尾市人権啓発推進本部(現在の八尾市人権施策推進本部)を設置し、市民、企業等に対する啓発活動を推進してきました。

1988(昭和63)年には「男女平等を推進するための八尾市指針」の策定と同時に庁内に推進本部を設置し、男女共同参画の推進を図ってきました。1990(平成2)年6月には「八尾市在日

外国人教育基本指針」を策定するなど、人権に関するさまざまな取り組みを実施してきました。

1997(平成9)年7月には、市長を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、総合的かつ効果的な推進を図ってきました。1999(平成11)年には2004(平成16)年までを計画期間とする「八尾市人権教育のための国連10年行動計画」を策定し、その後の人権施策を推進する際の基本的な指針としてきました。

2001(平成13)年3月に、すべての人権が尊重され、共に認め合い、幸せに暮らせる社会づくりに取り組むために「八尾市人権尊重の社会づくり条例」を制定し、その後、同条例に基づく八尾市人権尊重の社会づくり審議会の答申を受けて、2006(平成18)年3月に「八尾市人権教育・啓発プラン」を策定しました。

2016(平成28)年3月には、社会状況の変化や新たに起こっている課題などに対応するため、第2次計画を策定、2021(令和2)年3月には、中間見直しにより第2次計画(改定版)を策定、人権教育・啓発についての取り組みを総合的かつ計画的に推進してきました。

その後も本市では、社会環境の急速な変化や多様化・複合化する新たな人権課題に対応するため、独自施策を推進しています。

また、部落差別(同和問題)の解決に向けては、2021(令和3)年12月に「部落差別の解消に関する施策の方向性について」の答申が出されました。この答申では、部落差別の解消が依然として重要な課題であり、インターネット上で差別事象が増加している現状を踏まえ、部落差別解消推進法の理念に基づき、粘り強く教育・啓発活動を継続し、相談体制の強化を図ることの重要性が示されています。

さらに、2025(令和7)年4月1日には、障がい者の人権の尊重に向け、手話は言語であるという認識に基づき、国法の趣旨を踏まえた「八尾市手話言語条例」が議会提出により制定されました。これは、誰もが地域で支え合いながら、安心して暮らすことができる社会の実現を目的としており、手話を使用しやすい環境整備を推進しています。

4. 計画の位置づけ

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条で、地方公共団体は人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有するとされています。さらに、「八尾市人権尊重

の社会づくり条例」を推進するための方策として、八尾市人権尊重の社会づくり審議会の答申では、人権施策を推進する際の基本方向として、「人権意識の高揚を図る施策」と「人権擁護に資する施策」を掲げており、本計画はそのうちの人権意識の高揚を図るための施策の推進計画として位置づけています。

一方、人権擁護にかかる計画の策定については、引き続き国における法制化の動向を注視する必要があり、当面、具体的な取り組みとして、人権相談などを通じて、人権侵害を受ける、あるいは受ける可能性のある市民が自らの判断により課題解決ができるよう、適切な助言や情報提供などの支援を行うとともに、関係機関等との連携や協力を通して人権侵害の実態、課題や必要な取り組みの把握に努めるなど、人権擁護に資する施策を推進していきます。

なお、今回の本計画の策定経過において、これまでの取り組み成果と到達点を検証し、今後の取り組み方向を示すことにより、本市の人権教育・啓発の取り組みを一層推進していきます。

● 総合計画との関係

本市では、第6次総計において、目標年次を2028(令和10)年度とし、その将来都市像を「つながり、かがやき、しあわせつづく、成長都市八尾」としています。この将来都市像を実現するために、6つのまちづくりの目標を掲げています。

6つのまちづくり目標に向けた取り組みを進めるため、33の施策を構成しており、施策No.27「一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の推進」において、めざす暮らしの姿として「一人ひとりの人権が尊重され、差別のない、ともに認め合い、すべての生活領域で誰一人取り残されることなく安心して暮らしています。」などを掲げ、まちづくりを進めています。

本計画は、「第6次総計」に基づき推進します。

● 各分野の個別計画との関係

「八尾市地域福祉計画」や「八尾市教育振興基本計画」等の各分野における人権教育・啓発に関わる取り組みについては、本計画と連携しながら、各分野を主管する部局がそれぞれの施策に人権の視点を取り入れ、一体的に実施していく必要があります。

また、2015(平成27)年5月に策定した「八尾市いじめ防止基本方針」(2021(令和3)年3月改定)では、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民、その他あらゆる関係者の連携のもと、社会

全体でいじめ問題の克服をめざしています。

いじめは「重大な人権侵害事象であり、絶対に許されない卑怯な行為である」ことから、本計画は「八尾市いじめ防止基本方針」における対策の内容と整合を図り、人権教育・啓発を推進していきます。

さらに、各分野の個別計画においても、人権教育・啓発に関わる取り組みを進め、本計画と連携しながら一体的に実施しています。

5. このプランのめざすもの(基本理念)

人権教育・啓発がめざすものは、こどもから高齢者に至るまでの市民一人ひとりが家庭をはじめ地域社会、職場、学校など、生活のあらゆる場において、人権問題に気づき、人権感覚を養い、その解決に向けた知識やスキル(技能)を身につけ、日常生活において実践し、豊かな人権文化に満ちた「人権を尊重するまちづくり」につなげていくことです。



6. 大切にしたい視点

本計画の策定にあたり、人権教育・啓発を進めるうえで大切にしたい視点を、市民委員がワークショップ形式で検討を行い、親しみやすく、人権をより身近に感じてもらえる標語形式で、以下の9項目に整理しました。

視点1 伝えよう 一人ひとりが持つ権利

人権は、人間として生きていくうえで欠かせないあらゆる権利を意味します。その権利を知らないでいると、自らが不利益を受けるだけでなく、他の人の願いを軽んじることにもなります。人権教育・啓発では人が持つ権利を伝え、一人ひとりの願いを実現していける「力」にしていきます。

視点2 日常の いつでもどこでも 人権を

人は、生涯にわたって人権教育・啓発を学び続ける必要があります。こどもから高齢者まであらゆる人が、デジタル空間を含むあらゆる生活領域で人権教育を受けられるしくみが必要です。

視点3 大切ね 一人ひとりがちがうこと

人には、性別や年齢、身体的特徴、人種や民族、出身地や国籍、思想や信条などさまざまな違いがあります。こうした「違い」が「差別」につながらないように、人権教育・啓発では、複数の属性が重なることによって、より深刻な差別が生じうることを理解し、一人ひとりの個性が尊重され、ともに生活できる社会をめざすことの大切さを学びます。

視点4 当事者の 声から学び 反映し

人権は、人間らしさを求める声から生まれてきたといえます。人権教育・啓発では、人権課題の当事者の体験や願いから学ぶことを大切にし、共感から連帯を育むことによって、人権課題の当事者の主体的な社会参加を支援し、その経験や意見を施策に反映させていきます。

視点5 学ぶのは 参加体験 協働で

人権の学びは、暮らしの中で活かされなければ意味がありません。人権を尊重する社会の実現は、多くの人びとの心がけ・働きかけや努力によって実現していきます。

人権教育では、学び手が主体となった、参加と体験と協働に基づく学習方法の推進を図っていきます。

視点6 保障する すべての人の 学習権

人は誰もが学ぶ権利を持っています。読み書きを学ぶ機会や適切な支援が十分に届かないことは、生活上の必要な情報を得る妨げとなるだけでなく、自分自身の権利を知り、それを守るための行動を妨げる要因にもなりえます。

自らが誇りを持てるように、出身の文化を学べることも、人権教育です。

視点7 こどもたち 参加・参画 だいじだね

こどもも大人と同じ一人の人間であり、権利の主体者です。こどもが持つ権利を伝え、こどもの考えに耳を傾け、自分たちの教育に参加と参画を保障することが大切です。

視点8 計画を 伝えること 大切に


計画を市民の一人ひとりに伝えていくことも人権教育・啓発です。学習機会の情報のみならず、一人で悩まずにすむように、相談機関などの情報を伝えていくことも人権教育・啓発です。

視点9 人権をすすめていくのも 市民主体

計画の具体化も、市民とともに考え取り組んでいきます。市民による自発的な人権教育・啓発活動を支援し、市民が活躍できるしくみを考えていきます。

7. 計画の目標年次

本計画の目標年次は、2035(令和17)年度とします。



第2章

第2次八尾市人権教育・啓発プランの 実績と課題

1. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

(1) 学校等での取り組み

① 就学前における人権教育の推進

《実績》

- 多くの幼稚園・保育所において、絵本や紙芝居、遊びを通して、多様性の尊重や思いやりといった人権の基礎となる概念に触れる機会を設けました。
- 保護者向けの人権啓発リーフレット配付や、人権に関する研修会を一部で実施し、家庭と連携した取り組みも進めています。
- 特に、感情教育や自己肯定感を育むプログラムが、人権意識の芽生えに繋がるものとして導入を進めています。

《課題》

- 画一的なカリキュラムの不足
各園・所の取り組みに差異があり、体系的な人権教育が十分に展開されていない現状があります。
- 保育者等職員の専門性向上
乳幼児期の人権教育に関する専門的な知識や指導技術を持つ人材が不足しており、継続的な研修機会の確保が必要です。
- 保護者への理解促進
保護者への人権教育の必要性を十分に理解し、家庭内での人権意識の醸成に向けた働きかけが必要です。

② 学校における人権教育の推進

《実績》

- 学習指導要領に基づき、各教科や総合的な学習の時間において、人権に関するテーマが取り扱われています。例えば、社会科での歴史学習における差別問題、道徳での公正・公平な態度の育成、国語での多様な考え方の尊重、総合的な学習の時間でのSDGs (P130)学習におけるインクルーシブ(P129)な社会の実現などです。
- 人権週間に合わせた集会や講演会、人権ポスター・作文コンクールなどが多くの学校で実施され、児童生徒の人権意識向上に貢献しています。
- いじめ問題への対応と連動し、アンケート調査の実施、SC(スクールカウンセラー)やSSW(スクールソーシャルワーカー)の配置拡大が進み、相談しやすい環境づくりを進めています。
- 人権擁護委員と連携し、子どもたちに対する人権啓発活動の一つとして「人権の花運動」や総合的な学習の時間等を利用した「いじめをなくそう人権教室」を実施しています。
- 国際理解教育や多文化共生教育の推進を通じて、異なる文化や背景を持つ人々への理解を深める取り組みも進んでいます。

《課題》

- 形式化・単発化の傾向
特定の時期に集中した取り組みが見られることから、年間を通じた継続的かつ体系的な人権教育の実施が課題です。
- 指導内容の深化
単なる知識の伝達に留まり、児童生徒が人権問題を自分事として捉え、行動に繋げるための実践的な指導を充実させる必要があります。
- 教員の多忙化
教員の業務負担が増加する中で、人権教育の準備や実践に十分な時間を割くことが難しい現状が見られます。
- 多様な人権課題への対応
性的マイノリティ(LGBTQ+) (P130)への理解や、インターネット上の人権侵害など、新たな人権課題への取り組みも重要です。

③ こどものいじめ防止等の取り組みの推進

《実績》

- 「いじめ防止対策推進法」(P129)に基づき、各学校でいじめ防止基本方針が策定され、具体的な取り組みを進めています。
- 定期的なアンケート調査や面談により、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めています。
- ピアサポート活動や、児童・生徒会によるいじめ防止キャンペーンなど、児童・生徒が主体的に取り組む活動も一部の学校で活発化しています。
- インターネットや SNS を利用したいじめ(ネットいじめ)への対応として、情報モラル教育が強化され、フィルタリング利用の推奨なども行っています。

《課題》

- いじめの潜在化
いじめの発見が遅れるケースや、表面化しにくい陰湿ないじめへの対応が依然として課題です。
- 関係児童生徒への指導の難しさ
いじめ行為を行った児童生徒への適切な指導や、再発防止に向けた取り組みの強化が必要です。
- 保護者との連携強化
いじめ問題が発生した際に、保護者との信頼関係を築き、連携して解決にあたることが重要です。
- ネットいじめへの対応力強化
匿名性の高いネットいじめに対して、実態把握の方法や関係者の特定、適切な指導を行うための専門知識や体制が必要です。

④ 保育・教育関係職員への人権研修の推進

《実績》

- 教育委員会主催の人権教育に関する研修会が定期的に行われており、多くの教職員が参加しています。
- 特に新規採用教員に対しては、人権教育の重要性や具体的な指導方法に関する研修が義務付けられています。
- 外部の専門家を招いた講演会やハラスメント防止研修など、多岐にわたるテーマでの研修機会が提供されています。
- SC(スクールカウンセラー)や SSW(スクールソーシャルワーカー)などの専門職との連携を深める研修を実施しています。

《課題》

- 研修内容のマンネリ化
毎年同様の研修内容となりがちで、勤務年数に応じた教職員の関心を喚起し、実践に繋げることができるよう工夫する必要があります。
- 参加意識の格差
研修への参加が義務的と受け止められたりすることもあり、自律的な学びや深い理解に繋がりにくいことがあります。
- 実践への落とし込み不足
研修で得た知識が、実際の教育現場での具体的な行動変容に結びついていないとの意見もあります。
- 専門的な知識を持つ講師の確保
最新の人権問題や多様な背景を持つ子どもたちへの対応について、専門的な知見を持つ講師の確保が常に課題となっています。

(2) 職場での取り組み

① 企業等における人権啓発の推進

《実績》

- 八尾市企業人権協議会への加入促進のため、「ひゅーまんフェスタ」でのブース出展、情報誌「労働情報やお」への記事掲載、チラシ配架、HP掲載、ハローワークとの企業向け研修会(オンライン)開催などにより周知を図りました。
- 八尾市企業人権協議会主催のセミナーには、会員以外の事業所にも広く参加を呼びかけ、啓発と加入促進に努めました。
- 「労働情報やお」を発行し、会員事業所等への送付や関係機関・市施設での配架を通じて啓発を実施しました。
- 関係機関と連携し、高齢者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅やサービス付き高齢者向け住宅などの普及啓発・情報提供(啓発冊子の配架など)を行いました。また、住宅確保要配慮者を対象とした「住まい探し相談会」を共催で実施しました。

《課題》

- 八尾市企業人権協議会への加入促進において、中小企業の廃業や経費節減による退会も少なくないため、加入メリットや必要性を感じられるような魅力的なメニューの検討が必要です。
- 未加入事業所にとって八尾市企業人権協議会への加入がメリットであると感じられるようなセミナーの開催が求められます。
- 年間2回の人権啓発セミナーの参加事業所の定着・新たな確保が課題です。
- 「労働情報やお」について、意識啓発を促進する内容となるよう記載内容の精査が必要です。
- 入居差別解消の啓発において、八尾市居住支援協議会を通じて行政や不動産関係団体、居住支援法人等が連携した取り組みが必要です。また、居住サポート住宅やセーフティネット住宅の登録促進に関する啓発が必要です。

② 特定職業従事者に対する人権啓発の推進

《実績》

- 職員研修計画に基づき、職階別研修や派遣研修として人権研修を実施しました。
- 人権担当者研修を実施し、職員の人権意識高揚に努めました。
- 各部局で職場人権研修を実施しました。
- 外部の専門機関が実施する研修に参加し、専門的知識の習得に努めました。
- 乳児家庭全戸訪問事業従事者全員に対し、伴走型支援や虐待・DV(P137)に関する講義を実施しました。
- 消防職員に対し、人権担当者研修、新規採用職員研修、職員全体研修を実施しました。
- 市立病院職員を対象に、認知症患者の意思決定支援や医療倫理、身体抑制やせん妄・ケア等に関する研修会を実施しました。
- 介護保険制度及び障がい者総合支援制度における指定事業者集団指導において、事業者の人権意識を高めるためのプログラムを実施しました。
- 高齢クラブ連合会やシルバー人材センターにおいて、機関紙やリーフレット等を回覧し、啓発を実施しました。
- 八尾市介護保険事業者連絡協議会と連携し、介護保険サービス事業者向けに研修会を実施しました。
- 八尾市地域自立支援協議会において、障がい福祉サービス及び障がい児支援事業者等の職員等を対象とした研修会を実施しました。
- 保育推進事業として大阪保育子育て人権集会へ参加しました。
- 保育者向け人権研修の周知、参加費用の補助を行いました。
- 社会福祉協議会の理事・評議員、地区福祉委員長等に対して人権研修を実施しました。
- 民生委員児童委員協議会において、4専門部会で研修を実施しました。
- 保護司会において毎月の定例会で研修(統一研修又は自主研修)を開催し、施設研修も実施しました。

《課題》

- 市職員の人権研修において、研修効果が最大限に発揮される手法の検討と、参加できなかった職員への共有の徹底が必要です。

- 人権負担者研修や人権尊重の職員研修において、多くの参加者を得るための開催時期やテーマ設定の検討が必要です。
- 「障がい」を理由とする差別の解消に関する対応要領」に基づく啓発実施に向け、継続した啓発と法制度周知が必要です。
- 外郭団体や指定管理者等への研修参加促進のため、参加者の確保に向け開催手法の検討が必要です。
- 福祉関係者への人権啓発において、継続的に人権意識向上のためのプログラム提供に努める必要があります。
- 高齢者の権利擁護、虐待防止に関する継続的な取り組み、介護保険サービス事業者に必要な人権研修の検討が必要です。
- 地域生活支援体制推進において、保健・医療・福祉関係機関及び地域住民の連携体制強化と、複雑多様化する課題への専門性向上が求められます。
- 保育推進事業において、一人ひとりの個性と人格が尊重される教育・保育推進のための学習・研究の継続が必要です。
- 更生保護女性会における研修を継続していくために、保護司会等と連携し開催方法を検討する必要があります。

(3) 地域での取り組み

① 地域に根づいた人権教育・啓発の推進

《実績》

- コミュニティセンターや地域会館などを拠点とした人権学習講座を年間通じて複数回開催し、延べ参加者数の増加が見られました。
- 地域の常任委員や人権啓発推進委員との連携を強化し、地域の実情に応じたテーマを設定し、地区人権研修を定期的を実施しました。
- 八尾市人権啓発推進協議会において「八尾市人権啓発推進協議会 人権宣言」が作成され、広報誌等で周知するとともに、各地区人権研修実施時等に唱和するなど、あらたな人権啓発の取り組みを進めています。

《課題》

- 現在は、特定の層の参加に止まっている状況にあり、多様な背景を持つ市民が等しく参加できる機会の確保が求められます。
- 地域住民のニーズをきめ細かく把握し、より実態に即したテーマや形式での学習機会を提供する必要があります。
- これまで人権啓発のメッセージが十分に届いていなかった層や、従来の活動ではアプローチしきれなかった層を視野に入れた新たな手法の検討が必要です。

② 家庭における人権教育・啓発の支援

《実績》

- 各学校を通じて、保護者向けの人権教育リーフレットや啓発資料を配付し、家庭での話し合いを促しました。
- PTAと連携し、こどもの権利やインターネットにおける人権侵害に関する講演会を複数回開催し、保護者の意識向上に貢献しました。
- 地域のイベントや学校開放日などを活用し、親子で参加できる人権啓発ブースを設置し、人権に関する絵本やパネル展示を通じて、楽しみながら学べる機会を提供しました。

《課題》

- 共働き世帯の増加などにより、保護者向けの講座やイベントへの参加率が伸び悩む場合があります。家庭に負担をかけずに、より効果的に情報提供や啓発を行うための工夫が必要です。
- 核家族化が進む中で、地域や学校以外の場所での家庭支援のあり方を検討する必要があります。
- インターネットやSNSにおける人権問題に対する家庭での対応能力の向上を支援するための具体的なプログラムの検討が必要です。
- 学校外からの啓発を促すアプローチ案を探する必要があります。

③ 相互理解と交流の推進

《実績》

- 多文化共生をテーマとした地域交流イベント(例:世界の料理体験、異文化理解ワークショップ)を定期的を開催し、多様な背景を持つ住民間の交流を促進しました。
- 高齢者施設や障がい者施設と連携し、地域住民が施設を訪問し交流する機会を設け、共生社会への理解を深めました。

《課題》

- 交流イベントへの参加は意欲のある住民に限られる傾向があり、より自然な形で日常的な交流が生まれるようなしくみづくりが求められます。
- 外国人住民や障がいのある人との交流機会は増えているものの、表面的な交流に留まり、深い相互理解に至っていないケースも見られます。

2. 人権教育・啓発を進めるために

(1) 総合的かつ効果的な推進体制の充実

《実績》

- 人権政策課、障がい福祉課、高齢介護課、こども施設運営課、保育・こども園課、八尾市企業人権協議会、労働支援課、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、人権擁護委員会、保護司会、消防本部、市立病院など、多様な主体が連携し、人権啓発活動を推進しています。
- 各所属に人権主担者を配置し、人権意識の向上と課内共有を図っています。
- 地域においては、地区福祉委員会を中心に人権啓発推進委員を設置し、地域に根ざした活動を推進しています。
- 関係機関との連携により、入居差別解消や地域での子育て支援など、複合的な課題に対応する体制を構築しています。

《課題》

- 加入事業所の確保や参加者の確保など、各取り組みにおける連携の強化や効果的な周知方法の検討が継続的に求められます。
- 外部の専門機関との連携をさらに強化し、より高度な人権知識を習得する機会を増やす必要があります。
- 地域における活動では、担い手育成や課題解決に向けた研修の企画・実施が継続的な課題となっています。

(2) 進行管理と評価の実施

《実績》

定期的な進捗確認

- 計画に対する進捗状況や実績を把握し、遅延事業ではその原因を分析し、対策を検討しました。

- 関係者間での情報共有と連携が図られました。
- 定期的に「人権についての市民意識調査」等を実施し、市民や人権課題の当事者の意識の把握に努めました。

目標達成度の評価

- 年度当初に設定された KPI(重要業績評価指標)や目標値に基づき、その達成状況を定期的に評価しました。
- 数値目標のある項目については、実績データを用いて定量的な評価を行っています。
- 事業効果やアウトカム(成果)についても、可能な範囲で評価指標を設定し、その進捗を確認するよう取り組みました。

リスク管理体制の運用

- 事業に内在するリスクについて、定期的に洗い出しと評価を行いました。
- 未然防止のための予防策についても検討・実施しました。

PDCA サイクルの実施

- 進行管理と評価の結果に基づき、Plan(計画)-Do(実行)-Check(評価)-Action(改善)のPDCAサイクルを継続的に運用しています。
- 評価結果は次期計画策定や事業改善にフィードバックし、継続的な事業内容の向上と効率化を図ってきました。

関係者への報告と情報共有

- 進行状況や評価結果は、関係部署や関係機関等に対して定期的に報告しました。

《課題》

評価指標の具体性と客観性の不足

- 一部の事業や活動において、設定された評価指標が抽象的で、定量的な測定が困難な場合があり、客観的な評価が十分にできていない可能性があります。
- 定性的な成果や間接的な影響について、どのように評価し、可視化するかが課題であり、定性的評価ができる方法を検討してまいります。

データ収集・分析体制の不十分さ

- 評価に必要なデータが体系的に収集・蓄積されていない場合や、データ分析のための人員やツールが不足している場合があります。
- 評価の根拠となるデータが不足し、深い分析が行えない状況も見られます。

評価結果のフィードバックと活用促進の課題

- 評価結果が単なる報告で終わってしまい、実際の事業改善や次期計画への具体的な反映が不十分なケースもあります。
- 評価者と被評価者間での建設的な対話が重要で、評価が「査定」と捉えられ、改善に繋がりにくい雰囲気が残る可能性があります。

リスク管理の体系化と予防的アプローチの強化


- 顕在化したリスクへの対応は行われているものの、潜在的なリスクの早期発見や体系的なリスクマネジメント体制の構築が不十分であるケースも見受けられます。
- 事後対応だけでなく、リスクを未然に防ぐための予防的なアプローチをさらに強化する必要があります。

担当者の専門性向上と意識統一

- 進行管理や評価を担当する職員の専門知識やスキルにばらつきもあり、均質な実施が難しい場合がある。
- 進行管理と評価の重要性に対する組織全体の意識統一を十分に図る必要があり、形骸化しないよう努めます。

外部評価の活用と客観性の確保

- 内部評価が偏りがちであり、客観的な視点や専門的な知見を取り入れるための外部評価の活用が求められています。
- 事業規模や重要度に応じた外部評価の導入、評価者の多様性確保が課題と考えます。



第3章

第3次八尾市人権教育・啓発プランにおける目標等

1. 目標

第2章の第2次計画の課題及び国の「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)(令和7年6月6日(閣議決定))」(P135)における課題を踏まえ、3つの目標を設定しました。

目標1 デジタル社会に対応した人権意識の醸成と情報発信の強化

①国の計画における課題

デジタル社会の急速な進展は、人々の生活に多大な恩恵をもたらす一方で、新たな形態の人権侵害を深刻化させています。インターネット上での人権侵害は増加傾向にあり、2024(令和6)年には、法務局が新規に救済手続を開始したインターネット上の人権侵害情報に関する事件数が1,707件(令和5年1,824件)に達し、リベンジポルノ(P143)、なりすましメール、悪ふざけ投稿による個人情報の「さらし」などの人権侵害による被害者は一般市民にまで広がっています。

インターネット上の人権侵害は、法的・技術的な対応の遅れが被害者の救済を困難にしています。インターネット上に拡散した悪質な書き込みを一括で削除する手続きは存在せず、法務局による削除要請の成功事例は報告されているものの、実際に削除されるまでに一定の時間が経過し、その間に被害が極めて深刻になる懸念も存在しています。

デジタル社会における人権侵害の深刻化は、単に個人の行動の問題に留まらず、デジタル技術の特性(匿名性、拡散性、情報の永続性)と、それに対応しきれていない社会全体のデジタルリテラシー(P137)の不足、そして法整備や技術的対策の遅れが複合的に絡み合った問題と言えます。

こうした課題に対するため、デジタル社会に対応した人権意識の醸成を図ると共に、包括的な対策が求められます。

②目標(めざす姿)

- デジタル社会において、一人ひとりが情報を見極める力を持ち、健全なコミュニケーションを通じて人権を尊重する意識を醸成する。
- インターネット上での人権侵害に対して、適切な対応ができる人材を育成し、被害を未然に防ぎ、迅速に解決できる社会をめざす。
- デジタル技術を積極的に活用し、多様な媒体を通じて人権に関する正確かつ役立つ情報を発信し、若年層から高齢者まで幅広い年齢層への働きかけを強化する。

目標2 多様性を尊重する社会の実現と複合差別の解消

①国の計画における課題

多様性を尊重する社会の実現と複合差別の解消は、現代社会における重要な人権課題です。依然として、性別、障がいの有無、社会的出身、国籍、人種、民族、性的指向、性自認などを理由とした差別的取扱いが存在しています。また、部落差別(同和問題)、在日外国人、特定の疾患がある人、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等など、個別の多様な人権課題も未だに残されています。

特に深刻なのは、複数の属性が交差することによって生じる複合差別(インターセクショナルリティ)に対する認識不足と、それによる救済の困難性の存在です。例えば、「女性差別」といった単一の視点では捉えきれない、様々な立場の女性(障がいのある女性、同和地区や在日外国人などのマイノリティ女性など)への複合差別が存在しています。

これらの複合差別は、単なる個別の差別事象の積み重ねではなく、社会の制度、慣行、そして人々の意識の中に深く根ざした構造的な問題です。その「不可視性」は、当事者自身がそれを社会問題として認識することを困難にし、結果として救済の機会を奪っています。

このことは、人権教育が、個別の課題に加えて、差別が複合的に作用するメカニズムや、社会構造に内在する偏見・障壁を理解させる必要があることを強く示唆しています。多くの人権リスクは複合的に発生し、その性質上、把握しにくいという課題も存在します。

さらに、被害者を支援する担当者が、複合的な人権課題や多様なコミュニケーション特性に関する知識不足により、適切な対応ができない場合があることも救済を困難にする要因となっ

ています。この「社会的な認識不足」が「複合差別の放置」を招き、「既存の支援体制の不十分さ」が「救済の困難さ」を引き起こすという負の連鎖を生むことになります。この連鎖を断ち切るには、意識啓発だけでなく、支援制度の再構築や、支援者側の多角的な知識・スキルの向上が不可欠です。

②目標(めざす姿)

- あらゆる人々がその多様性を尊重され、自分らしく生きられるインクルーシブ(P129)な社会を実現する。
- 複合差別の存在を認識し、その解消に向けた相談体制の充実を図り、具体的な取り組みを推進する。
- 一人ひとりが多様な文化や価値観を理解し、共生社会の担い手として行動できるようになる。
- マイノリティや複合的な困難を抱える人々が、生まれながらに持つ可能性を制約されることなく社会に参画し、個性や能力を活かして自己実現を図ることができる社会をめざす。

目標3 地域・職場・学校における人権教育・啓発の推進と連携強化

①国の計画における課題

地域・職場・学校といった各分野における人権教育・啓発は、それぞれ固有の課題を抱えています。

学校においては、取り組みにばらつきが見られます。差別事象も生起しており、多くの問題の背景には保護者の意識が関わっています。

また、いじめ、不登校、児童虐待といった人権侵害に繋がる問題が依然として存在しています。

職場では、パワー・ハラスメント(P140)、セクシュアル・ハラスメント(P136)、性的マイノリティへの差別、障がいのある人への人権侵害、外国人への偏見など、多様なハラスメントや差別が依然として発生しています。ハラスメントが存在する職場では、従業員の帰属意識や生産性

が低下し、心理的安全性が担保されないという問題があります。また、従業員の働き方や労働環境といった、労働者の人権に関わる問題も存在しています。

地域においては、人権啓発の広報が一方的になりがちで、地域住民が受け身になっているきらいが見受けられます。また、講演会等の参加者が高齢者に偏り、若い世代への効果的な啓発が十分にできていないという指摘もあります。地域に存在する多様な人権問題が「地域住民一人ひとりの我がこと」になっていくような啓発のあり方を検討していく必要があります。

各分野で人権教育・啓発が個別に推進されている現状は、人権問題が複合的に発生する現代社会において、人権課題の「谷間」を生み出す原因となっていると考えられます。例えば、職場でのハラスメントが、個人の問題として処理され、組織的な改善に繋がらないといった状況が見られます。

地域・職場・学校の分野横断的な「連携強化」によって、人権教育・啓発が「点」ではなく「線」や「面」として機能していくことによって、社会全体での人権意識の向上や課題解決につなげていく必要があります。

②目標(めざす姿)

- 地域、職場、学校が密接に連携し、それぞれの特性を活かした継続的かつ効果的な人権教育・啓発が展開される。
- 各主体が人権に関する専門知識やノウハウを共有し、質の高い人権教育・啓発が提供される。
- 人権教育・啓発の担い手が育成され、地域全体で人権意識を高める人権活動が生まれる。

2. 第3次八尾市人権教育・啓発プラン体系表

めざすもの	大切にしたい視点	第3次八尾市人権教育・啓発プランにおける目標
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">まちづくり 人にやさしく 人がやさしく</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">豊かな人権文化に満ちた「人権を尊重するまちづくり」</p>	<p>視点1 伝えよう 一人ひとりが 持つ権利</p>	<p>目標 1 デジタル社会に対応した人権意識の醸成と情報発信の強化</p> <p>目標 2 多様性を尊重する社会の実現と複合差別の解消</p> <p>目標 3 地域・職場・学校における人権教育・啓発の推進と連携強化</p>
	<p>視点2 日常の いつでもどこでも 人権を</p>	
	<p>視点3 大切ね 一人ひとりがちがうこと</p>	
	<p>視点4 当事者の 声から学び 反映し</p>	
	<p>視点5 学ぶのは 参加体験 協働で</p>	
	<p>視点6 保障する すべての人の 学習権</p>	
	<p>視点7 こどもたち 参加・参画 だいじだね</p>	
	<p>視点8 計画を 伝えること 大切に</p>	
	<p>視点9 人権を おすすめしていくのも 市民主体</p>	

さまざまな人権課題への取組

分野別の取り組み一覧

1. 女性の人権

2. こどもの人権

3. 高齢者の人権

4. 障がい者の人権

5. 部落差別(同和問題)

6. 外国人の人権

7. インターネット上の人権

8. 特定の疾患がある人の人権

9. 性的マイノリティの人権

10. 刑を終えて出所した人の人権

11. 犯罪被害者等の人権

12. その他の人権

- (1) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権
- (2) ホームレスの人々の人権
- (3) アイヌの人々の人権
- (4) その他

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

1. 学校等での取り組み

- (1) 就学前における人権教育の推進
- (2) 学校における人権教育の推進
- (3) こどものいじめ防止等の取り組みの推進
- (4) 保育・教育関係職員への人権研修の推進

2. 職場での取り組み

- (1) 企業等における人権啓発の推進
- (2) 特定職業従事者(市職員等)に対する人権啓発の推進
- (3) 特定職業従事者(福祉関係者)に対する人権啓発の推進
- (4) 特定職業従事者(保健・医療関係者、消防職員)に対する人権啓発の推進

3. 地域での取り組み

- (1) 地域に根づいた人権教育・啓発の推進
- (2) 家庭における人権教育・啓発の支援


人権教育・啓発を進めるために

1. 総合的かつ効果的な推進体制の充実

- (1) 相談体制の充実
- (2) 相互理解と交流の推進
 - ① 地域の支えあいや見守りあいを活かした人権課題の解決の促進
 - ② 多様な人が地域で活躍し交流できる人権教育・啓発の推進
 - ③ 権利としての人権教育の支援
 - ④ 多文化共生と国際交流の推進
- (3) 人権教育・啓発活動の充実
 - ① 総合的な情報提供の推進
 - ② 市民に伝わる人権教育・啓発手法の開発
 - ③ 指導者の育成
- (4) 市民や各種団体等との協働・連携
 - ① 市民との協働
 - ② 各種団体等との連携
 - ③ 国・大阪府・他の市町村との連携
 - ④ 庁内推進体制の充実

2. 進行管理と評価の実施

- (1) 定期的な調査・効果測定の実施
- (2) 進行管理と評価の充実



第4章

さまざまな人権課題への取り組み

日本における人権教育・啓発は、日本国憲法の下、全ての国民に基本的人権の享有を保障することを目的とし、2002(平成14)年に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画(第一次)」に沿って進められてきました。

しかし、第一次計画策定後、国際化、情報化、少子高齢化といった社会経済情勢の変化や、人権教育のための世界計画、「ビジネスと人権」(P140)に関する国際的な要請の高まり、いわゆる「複合差別」の観点といった国際的潮流の動向により、わが国の人権状況は大きく変化しています。

これらの変化を踏まえ、人権課題の解決に向けて、新たな基本計画、「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」(2025(令和7)年6月閣議決定)(P135)が定められ、各種人権課題の解決に向けた施策の推進をめざしています。

特に、インターネット上の人権侵害は深刻化し、社会の分断を招き、基本的人権の根幹を揺るがす恐れがあるとの認識も示されています。

1. 女性の人権

● 条約・法制度の整備状況

国際社会においては、1985(昭和60)年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)が締結されました。その中では、男子も女子も個人として等しく尊重されるべきとされており、女性の地位向上に向けた取り組みが進められてきました。

また、2015(平成27)年に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」(P130)では、「ジェンダー平等の実現」が掲げられ、性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かちあうことが求められています。

わが国では、1999(平成11)年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、その基本理念や方向性が示されています。その後、2020(令和2)年に「第5次男女共同参画基本計画」が策定

され、「ジェンダー平等の意識改革と社会全体の理解促進」、「女性の経済的自立と活躍推進」、「男女が共に安心して暮らせる社会の実現」、「多様な性別・性自認を尊重する社会づくり」等を目標とし、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)(P141)をはじめとするさまざまな取り組みが進められてきました。

2022(令和4)年には、「女性の活躍推進に関する新たな行動計画」が策定され、女性の多様な活躍促進やジェンダー平等のさらなる推進、働き方改革との連携強化などが盛り込まれています。また、2015(平成27)年に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が一部改正され、この改正により、女性活躍推進の対象範囲が拡大され、企業や自治体における女性の活躍推進に加え、多様な人材の活用やジェンダー平等の推進がより一層強化されています。

2024(令和6)年4月には、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思を尊重されながら最適な支援を受け、自立できるよう支援体制を整備することを目的として、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(P133)が施行されました。

2025(令和7)年には、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)が相次いで改正されています。

大阪府では、2021(令和3)年に策定された「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」にもとづき、「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革」「方針の立案・決定過程への女性の参画拡大」「職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進」「多様な立場の人々が安心して暮らせる環境の整備」の4つを重点目標とし、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められており、2026(令和8年)以降の新たな男女共同参画プランも策定されています。

また、2022(令和4)年には、「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2022-2026)」が策定されました。

● 本市における取り組み

本市では、1988(昭和63)年に女性施策の基本方向を示した「男女平等を推進するための八尾市指針」の策定とともに、八尾市女性施策推進本部(現在の八尾市男女共同参画施策推進本部)を設置し、男女共同参画の推進に努めてきました。

1999(平成11)年には、「やお女と男のはつらつプラン」、2009(平成21)年には、「第2次やお女と男のはつらつプラン」を策定し、性別による固定的な役割分担意識の解消や、男女平等・男女共同参画を浸透させる教育・学習の推進、あらゆる暴力の根絶、人権としての性の尊重などのほかに、男女が対等な立場であらゆる分野に参加・参画することが確保される社会など、男女共同参画社会の実現をめざして取り組んできました。

また、2010(平成22)年には、市民や事業者・市が果たすべき役割、相互に共有しておくべき基本的な考え方等を示した「八尾市男女共同参画推進条例」を施行しました。

さらに、2016(平成28)年に「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」を策定し、2021(令和3)年に改定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

● 現状と課題

社会のあらゆる分野で女性の参画は進んでいるものの、世界経済フォーラムの2025(令和7)年「ジェンダー・ギャップ指数」で日本は148ヶ国中118位と、国際的に見ても男女間格差が大きいという現状であり、政治と経済分野では特に進捗が遅れています。

内閣府の調査によれば、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス(P128))が依然として根強く存在していることが指摘されています。

性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力(DV)(P137)、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント(P136)などによる女性の人権侵害は依然として深刻な状況にあり、配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は高水準で推移しています。人身取引(性的サービスや労働の強要等)の問題も存在します。災害時においては、意思決定過程への女性の参画が不十分であり、男女のニーズの違いが十分に配慮されないという課題も生じています。

現代社会では、女性が抱える困難な課題(生活困窮、性暴力、家庭破綻など)が複雑化・多様化・複合化しており、新たな支援の強化が喫緊の課題となっています。この状況に対応するため、2024(令和6)年4月に従来の売春防止法に基づく「保護更生」の枠組みから脱却し、人権の尊重と擁護、男女平等を基本理念とする「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。この新法に基づき、国や地方公共団体は支援の責務を負い、きめ細やかな支援を行う体制が求められています。

● 「令和6年度人権についての市民意識調査」結果

市民意識調査では、女性に関することで特に問題だと思ふこととして、「男女ともに、働きながら、家事や子育て・介護などを両立できる環境が整備されていないこと」が、前回調査と比較して6.5ポイント減少しておりますが、依然として52.1%でもっとも高い傾向にあります。

● 理解を深めるための啓発課題

- ジェンダー平等の本質的理解の促進

性別にかかわらず互いに尊重し、それぞれの個性と能力を最大限に発揮できる社会の重要性を広く啓発する必要があります。

- アンコンシャス・バイアス(P128)(無意識の思い込み)の認識と解消

性別に関する無意識の思い込みが日常生活や職場に存在することを認識し、それらを解消する意識を醸成することが重要です。

- 多様な生き方・働き方の肯定

女性が多様なキャリアパス(P132)を選択し、ワーク・ライフ・バランスを実現できるような社会を肯定的に捉える視点を広める必要があります。

● めざす姿(目標)

女性の人権が尊重され、誰もが偏見や差別なく、能力を発揮し、自分らしく生きられる社会

2. こどもの人権

● 条約・法制度の整備状況

1989(平成元)年の国連総会で、「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)が採択され、18歳未満のすべてのこどもを対象として、こどもが保護の対象としてだけでなく、権利の主体であることが明確に規定されました。こどもはいかなる差別も受けず、「生きる権利」、自分らしく「育つ権利」、あらゆる虐待、放置、搾取から「守られる権利」、家族や地域社会の一員として「参加する権利」がうたわれています。

わが国では、1994(平成6)年に「子どもの権利条約」を締結し、1998(平成10)年に「児童福祉法」の改正、1999(平成11)年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」(児童買春、児童ポルノ禁止法)、2000(平成12)年に虐待の禁止や児童相談所への通告義務を定めた「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)や、2010(平成22)年に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。

2013(平成25)年には「いじめ防止対策推進法」(P129)が施行され、いじめ防止等のための対策についての国及び地方公共団体等の責務が明確にされました。

2014(平成26)年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(子ども貧困対策推進法)が施行され、同法は、2024(令和6)年9月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」(P133)に改正されています。

また、2015(平成27)年3月に「少子化社会対策大綱」が取りまとめられ、同年4月より、子ども・子育て関連3法に基づき、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざし、社会全体で子ども・子育て世帯を支える環境づくりを進める「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。

2017(平成29)年には「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が施行され、さらに、2020(令和2)年4月に「児童福祉法等改正法」が施行され、こどもへの体罰禁止が明記されるなど、こどもの権利を守る法制度の整備が進められてきました。

2023(令和5)年には、こどもの権利利益の擁護等を任務とする「こども家庭庁」が設置され、「こども基本法」(P132)が施行されました。「こども基本法」は、「子どもの権利条約」の4つの一般原則(差別の禁止、生命・生存・発達に対する権利、こどもの最善の利益、こどもの意見の尊重)に基づき、こどもが個人として尊重され、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざしています。

また、政府は2023(令和5)年に「こども大綱」、2025(令和7)年に「こどもまんなか実行計画」を策定し、幅広いこども施策を一体的に推進しています。

● 本市における取り組み

本市では、2004(平成16)年に「八尾市人権教育基本方針」を策定し、あらゆる教育の場における人権教育を推進しています。

また、2015(平成27)年5月には、「みんなでつくる子どもの未来と幸せ」を基本理念に「八尾市こどもいきいき未来計画」が策定され、2020(令和2)年3月にこどもの健全育成と子育て支援、若者支援を切れ目なく総合的に推進するために「八尾市こどもいきいき未来計画」(後期計画)が策定され、こどもの権利の尊重とこどもの主体性の向上に向けた取り組みを進めてきました。

さらに、2015(平成27)年5月に「八尾市いじめ防止基本方針」が策定され、社会全体でいじめ(P128)の問題を克服することをめざして取り組みを進めています。

八尾市子育て総合支援ネットワークセンター等においては、すべての子育て家庭が安心して子育てができるためのサポートとして、相談、情報提供、地域の子育て支援、保育サービスを行ってきました。

また、教育センターにおいては、中学校までの学校教育に関わるこどもの相談、情報提供などを行っています。

こどもの虐待への対応としては、2005(平成17)年度に「八尾市児童虐待防止ネットワーク」を設置しました。現在は、このネットワークから2007(平成19)年度に移行した「八尾市要保護児童対策地域協議会」(P143)において、関係者が連携して、虐待発生予防の取り組みを進めています。

また、2020(令和2)年4月には、市長部局と教育委員会がより一層連携し、オール八尾市でいじめの未然防止と早期発見・早期対応の取り組みを進めるために、市長部局に「いじめから子どもを守る課」を設置し、すべての子どもが安心して生活し、健やかに育つことができる地域社会を実現するため、2020(令和2)年10月には「八尾市いじめから子どもを守る条例」を制定するなど、いじめ対策を強化しています。

2022(令和4)年10月、妊娠期からおおむね18歳までの子どもや子育て世帯が気軽に集い、交流や相談できる場所として、こども総合支援センター「ほっぷ」を生涯学習センター内に開設しました。

さらに、2025(令和7)年、こどものこえを聴き、こどものしあわせをいちばんに考える『みんな

でつくる“こどもまんなか”やおのまち』を基本理念とし、「八尾市こども計画」を策定しました。

すべてのこども施策において、こどもの幸せを最優先に考えるとともに、すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、こどもの権利を尊重する視点で取り組みを実施しています。

● 現状と課題

学校においては、児童生徒の取り巻く環境が大きく変化する中、暴力行為やいじめの重大事態が増加傾向となっており、教員による体罰(P137)や不適切指導も依然として存在します。スマートフォン等のインターネット利用普及により、SNSやインターネット上での悪質ないじめ、児童買春・児童ポルノ等の性犯罪や性暴力、デートDV(P137)等の被害事例が発生しています。

家庭における児童虐待の相談対応件数も依然として多く、こどもの権利利益の擁護は喫緊の課題です。2024(令和6)年の小・中・高生の自殺者数は過去最多を記録するなど、こどもを取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

少子化や地域社会のつながりの希薄化により、家庭の状況や経済状況に関わらず、子育てが孤立化しやすい環境にあります。こうした中でこどもの貧困や虐待といった問題が深刻化しています。

● 「令和6年度人権についての市民意識調査」結果

市民意識調査では、こどもの人権に関して特に問題だと思うこととして、「インターネットやスマートフォン、SNSなどでいじめや嫌がらせを行うこと」が69.1%で最も高く、次いで「親がこどもに虐待をすること(暴力、暴言、食事を与えないなど)」が64.1%、「仲間はずれや無視、暴力や相手が嫌がることをしたりさせたりするなど、いじめを行うこと」が63.6%となっています。

前回調査と比較して、「インターネットやスマートフォン、SNSなどでいじめや嫌がらせを行うこと」が8.2ポイント増加しています。学習経験がある層でも、「こどものしつけのための体罰」について否定的な考え方を持たない市民が一定数いることが課題です。

● 理解を深めるための啓発課題

- 「こどもは守られるべき存在」から「権利の主体」への意識転換
こどもを単なる保護の対象としてではなく、自律した個人としてその意見や意思を尊重する意識を広める必要があります。
- 「子どもの権利条約」の具体的な内容の周知
「子どもの権利条約」が具体的にどのような権利を保障しているのかを、こどもから大人まで分かりやすく伝える必要があります。
- こどもの SOS のサインを見逃さない感性の育成
こどもの発する SOS のサインに気づき、適切に対応できるような感性を、家庭、学校、地域社会全体で育むことが重要です。

● めざす姿(目標)

こどもの人権が尊重され、誰もが偏見や差別なく、誰もが健やかに成長し、
いじめのない自分らしく生きられる社会

3. 高齢者の人権

● 条約・法制度の整備状況

1982(昭和57)年の国連の高齢化に関する世界会議において、「高齢化に関する国際行動計画」が採択され、1991(平成3)年にはその行動計画推進などを目的として、「高齢者のための国連原則」(高齢者の自立、参加、ケア、自己実現、尊厳の実現)が採択されました。

わが国では、2006(平成18)年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)が施行され、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は速やかに市町村に通報することが義務づけられました。

また、同年、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)が施行され、高齢者の自立支援や尊厳の確保を図っています。

2024(令和6)年1月には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(認知症基本法)が施行され、「新しい認知症観」に立つ認知症施策が推進されています。

● 本市における取り組み

本市では、2018(平成30)年4月からの「第7期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」では、「認知症対策と高齢者の権利擁護の推進施策」等を基本施策として、認知症対策、見守り・相談体制の充実、生きがいづくりや健康づくりに向けた支援、見守り・相談体制の充実、認知症対策などの取り組みを推進してきました。

また、2021(令和3)年度からの「第8期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」において、「高齢者が安心して暮らし続けられる社会の実現」という基本目標に「地域共生社会に向けた地域包括ケアシステムの強化」という副次目標を加えるとともに、目標の実現に向けて効率的に計画を進めてきました。

さらに、2024(令和6)年度からの「第9期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」において、第8期計画において推進してきた身近な地域の視点で高齢者を支える取り組みの成果を踏まえ、「高齢者が自分らしくいきいきと暮らし続けられるまち 八尾」という基本目標に「1人で悩まない、地域で支え合う、地域共生社会の実現」という副次目標を加えるとともに、第6次総計を念頭におき、5つの基本施策を設定し、目標の実現に向けて効率的に計画を進めています。

高齢者あんしんセンター(八尾市地域包括支援センター)においては、介護サービスに関する相談や虐待、「成年後見制度」に関する相談など、高齢者が地域で安心して暮らし続けていくための取り組みを進めています。

また、八尾市地域ケア会議において高齢者の保健・医療・福祉及び地域との円滑な連携と調整を図り、虐待や認知症等の高齢者の人権に関わるケースについては関係機関と連携して人権擁護に配慮した対応を行っています。

● 現状と課題

人口の高齢化が急速に進む中で、高齢者の人権は、高齢者虐待の防止や権利擁護が重要視されています。

養護者や養介護施設従事者等による身体的・心理的虐待、および経済的虐待など、高齢者の人権問題は依然として深刻な状況にあります。急速な高齢化に伴い、認知症の人の数が増加しており、国民一人ひとりが認知症を自分ごとと理解し、共生する社会の実現が求められています。

高齢者を狙った詐欺被害も増加しており、特に還付金詐欺や架空料金請求詐欺が急増しています。

高齢者が社会の重要な一員として尊重され、就業を含む多様な社会活動に参加する機会が確保される社会の形成が課題です。年齢に関わりなく希望に応じて働ける環境の整備や、学習・社会参加の促進など、高齢者が生き生きとした人生を送ることができるよう支援することが重要です。全ての世代の人が「超高齢社会」を構成する一員として、互いに支え合い、希望が持てる未来を切り開いていく必要があります。

「80」代の親が「50」代のこどもの生活を支えるという「8050 問題」(P139)等、ひきこもり状態にある中高年のこどもが自立できず、高齢の親が経済的・精神的な負担を抱え込むケースが多く見られます。

● 「令和6年度人権についての市民意識調査」結果

市民意識調査では、高齢者の人権に関して特に問題だと思うこととして、「悪徳商法や詐欺などで財産を搾取すること」が55.8%で最も高く、次いで「病院や福祉施設において、職員等の対応が不十分であったり、暴力、暴言などの虐待をしたりすること」が44.6%、高齢者虐待防止法の認知状況では「名称は知っている」が41.3%であるのに、「内容まで知っている」は8.5%にすぎません。

学習経験がない層において、「高齢者の人権について」学びたいという関心が高い傾向にあり、地域における人権学習が高齢者層へのアプローチとして重要であることが示唆されています。

● 理解を深めるための啓発課題

- エイジズムの克服

高齢者を画一的に捉えるのではなく、多様な個性と能力を持つ個人として尊重する意識を社会全体で醸成する必要があります。

- 高齢者の経験・知識の尊重と活用

高齢者が長年培ってきた経験や知識が社会の貴重な資源であることを認識し、積極的に活用する機会を創出する視点を広める必要があります。

- 多世代共生の推進

若年層が高齢者に対する理解を深め、多世代が交流し、共に支え合う社会の重要性を啓発する必要があります。

● めざす姿(目標)

高齢者の人権が尊重され、誰もが偏見や差別なく、
安心して生き生きと自分らしく暮らせる社会

4. 障がい者の人権

● 条約・法制度の整備状況

国連は、1975(昭和50)年に「障害者の権利宣言」を採択し、1981(昭和56)年を「完全参加と平等」を掲げた「国際障害者年」とし、その後、順次「国連障害者10年」、「アジア太平洋障害者の10年」、「新アジア太平洋障害者の10年」を定め、各国に具体的な取り組みを求めてきました。

2006(平成18)年に、障がいの有無に関わらず、人としてあたりまえの権利と自由を同じように認め、社会の一員としてあたりまえに生活し、行動し参加できる社会をめざすことを目的とした「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)が採択され、わが国も2014(平成26)年に締結しました。同条約には、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がい者の社会への参加・包容の促進、同条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組みの設置等、障がい者の権利実現のために締約国がとるべき措置等が規定されています。

わが国では、1993(平成5)年に「障害者基本法」が施行され、初めて精神障がい者が障がい者と位置づけられ、2004(平成16)年に、障がいを理由とする差別禁止の規定が追加されました。

また、2002(平成14)年に「身体障害者補助犬法」、2012(平成24)年に「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)、2013(平成25)年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)が施行され、障がい福祉サービスの充実が図られています。

2005(平成17)年には、「発達障害者支援法」が施行され、自閉症(P134)、LD(学習障がい)

(P131)やADHD(注意欠陥・多動性障がい)(P130)などの発達障がい(P139)の早期発見とともに、支援について国や自治体の責務と規定されました。

さらに、2016(平成28)年には、「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮(P132)の提供」を求め、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)(P134)が施行され、同年、大阪府においても、「大阪府障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

2018(平成30)年には、「全ての国民が、障害の有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念のもと、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が施行されました。

2024(令和6)年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が改正され、「事業者による合理的配慮の提供」が義務化されました。

また、旧優生保護法(P132)については、優生手術等を強いられた多くの人々が耐え難い苦痛を経験し、2024(令和6)年7月3日には、最高裁判所が同法規定を憲法違反とし、国の損害賠償責任を認めました。

これを受け、政府は「障がい者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」を設置し、「行動計画」を策定し、取り組みを強化しています。

● 本市における取り組み

本市では、2013(平成 25)年に「第3期八尾市障がい者基本計画～ふれあいプラン～(後期計画)」を策定し、障がいのある人に対する差別意識や偏見の解消、障がいのある人の社会参加の促進に取り組みました。

2021(令和3)年4月からの「第4期八尾市障がい者基本計画」において、「障がいのある人もない人も、ともに認め合い、ともにつながり、ともにかがやく共生のまちづくり」を基本理念として、障がいのある人もない人もすべての人が住み慣れた八尾の地でかけがえのない個人として尊重され、地域のつながりの中で安心して自分らしく生きていくことができるよう、障がい者施策を進めています。

また、2021(令和3)年4月からの「第6期八尾市障がい福祉計画及び第2期八尾市障がい児

福祉計画」において、障がい福祉サービスや障がい児通所支援等のサービス基盤の整備を図りました。

さらに、2024(令和6)年4月には、「第7期八尾市障がい福祉計画及び第3期八尾市障がい児福祉計画」を策定し、障害者総合支援法や児童福祉法に定めるサービス等の必要量を見込むとともに、その提供体制を確保するための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を図ることにより、障がいのある人もない人も、ともに生きる地域づくりの実現をめざしています。

● 現状と課題

障害者差別解消法に基づく「合理的配慮の提供」など、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みが進められています。

旧優生保護法問題は、国の施策が憲法に違反していたことに対する真摯な反省を促しており、二度と繰り返さないよう障がい者に対する偏見や差別を根絶し、共生社会を実現することが政府全体の責務とされています。

障害者差別解消法が施行されたものの、その意義や趣旨、求められる取り組みについて幅広い国民の理解をさらに深める必要があります。障がい者に対する偏見・差別や障がい者を排除しようとする優生思想の根絶が依然として課題です。物理的バリアだけでなく、情報や心のバリアを取り除くことが必要です。

障がいのある人による自己決定や自己選択を尊重し、自ら望む暮らしを実現するための施策の充実が求められています。障がいのある人が住み慣れた地域において自立した生活や社会参加ができるよう、必要なサービスや社会資源の充実を図る等、総合的・体系的な施策の推進が重要です。

● 「令和6年度人権についての市民意識調査」結果

市民意識調査では、障がいのある人の人権に関して特に問題だと思うこととして、「道路の段差や乗り物、建物の設備などにおいて、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりが進んでいないこと」が44.4%で最も高く、次いで「働ける場所や雇用に取り組んでいる企業が少ないこと」が40.0%、「聴覚や視覚に障がいのある人などへ必要な情報を伝える配慮が足りないこと」が31.1%となっています。

「障害者の権利に関する条約」「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」など障がい者の人権に関わる条約や法律の認知度は非常に低くなっています。

学習経験のない層では、「じろじろ見たり、避けたりすること」や「近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少なく孤立していること」をより問題視する傾向が見られます。

● 理解を深めるための啓発課題

- 合理的配慮の必要性と具体的な内容の理解
合理的配慮がなぜ必要なのか、本人の意向をどのように調整するのかを、広く社会に周知する必要があります。
- 多様な障がいの特性と必要な支援の理解
障がいには様々な種類があり、それぞれ必要な支援が異なることを理解し、個別具体的なニーズに応じた対応の重要性を啓発する必要があります。

● めざす姿(目標)

障がい者の人権が尊重され、誰もが偏見や差別なく
ともに輝き、自分らしく生きられる社会

5. 部落差別(同和問題)

● 条約・法制度の整備状況

1965(昭和40)年に出された国の同和対策審議会の答申を受けて、答申を具体化するため、1969(昭和44)年に「同和対策事業特別措置法」が、1982(昭和57)年に「地域改善対策特別措置法」が、さらに、1987(昭和62)年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)が施行され、地域の環境や住民の生活向上等の実態的差別は大きく改善されました。

その後、2002(平成14)年3月末に、これらの財政上の特別措置を講じるための法律は失効し、以降は、一般施策を活用して、残された課題の解決に努めることとなりました。

また、2016(平成28)年に「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)(P

141)が施行されました。この法律は、現在もなお部落差別は存在するとともに、情報化の進展に伴って、部落差別に関する状況が変化している中で、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

● 本市における取り組み

本市では、1963(昭和38)年に「同和教育の基本方針」を策定し、部落差別(同和問題)の解決に取り組んできました。

また、1970(昭和45)年に、八尾市同和対策審議会の答申が出され、生活環境や生活実態の改善、同和教育の推進に取り組んできました。その後、2002(平成14)年3月末で特別措置による法律が終了し、現在においては、一般施策を活用して残された課題の解決に努めています。

部落差別(同和問題)の解決に向けて、2004(平成16)年に「八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方について」を策定し、その後、2013(平成25)年に時点修正を行い、各分野における施策の推進方向に基づいて取り組みを進めてきました。

「人権教育・啓発」に関わる施策の推進方向として、「同和問題に対する正しい理解の促進と人権尊重の理念の普及」では、①市民が同和問題を正しく理解し認識を深め、それが態度や行動に結びつくよう手法や内容に工夫をこらすこと、②差別の厳しさを強調するだけでなく、同和問題が解決可能な問題であるという具体的な展望を示すこと、③人権尊重の理念が社会のルールとして浸透するよう、人権に関する法制度などの普及・啓発に努めること、④地域における交流やまちづくりの協働活動などを通じて、豊かな人間関係づくりを進め、人権を学ぶことができるよう人権教育・啓発を推進していくことがあげられています。

その他、フィールドワークや参加体験型等の手法を取り入れるほか、人権課題の当事者の体験や願いから学んだ「人権教育プログラム・教材の開発」、「人権教育・啓発の推進を担う人材の養成」、人権についての市民意識調査や差別事象の分析など「人権教育・啓発に関する情報収集・提供と調査・研究」、「土地取引等における差別の解消」、「行政・企業とNPO等との協働促進・支援」、「公務員などへの人権教育の実施」、「推進体制の整備」があげられています。

また、「教育」に関わる施策の推進方向においては、「教育の機会均等の確保」、「確かな学力の向上」、「人権教育の一環としての同和教育の推進」、「家庭教育、子育て支援の促進」、識字教

室の充実や情報活用能力の向上など「学習活動や自主的活動の充実への支援」を掲げています。

2011(平成23)年10月に改正された「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制に関する条例」では、部落差別につながる「個人調査」と「土地調査」を規制しており、本市においてもその周知に努めています。

また、第三者が戸籍謄本や住民票の写しなどを不正に取得した事件が次々に明らかになったため、2013(平成25)年には、登録型「本人通知制度」(P141)を導入し、戸籍謄本等の不正請求の抑止に向けた取り組みを進めています。

さらに、2019(令和元)年7月に、市長より八尾市人権尊重の社会づくり審議会に対し、「部落差別の解消に関する施策について」諮問を行い、2021(令和3)年12月に同審議会より『八尾市「部落差別の解消に関する施策の方向性について」八尾市部落差別解消推進基本方針答申』の提出を受けました。

● 現状と課題

法務省の「令和7年版人権教育・啓発白書」によると、部落差別(同和問題)は、日本社会の歴史的過程で形成された身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であること等を理由に結婚を反対されたり、就職等の日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、わが国固有の人権問題であり、早期解決が国民的課題とされています。

戦後、特別措置法に基づく施策により生活環境は大きく改善され、差別意識解消に向けた教育・啓発も進みましたが、情報化の進展等に伴い、状況は変化しています。

部落差別(同和問題)は劣悪な生活環境の改善が進んだものの、情報化社会の進展に伴い、インターネット上の識別情報の適示やデマの掲載などで深刻化しており、土地売買や結婚や就職における差別も依然として根強く残っています。

また、近年、インターネット上では特定の地域を同和地区と指摘する「識別情報の適示」が増加しています。

教育・啓発においては、部落差別(同和問題)の実態を踏まえて正確な情報を伝えるとともに、部落差別(同和問題)に関する正しい知識のもと、物事を合理的に判断して行動するように働きかける教育・啓発が求められています。

「えせ同和行為」の排除も引き続き必要です。就職や結婚に際しての差別身元調査、土地に関する差別調査といった問題も報告されています。

大阪府では「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制に関する条例」(2025(令和7)年6月一部改正)により、差別につながる調査を規制し、毎年10月を条例啓発月間として周知啓発活動を行っています。

『八尾市「部落差別の解消に関する施策の方向性について」

八尾市部落差別解消推進基本方針答申』

2021(令和3)年12月に八尾市人権尊重の社会づくり審議会より出された本答申では、部落差別解消推進法の理念に基づき、解消に向けた施策の方向性を「部落を改善する」から「差別を変える」へと転換し、複合的な課題に対応できる相談体制の抜本的な強化、および、当事者の体験や願いを踏まえた体系的かつ実践的な教育・啓発の推進が急務であるとされています。

また、部落差別の解消は重要な課題と認識しており、答申には「部落差別の解消をめざす相談体制の充実」「部落差別の解消をめざす人権教育・啓発の推進」「部落差別の解消をめざす実態調査の実施」「部落差別の解消をめざす同和地区の生活改善とにぎわいと交流の推進」「国・大阪府への働きかけ」といった方向性が示されています。

この方向性は、すべての人権課題に関連する項目であり、本計画の「第6章 人権教育・啓発を進めるために」の項目に取り入れています。

● 「令和6年度人権についての市民意識調査」結果

「部落差別解消推進法(部落差別の解消の推進に関する法律)」を「知っている計」は 40.3%、「大阪府部落差別調査規制条例(大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例)」を「知っている計」は 19.3%となっており、認知状況は高いとは言えません。

部落差別(同和問題)に関することで特に問題だと思うこととして、「正しく理解されていないこと」は 36.8%で最も高く、次いで、「インターネットなどを利用して、デマや差別的な情報を掲載すること」は 32.9%、「就職や職場等において不利な扱いをすること」は 29.8%、「結婚や就職にあたって、身元調査をすること」は 29.2%と上位を占めています。

部落差別(同和問題)に関する教育や啓発はできるだけ行わず、そっとしておくほうがよいという考え方は「そう思わない計」が 45.5%で、「そう思う計」の 18.6%に比べ 26.9 ポイント上回っています。

インターネットなどで、デマや差別的な情報が掲載されている中、部落差別(同和問題)を正しく理解するための啓発が求められています。

● 理解を深めるための啓発課題

- 「知らないこと」が差別を再生産する構造の認識
部落差別(同和問題)について「知らない」ことが、無意識のうちに差別を助長する可能性を認識し、学ぶことの重要性を啓発する必要があります。
- 歴史的背景と現代の差別のつながりの理解
過去の歴史が現代の差別にどのように影響しているのかを理解し、その不当性を認識する視点を広める必要があります。
- インターネットリテラシー(P129)の向上
インターネット上の不確かな情報や差別情報に惑わされず、冷静かつ批判的に情報を見極める能力を育むことが重要です。
- 個人の尊厳尊重の徹底
どのような出自であっても、一人の人間として尊重されるべきであるという基本的人権の理念を社会全体で共有し、行動に移すことが重要です。

● めざす姿(目標)

部落差別(同和問題)が解消され、
誰もが偏見や差別なく、自分らしく生きられる社会

6. 外国人の人権

● 条約・法制度の整備状況

日本国憲法は、権利の性質上日本国民のみを対象とすると解されるものを除き、在留外国人にも基本的人権の享有を保障しており、国際的にも「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」が人種差別の撤廃を求めています。

2006(平成18)年3月に、「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、外国人市民に対して行うべきコミュニケーション支援、生活支援、多文化共生の地域づくりの指針を示し、「国際交流」、「国際協力」、「地域における多文化共生」の3つを柱とする取り組みが進められています。

2012(平成24)年には、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行され、外国人市民も「住民基本台帳制度」の対象となりました。

また、2016(平成28)年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)(P142)が施行されました。この法律は、特定の民族や国籍の人びとを排斥する差別的言動であるヘイトスピーチをなくし、人種や民族等の違いを超え、互いに人権を尊重しあう社会をめざすものです。

さらに、2017(平成29)年に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行されました。

その後、政府は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」や「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を策定し、「外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会」の実現をめざしています。

● 本市における取り組み

本市では、1979(昭和54)年に職員採用試験(行政職)の受験資格から国籍条項を撤廃、1990(平成2)年には、「八尾市在日外国人教育基本指針」を策定し、在日外国人教育・国際理解教育の推進に努めてきました。

また、1990(平成2)年8月には、(財)八尾市国際交流センターを設立し、市民の国際意識の高揚や諸外国との相互理解の増進、外国人市民との相互交流、外国人市民への支援など各種の施策を実施してきました。

2003(平成15)年に策定された「八尾市国際化施策推進基本指針」に基づき、2004(平成16)年に「八尾市国際化施策推進計画」を策定、そして、2014(平成26)年に「八尾市多文化共生推進計画」を策定し、2021(令和3)年度からは「第2次八尾市多文化共生推進計画」に基づき、多文化共生社会の構築をめざして取り組みを進めています。

2011(平成23)年に市の施策や事業に対して、外国人市民の当事者や支援者などの意見を聞く場として、外国人市民会議を設置しました。

また、本市では、2008(平成20)年度より外国人相談事業を外国人集住地区に近い、桂及び安中人権コミュニティセンターの2箇所で開催してきましたが、2019(令和元)年12月に国の「外国人受入環境整備交付金」を活用し、新たに市の外国人相談事業を束ねる「基幹窓口」を八尾市生涯学習センター内に整備し、市全体としての相談体制の拡充を図りました。

そのほか、災害時の外国人市民への支援としては、2016(平成28)年度に(公財)八尾市国際交流センターと協定を締結し、設置に向けての研修等に取り組んでいます。

さらに、アメリカ合衆国ワシントン州ベルビュー市、中華人民共和国上海市嘉定区と、それぞれ姉妹都市・友好都市として、文化・スポーツ・行政等における交流を進めてきました。上海市嘉定区とは、相互に中高生を派遣しあい、国際理解を深め、交流を図っています。

地域においては、異文化にルーツのある人びとが集う行事である「八尾国際交流野遊祭」が毎年開催され、地域における外国人市民との共生が進められています。

● 現状と課題

わが国に在留する外国人数は増加傾向にあり、国際化の進展、技能実習生を含む外国人労働者の増加に伴い、外国人は社会生活においてより身近な存在となっています。

わが国では、外国にルーツのある人がさまざまな理由で暮らしていますが、就労の場面で差別的な扱いを受けたり、入居・入店を拒否されたりするなど、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足から生じる偏見が依然として根強く存在し、人種・民族・国籍への偏見から生じるレイシャル・ハラスメント(P143)が社会問題となっています。

また、言語の問題から、行政サービスの利用や情報の取得が困難で不利益が生じるという状況もあります。

2010(平成22)年頃には、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動(ヘイトスピーチ)が社会問題化し、2016(平成28)年「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行されましたが、依然としてインターネット上でのヘイトスピーチに対する対応や政治活動との関係などの課題が残されています。

大阪府では 2019(令和元)年に「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」を施行し、ヘイトスピーチの根絶に向けた教育・啓発、2023(令和5)年には「大阪府在日外国人施策に関する指針」を改正し、多言語コミュニケーション支援などの共生社会の実現に向けて取り組まれています。

本市は、外国籍を有する市民が大阪府内で4番目に多い自治体であり、歴史的な経緯から、韓国・朝鮮籍市民が以前から多く暮らしていましたが、ベトナム籍や中国籍の人など、さまざまな国籍や民族、文化的背景を持った外国人市民がともに暮らしています。

また、本市の企業で働く外国人労働者や受け入れている技能実習生、留学生など、新たに本市を生活の拠点とする外国人市民が増加しており、互いの違いを尊重する姿勢がますます求められます。

本市では、外国人市民へのやさしい日本語を含む多言語での情報提供や日本語学習支援、外国人相談窓口の設置などの生活支援を実施していますが、外国人の多様化、生活エリアの拡大にどのように対応するのが課題となっています。

また、学校現場でも通訳派遣や日本語指導、多言語進路ガイダンスなどの支援を行っていますが、増加する日本語指導を必要とする子どもをどう支援するのが課題となっています。

● 「令和6年度人権についての市民意識調査」結果

「ヘイトスピーチ解消法(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推

進に関する法律)」の認知状況は「知っている計」は38.0%で、高いとは言えません。

外国人に関することで特に問題だと思うことは、「特定の民族や国籍の人々に対して不当な差別的言動(ヘイトスピーチ)が行われること」は37.3%で最も高く、次いで、「外国語で対応できる相談窓口や病院・施設が少ないこと」は35.0%、「就職や職場等において不利な扱いをすること」は25.8%と上位を占めています。

「外国人労働者が増えると日本人の労働の場が奪われる」という考え方は「そう思わない計」が45.7%、「外国人が近所に引越してくることは不安である」という考え方は、「そう思わない計」が39.3%と「そう思う計」25.9%を上回っています。

学習経験がある層では、ヘイトスピーチや相談窓口の不足をより強く問題視する傾向が見られます。

● 理解を深めるための啓発課題

- 外国人との共生の重要性の認識
国籍や文化の違いに関わらず、共に地域社会を創り、支えあう対等なパートナーとして尊重し合うことの重要性を啓発する必要があります。
- 異文化理解の促進
異なる文化や習慣を持つ人々と交流し、互いの違いを尊重する姿勢を育むことが重要です。
- 排外主義的な言動の不当性の認識
ヘイトスピーチが個人の尊厳を傷つけ、社会に分断をもたらす不当な行為であることを認識し、毅然とした態度で反対する意識を広める必要があります。
- メディアリテラシーの向上
外国人に関する偏った情報やデマに惑わされず、正確な情報に基づいて判断する能力を育むことが重要です。

● めざす姿(目標)

国籍や文化、言葉の違いに関わらず、誰もが偏見や差別なく
互いの人権が尊重され、安心して自分らしく生きられる社会

7. インターネット上の人権

● 条約・法制度の整備状況

2002(平成14)年に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任法)(P138)が施行され、インターネット上で名誉毀損やプライバシー侵害が起こった場合、その被害者はプロバイダ等に対して人権侵害情報の発信者(掲示板等)に書き込んだ人)に関する情報の開示や、人権侵害情報の削除を求めることができるようになりました。

また、2003(平成15)年に「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)が施行され、これまでの「干渉されない権利」といったプライバシーの概念は、「自らの情報を自らが管理する権利」へと拡大されており、市民自身が個人情報を自ら管理し、コントロールする力をつけるとともに、個人情報の保護について事業者の主体的な取り組みを促進しています。

さらに、2008(平成20)年に、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(出会い系サイト規制法)の改正法の施行、2009(平成21)年に、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(青少年インターネット環境整備法)が施行されました。

2025(令和7)年4月には「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」(情報流通プラットフォーム対処法)(P138)が施行され、被害者救済と表現の自由のバランスを図りつつ、9つの大規模プラットフォーム事業者に対し、削除申出窓口の整備による対応の迅速化、運用状況の透明化、および侵害情報調査専門員の配置を義務付けました。これにより、発信者情報開示請求権の規定も含め、匿名性の高い人権侵害に対し、迅速かつ適切な対処ができる体制が強化されました。

また、2022(令和4)年の刑法改正により、侮辱罪の法定刑が引き上げられました。

大阪府では、2023(令和5)年10月に「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」(P131)を一部改正し、被害者や行為者への相談支援体制のさらなる充実に取り組んでおり、本条例を踏まえ、インターネット上のトラブル等の専門相談窓口である「ネットハーモニー」(P138)を設置し、インターネット上の人権侵害への対応に取り組んでいます。

● 本市における取り組み

本市では、高度情報社会においては、本人が気づかない間に個人情報が収集され、利用されることが起こり得ることに対応して、1998(平成10)年10月に「八尾市個人情報保護条例」を施行し、個人情報の適正な取り扱いを推進してきましたが、2023(令和5)年に「八尾市個人情報保護条例」を廃止し、「個人情報保護法」により運用しています。

また、2023(令和5)年10月に一部改正された「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」を踏まえ、大阪府が設置している「ネットハーモニー」の周知や案内を行うなど、大阪府と連携し、インターネット上の人権侵害への対応に取り組んでいます。

● 現状と課題

情報化社会の進展に伴い、スマートフォンやSNSが普及し、情報の伝達手段としてインターネットが急速に発展し、誰もが情報を瞬時に発信・入手・拡散できる社会となりました。

しかし、その一方で、インターネット上の人権侵害が深刻化しています。個人への誹謗中傷、名誉毀損、プライバシーの侵害、差別を助長する表現、子どもが犯罪に巻き込まれるケースなど、さまざまな人権問題が急速に深刻化しています。

インターネット上の情報は瞬時に拡散し、削除が極めて困難であるという特徴があります。加害者が匿名であることが多く、動機も多様で、「自己の正義感に基づく言論が誹謗中傷に発展するケース」や「広告収入目的のケース」などがあります。

災害発生時においても、不確かな情報に基づく他者への不当な扱いや、被災者等への偏見・差別を助長する情報の発信・拡散といった問題も発生しており、これは災害対応の妨げにつながりかねません。

また、たとえインターネット上で加害者と繋がることができる場合も、アプローチの仕方によっては差別を助長する情報発信や拡散をされる可能性もあり、対応に苦慮している現状があります。

相談窓口に寄せられる被害件数は高止まりしており、抜本的な解決には至っていません。被害者にならないための留意点や対応だけでなく、加害者にならないための「責任ある情報発信」という観点からの教育・啓発に重点を置く必要があります。今後、プロバイダ等の事業者による自主的な削除・取り組みの継続が望まれます。

政府は「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」を策定し、情報モラル

(P134)及びICTリテラシーの向上、発信者情報開示に関する取り組みを推進しています。

本市では、インターネットを悪用した児童等の犯罪被害防止のため、保護者と児童等で利用ルールを定めることやフィルタリングサービス(P140)の活用を推奨しています。

● 「令和6年度人権についての市民意識調査」結果

インターネットに関する人権に関して特に問題だと思うこととして、「デマを流したり、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などを掲載すること」は 40.4%で最も高く、次いで「個人情報流出などの問題が多く発生していること」は 34.2%、「インターネット上で人権侵害を受けた人のための相談・支援体制が十分でないこと」は 32.3%となっています。

● 理解を深めるための啓発課題

● 匿名性の光と影の認識

インターネットの匿名性は、既存の人間関係に縛られない自由な自己表現や多様な価値観の共有を促進する一方で、無責任な発言や誹謗中傷を助長する負の側面があることを認識する必要があり、人権侵害を伴う表現は許容されません。

● 発信者としての責任の自覚

インターネット上で情報を発信する際には、その情報が他者に与える影響を考慮し、責任を持って発信することの重要性を啓発する必要があります。

● 情報を見極める力の向上

インターネット上の情報がすべて正しいわけではないことを理解し、情報源の信頼性や内容の真偽を多角的に検証する能力を育むことが重要です。

● 悪質な投稿の違法性の認識

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害において、違法性があると判断された場合に法的措置が課せられる可能性があります。

● 被害者への共感と支援の姿勢

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害の被害者に対する共感と、適切な支援を提供する姿勢を社会全体で育むことが重要です。

● めざす姿(目標)

インターネット上における人権が尊重され、偏見や差別、誹謗中傷のない、誰もが安全かつ自由に情報を活用し、自分らしく生きられる社会

8. 特定の疾患がある人の人権

● 条約・法制度の整備状況

「らい予防法の廃止に関する法律」(1996(平成8)年)の制定後、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(ハンセン病問題基本法)(2009(平成21)年)の施行等を通して、人びとの偏見と差別を払しょくし、患者や回復者が地域社会と交流を深めながら自立した社会生活を送ることができるよう、法律に基づく取り組みが進められています。

また、2019(令和元)年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の対象に家族を加える改正が行われるとともに、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行されました。

● 現状と課題

医学的に不正確な知識や過度の危機意識は、感染症の患者やその家族、医療従事者等への偏見や差別意識を生み出すことがあります。特に、SNSの普及により、不正確な情報が瞬時に拡散し、差別を助長する危険性があります。患者等の人権尊重は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」や「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」に掲げられています。

新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行では、感染者やその家族、医療従事者等への偏見や差別が深刻な社会問題となりました。法改正により差別的取扱い等を防止するための啓発活動が国及び地方公共団体の責務として規定され、基本的人権の尊重が目標として掲げられています。

新型コロナウイルス感染症に関連した問題として、新型コロナウイルスに感染した人やその家族、外国から帰国した人や外国人、感染者の治療にあたっている医療機関従事者やその家族、

宅配便の配達員や運送業者などの流通に従事する人、スーパーやドラッグストアなどの小売業に従事する人や介護職員などの「エッセンシャルワーカー」(P129)といわれる生活に必需の業務に従事されている人などに対する心ない書き込みや誹謗中傷がSNS等で起こりました。

HIV感染症は早期診断・早期治療により通常の生活が可能ですが、過去の情報から定着した固定観念による理解不足に起因する、HIV感染者やエイズ患者に対する偏見や差別が依然として存在します。正しい知識の普及啓発が重要です。

2024(令和6)年度の「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査」では、「ハンセン病元患者の身体に触れることや同じ浴場を利用すること」、「家族と結婚すること」に対して約2割が抵抗感を示しており、社会にハンセン病に対する偏見や差別が根深く残存していることが明らかになっています。

これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があり、医療従事者の士気の維持の観点からも防止すべき課題です。

感染症は誰でも感染する可能性があるものであり、偏見・差別は許されないこと、法的責任を伴い得ることなどを啓発することが重要です。あらゆる機会を通じて感染症に関する正確な知識の普及啓発に努めるとともに、感染症の患者等に対する偏見や差別の歴史も踏まえ、人権を尊重するための振る舞いを考え、学び、偏見や差別を予防・解消する必要があります。

大阪府では、HIV・エイズ、ハンセン病に関する研修会や啓発冊子の作成を通じて正しい知識の普及啓発に努め、人権相談窓口をする開設するなど、正しい知識の普及啓発を行っています。

社会情勢や生活環境の変化等に伴って新たに意識される人権問題についても、特定の人権課題の当事者だけの問題ではなく、社会全体の課題として、人権尊重の観点から人権教育・啓発を進めていく必要があります。

● 「令和6年度人権についての市民意識調査」結果

エイズ患者・HIV感染症患者に関することで特に問題だと思ふこととして、「エイズ・HIV陽性者に関して、正しく理解されていないこと」が42.2%で最も高く、次いで、「偏見による差別的な発言や行動をすること」が29.3%、「患者・陽性者のプライバシーを守らないこと」が26.9%と上位を占めています。

ハンセン病回復者の人権に関して特に問題だと思うこととして、「ハンセン病に関して、正しく理解されていないこと」が 33.5%で最も高く、次いで「就職・職場等において不利な扱いをすること」が 22.7%、「じろじろ見たり、避けたりすること」が 19.4%とされています。

人権学習の経験がある層では、プライバシー保護や差別的言動の問題への気づいた人の割合が高い傾向が見られます。

● 理解を深めるための啓発課題

- 感染症に関する正しい知識の普及
感染経路の誤解をなくし、日常的な接触では感染しないことを広く啓発する必要があります。
- 差別や偏見がもたらす影響の認識
感染者への差別や偏見が、彼らの尊厳を傷つけ、社会生活を困難にさせるだけでなく、感染拡大防止にも悪影響を与えることを啓発する必要があります。
- プライバシー保護の重要性の認識
感染の事実は、個人の最もセンシティブな情報の一つであり、本人の同意なく開示してはならないことを徹底する必要があります。
- 語り継ぐことの重要性
ハンセン病問題は「過去のこと」ではなく、未知の感染症(ウイルス)への対応においては、現代社会にも通じる差別や偏見の問題であり、その教訓を次世代に語り継ぐことの重要性を啓発する必要があります。

● めざす姿(目標)

感染症の患者等の人権が尊重され、誰もが偏見や差別なく、
尊厳を持って自分らしく生きられる社会

9. 性的マイノリティの人権

● 条約・法制度の整備状況

2004(平成16)年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(性同一性障害特例法)が施行され、一定の条件を満たす人について戸籍の性別変更が可能となりました。

また、2008(平成20)年に同法を改正し、性別変更できる条件を「現に子がいないこと」から「未成年の子がいないこと」に緩和されました。

2017(平成29)年に大阪府では「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」が策定され、2019(令和元)年には「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が施行されるとともに、2020(令和2)年からパートナーシップ宣誓証明制度が開始されました。

2023(令和5)年6月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法)」(P135)が施行されました。これにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないとの認識のもと、共生社会の実現をめざし、理解増進施策が推進されています。

● 現状と課題

性的マイノリティ(LGBTQ+)(P130)の人々は、調査の対象や方法の違い等によるばらつきが見られますが、全人口の5~10%を占めると言われており、性のあり方は多様です。

LGBTQ+は、「レスビアン(女性同性愛者)」「ゲイ(男性同性愛者)」「バイセクシュアル(両性愛者)」「トランスジェンダー(体と心の性に違和がある人)」「クエスチョニング/クィア(性自認や性的指向が明確でない人、定義づけたくない人など)」の頭文字をとったもので、「+」は、それ以外にもさまざまな性のあり方があることを示しています。

また、多様な性のあり方を尊重し、差別や偏見をなくするための重要な概念として、「性的指向(Sexual Orientation)」と「性自認(Gender Identity)」の頭文字をとった「SOGI」(P136)が注目されています。

性的マイノリティ(LGBTQ+)の人々に対する知識や理解はまだまだ低く、偏見や差別の壁に苦しむ人々が存在し、性的指向を理由とする差別や、身体の性と心の性の性別違和に悩む人々

が、職場や学校等で嫌がらせやいじめ、差別を受けて苦しんでいます。特に、10代の性的マイノリティ(LGBTQ+)では、自殺念慮の経験は高いという調査もあります。

性的指向や性自認に関するハラスメント(SOGIハラ)も問題となっており、偏見に基づく差別的な言動、望まない性別での生活強要、雇用差別、アウトティング(P128)などが含まれます。SOGIハラをなくすためには、性的マイノリティ(LGBTQ+)を「いない」ことにしない、性の多様性について知る機会を確保する、差別を許さず多様性を肯定する姿勢を発信することなどが重要とされています。

ハラスメント対策が事業者に義務付けられています。LGBT理解増進法の趣旨や性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性について、広報活動等を通じた知識の普及に努めることが必要です。

また、地方公共団体の職員採用における unnecessary 事項の把握の見直しや、各種ハラスメント防止に向けた取り組みを通じて、職員の理解増進を図ることも課題です。

大阪府では 2019(令和元)年10月に「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」を施行し、職員研修や府民・事業者への啓発、相談支援、パートナーシップ宣誓証明制度の導入などに取り組んでいます。

本市では独自のパートナーシップ制度は導入されていませんが、大阪府の宣誓証明を受けた方の市営住宅への入居が可能になりました。

本市でも、多様な性のあり方を受け入れる社会に向けた啓発活動が必要とされています。

● 「令和6年度人権についての市民意識調査」結果

性的マイノリティ(LGBTQ+)の人権に関して特に問題だと思うこととして、「性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)に関して、正しく理解されていないこと」が 44.7%で最も高く、次いで「偏見による差別的な発言や行動をすること」が 39.7%、「学校や職場でいじめや嫌がらせをすること」が 35.6%となっています。

女性は男性に比べて、「就職・職場等において不利な扱いをすること」や「『男らしく、女らしく』という考えを押しつけること」などをより問題視する傾向が見られます。

『性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律』の認知状況は「知っている計」が 32.8%とまだ低い状況です。

● 理解を深めるための啓発課題

- 性の多様性に関する正しい知識の普及
性的指向や性自認は個人の生まれ持った特性であり、誰もが多様な性のあり方を持っていることを理解する必要があります。
- 差別や偏見がもたらす深刻な影響の認識
性的マイノリティ(LGBTQ+)に対する差別や偏見が、精神的な健康や社会生活に深刻な影響を与えることを認識する必要があります。
- アウティングの禁止の徹底
アウティングが個人の尊厳を深く傷つける行為であることを認識し、いかなる場合も行ってはならないことを徹底する必要があります。
- 「普通」という概念の見直し
「男らしさ」「女らしさ」「異性愛」といった固定的な「普通」の概念にとらわれず、多様な価値観を肯定する社会を築くことの重要性を啓発する必要があります。

● めざす姿(目標)

性的指向や性自認に関わらず、誰もが偏見や差別なく、
すべての人が自分らしくありのままに生き、尊重される社会

10. 刑を終えて出所した人の人権

● 条約・法制度の整備状況

2008(平成20)年に「更生保護法」が施行され、保護観察の遵守事項の整理・充実と保護観察の強化による再犯防止が図られています。

2016(平成28)年12月には、「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下、「再犯防止推進法」という。)(P134)が公布・施行され、刑を終えて出所した人等が社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することが基本理念として掲げられています。

● 本市における取り組み

2025(令和7)年3月、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として、「八尾市再犯防止推進計画」を八尾市地域福祉計画と一体的に策定し、「誰ひとり取り残さないしあわせを感じる共生のまち」の実現に向け、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するとともに、再犯防止に関する取り組みを推進しています。

● 現状と課題

刑を終えて出所した人とその家族に対する偏見や差別は根強く、就職や住居の確保が困難なため、社会復帰が極めて厳しい状況にあります。本人が地域社会に包摂され、安定した生活を送るためには、本人の更生意欲とともに、周囲の理解と協力が不可欠です。

刑を終えて出所した人等だけでなく、その家族に対する偏見や差別も問題となっており、社会復帰を妨げる誹謗中傷や就職差別等が見られます。社会的に排除され、就労の場を得られないことが、結果として再犯につながる問題も指摘されています。高齢者や障がいのある人における累犯の問題も深刻です。

円滑な社会復帰には本人の強い更生意欲に加え、地域社会が受け入れる周囲の理解と協力が不可欠です。政府は「再犯防止推進計画」において、国民の関心と理解が得られる広報・啓発を行うことを掲げ、「再犯防止啓発月間」や“社会を明るくする運動”を通じて、国民の関心と理解を深めるための広報・啓発活動が推進されています。

刑を終えて出所した人等に対する差別意識の解消に向けた取り組みが求められており、国や大阪府、社会復帰支援組織等との連携が重要です。

● 「令和6年度人権についての市民意識調査」結果

刑を終えて出所した人等に関して特に問題だと思うこととして、「報道、インターネットや地域住民によってプライバシーを侵害され、生活の平穏が保てなくなること」が32.0%で最も高く、次いで「就職や職場において不利な扱いをすること」が28.1%、「相談窓口や支援体制が不十分であること」が23.9%とされています。

● 理解を深めるための啓発課題

- 罪を償った人の社会復帰の重要性の認識
刑を終えた人が社会で再出発できる環境を整えることは、再犯防止にもつながり、安全な社会を築く上で不可欠であることを啓発する必要があります。
- 「更生」への理解と支援の姿勢
罪を償い、更生しようと努力する人を社会全体で温かく受け入れ、支援することの重要性を啓発する必要があります。
- 偏見や差別の解消
「一度罪を犯した人は一生変わらない」といった偏見をなくし、個人の努力や変化を尊重する意識を醸成する必要があります。
- 司法と社会の連携の重要性
刑罰だけでなく、社会全体で出所者の再出発を支えることが、真の更生につながるという認識を広める必要があります。

● めざす姿(目標)

刑を終えて出所した人が社会の一員として受け入れられ、更生し、誰もが偏見や差別なく、地域で安心して生活できる社会

11. 犯罪被害者等の人権

● 条約・法制度の整備状況

2000(平成12)年5月の「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」(犯罪被害者保護法)の施行により、被害者の権利保障が認められ、被害者やその家族が裁判に主体的に関わる道が開かれました。

その後、2005(平成17)年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、被害者の権利が明確になるとともに、国などによる支援が義務づけられました。同法に基づき「犯罪被害者等基本計画」が策定され、国民の理解増進と配慮・協力の確保への取り組みが重点課題とされています。

また、2019(平成31)年4月には、大阪府では、「大阪府犯罪被害者等支援条例」が施行され、被害者支援の基本理念や方向性、各主体の責務がより明確になるとともに、府民理解の増進や総合的な支援の実施体制の構築に取り組んでいます。

● 本市における取り組み

2024(令和6)年4月、犯罪被害者等に寄り添い、迅速かつ身近な支援を行うことで犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図るとともに、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として、「八尾市犯罪被害者等支援条例」を施行し、取り組みを進めています。

● 現状と課題

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものによる直接的な被害だけでなく、その後の精神的・経済的な苦痛、社会からの無理解、さらにはマスメディアによる過剰な取材やインターネット上での誹謗中傷などにより、名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりする問題が指摘されています。

犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接的な被害に加え、その後の社会生活でも深刻な困難に直面しています。特に、二次的被害と社会からの孤立が大きな課題です。捜査や裁判の過程で、マスメディアによる過剰な取材や報道、インターネット上での誹謗中傷などによって、精神的苦痛や名誉毀損といった二次的被害が深刻化しています。

また、社会の無理解や偏見から孤立してしまうことも大きな問題です。単に制度を整備するだけでなく、一人ひとりが被害者の置かれた状況を正しく理解し、被害者支援への意識を高めていくことが不可欠です。

政府は、「犯罪被害者等基本計画」に基づき「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」を重点課題とし、毎年11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」として広報啓発活動を集中的に実施しています。

● 「令和6年度人権についての市民意識調査」結果

犯罪被害者に関して特に問題だと思うこととして、「報道、インターネットや地域住民によってプライバシーを侵害され、生活の平穏が保てなくなること」が 38.0%で最も高く、次いで「犯罪行為によって精神的、経済的な負担を受けること」が 36.3%、「インターネット等で犯罪被害者への誹謗中傷があること」が 33.1%となっています。

● 理解を深めるための啓発課題

- 犯罪被害者等が直面する困難の理解

犯罪被害者等がどのような精神的・肉体的・経済的困難に直面するのかを具体的に理解する必要があります。

- 二次被害防止の重要性の認識

安易な憶測や誹謗中傷が被害者をさらに苦しめる二次被害となることを認識し、発言や行動に慎重になる必要があります。

- 被害者支援の必要性の理解

犯罪被害者が社会で孤立することなく、適切な支援を受けられるよう、社会全体で支えることの重要性を啓発する必要があります。

- 司法とメディアの役割の認識

司法機関が被害者の人権に配慮した対応をすること、マスメディアが倫理観を持って報道することの重要性を啓発する必要があります。

● めざす姿(目標)

犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、
誰もが偏見や差別なく、安心して暮らすことができる地域社会

12. その他の人権

(1) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権

● 条約・法制度の整備状況

2006(平成18)年に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」(北朝鮮人権侵害対処法)(P143)が施行され、拉致問題等の解決に向けて、関心と認識を深めることが求められており、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を定めています。

● 現状と課題

北朝鮮当局による日本人拉致問題は、国民に対する人権侵害であり、わが国の主権および国民の生命と安全に関わる重大な問題です。

2002(平成14)年9月の日朝首脳会談で北朝鮮側が拉致を認め、5名の被害者が帰国しましたが、他の被害者については未解決のままです。

政府は、2024(令和6)年までに17名を拉致被害者として認定しており、他にも拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を強力に推し進めるなど、全力で真相究明に努めています。

国際社会では、2005(平成17)年以降、毎年国連総会本会議で、2008(平成20)年以降、毎年国連人権理事会で、拉致問題への言及を含む「北朝鮮人権状況決議」が採択されています。

拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、この問題に対する不断の関心と認識を深めるための取り組みが引き続き求められています。国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるため、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に合わせた事業や啓発資料の作成・配布、各種広報活動が推進されています。

教育現場を含む国内地域各層及び各種国際場裡における様々な場を活用し、内外世論の啓発を一層強化することが必要です。国際社会との連携による世論形成も重要です。北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する嫌がらせ等の人権侵害に対しても、相談に応じ、適切な措置を講ずる必要があります。

本市においても、拉致問題の現状と深刻さを定期的に伝え、年齢を問わず市民の関心を高め

るため、定期的に啓発事業を実施し、拉致問題について考える機会を提供するなど、拉致問題解決に向けて取り組んでいます。

● 「令和6年度人権についての市民意識調査」結果

今後学んでみたい人権に関するテーマとして「拉致被害者の人権について」は10.1%となっています。

(2) ホームレスの人々の人権

● 条約・法制度の整備状況

2002(平成14)年には、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(ホームレス自立支援法)が施行され、公園などで野宿生活をやむなくしている人びとに対して、雇用、生活、医療等の総合的支援を行っており、2017(平成29)年には法の期限が10年延長されました。

● 現状と課題

定まった住居を失い、公園や河川、道路、駅舎その他の施設を起居の場所として日常生活を営んでいるホームレスの人々は、依然として多数存在します。

ホームレスの人々は、低栄養、不衛生な環境、厳寒・酷暑など劣悪な環境にあり、嫌がらせや集団暴行の対象になることもあります。路上生活に至る原因は多岐にわたり、経済的理由だけでなく、健康問題、家庭問題、借金など複数の原因が複雑に絡み合うケースも多く見られます。

● 「令和6年度人権についての市民意識調査」結果

ホームレスの人々の人権に関して特に問題だと思うこととして、「居住場所がないなどにより、就労が困難であること」が46.7%で最も高く、次いで「危害を加えたり、嫌がらせをしたりすること」が40.1%、「相談窓口や就労・生活支援体制が不十分であること」が38.2%となっています。

(3) アイヌの人々の人権

● 条約・法制度の整備状況

1997(平成9)年に、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法、アイヌ新法)が施行され、アイヌの人びとの民族としての誇りが尊重される社会に向け、その歴史、文化、伝統についての理解と認識を深める取り組みを進めてきました。

2019(令和元)年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(P128)が施行されました。この法律は、アイヌの人々が先住民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

● 現状と課題

アイヌの人々は、日本列島北部周辺、特に北海道に先住し、独自の言語、宗教、文化の独自性を有する先住民族です。

アイヌ施策推進法に基づき、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの伝統等に関する国民の理解を深めることが重要です。何人もアイヌであることを理由に差別してはならないとされていますが、アイヌの人々に対する偏見や差別を解消し、理解を深めるための啓発活動を継続して推進する必要があります。

● 「令和6年度人権についての市民意識調査」結果

今後学んでみたい人権に関するテーマとして「アイヌの人びとの人権について」は6.7%となっています。

(4) その他

● 法制度の整備状況

2004(平成16)年に「戸籍法施行規則」が改正され、婚外子(P133)については、戸籍上の続柄の記載が嫡出子と同様になりました。

2006(平成18)年に「自殺対策基本法」(自殺対策法)が施行された後、法令改正を経て、社会的な取り組みを進めていくこととなりました。

2015(平成27)年に「生活困窮者自立支援法」(P136)が施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る制度がスタートしています。

● 現状と課題

その他、婚外子やその母親、児童養護施設出身者やひとり親世帯に対する差別や偏見が指摘されています。また、ニート(P138)、ひきこもり(P140)、中国から帰国した人々、人身取引の被害者などに関わる人権問題も存在します。

社会情勢や生活環境の変化等に伴い新たに意識される人権問題についても、特定の人権課題の当事者だけの問題ではなく、社会全体の課題として、人権尊重の観点から人権教育・啓発を進めていく必要があります。

マスメディアやインターネットが大きな役割を果たす現代社会においては、さまざまな情報に惑わされることなく主体的かつ批判的に情報を読み解く能力(情報リテラシー)(P134)を高めることが重要とされています。



第5章

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の 推進

1. 学校等での取り組み

こどもは、豊かな感性、柔軟な心、未知の世界への探求心や冒険心を持ったあらゆる可能性を秘めた存在であり、その健やかな成長を図るよう社会全体で支援していくことが大切です。

また、こどもは自分の意見を十分に表明できない立場にあり、人権侵害を受けやすい状況に置かれているという事実があります。

少子化、家族形態の多様化等の進行によって、子育て家庭は、不安、孤立、ストレスに見舞われやすく、家庭における子育て力や教育力の低下が指摘されている中、こども自身が自らを肯定的に受け止め、自らの人権について理解でき、実際の生活に活かすことができる取り組みが求められています。

(1) 就学前における人権教育の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期です。この時期に一人ひとりのこどもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性が育まれることは、その後の成長にとって欠かすことができません。

認定こども園等、すべての就学前のこどもたちが遊びや体験、自然や人とのふれあいなど、さまざまな体験をしていくことにより、豊かな心を養い、また、他の乳幼児との関わりの中で、自分を大切にする感情や他の人への思いやり、多様性(ダイバーシティ)を認め合う気持ちなど、社会生活上のルールやマナーを身につけることが重要です。そのため、友だちを大切にする心や生命の尊さに対する感性を育てることに努めます。

■ めざす姿(目標)

乳幼児期からこどもたちが自分を肯定的に受け入れ、他者を尊重し、多様性を認め合う心を育むための体系的で質の高い人権教育を推進する。
家庭とも連携し、保護者の人権教育への理解を深める。

■ 取り組みの方向

- ✓ 乳幼児期におけるこどもの自己肯定感や他者への思いやり、多様性の尊重等を「遊びからの学び」を実践するための、体系的な教育プログラムや教材の開発・普及を推進します。
- ✓ 保育者等に対して、乳幼児期の人権教育に関する専門的な知識と指導技術を習得するための、継続的かつ実践的な研修機会を確保します。
- ✓ 保護者に対し、家庭での人権教育の理解を深めていただくため、啓発リーフレットの配布や保護者のニーズに応じた研修会・勉強会を積極的に開催します。
- ✓ 就学前施設と小学校との連携を強化し、発達段階に応じた人権教育の連続性を確保します。

◆ 本審議会の意見

- ・就学前における人権教育を充実させる。
- ・こどものデジタルに関する権利を含め、「子ども権利条約」のさらなる周知を図る。
- ・こどもの声を聴く仕組みを充実させる。

	主な取り組み	庁内関係課
1	<p>認定こども園等における人権教育推進の支援</p> <p>認定こども園等では、自分を大切にできる感情とともに、友だちを大切にできる心や生命の尊さに対する感性を育てることに努めます。</p> <p>(例)協同的な遊び、話し合い活動</p>	<p>こども施設運営課 保育・こども園課 人権教育課 教育センター</p>
2	<p>認定こども園等と小学校との連携の推進</p> <p>認定こども園等において、すべての就学前のこどもたちと小学校の児童が交流できるよう取り組みを支援していきます。</p> <p>(例)小学校一斉授業見学(体験)、幼保こ小合同研修会</p>	<p>こども施設運営課 保育・こども園課 人権教育課 教育センター</p>

(2) 学校における人権教育の推進

同和教育から出発した本市の人権教育は、障がいのあるこども、韓国・朝鮮、中国やベトナムなど日本と異なる文化にルーツを持つこどもなど、たくさんのこどもたちとの出会いを通して、それぞれが持つ人権課題の克服に向けて、多様性(ダイバーシティ)を尊重しあい、ともに生きる力を育む教育を推進してきました。

本市では、2004(平成16)年には、「人権教育基本方針」を策定し、人権尊重の教育を基盤として人権教育の深化・充実に努めています。学校は、人権教育の基礎を養う場であり、児童・生徒の発達段階に応じ、人権課題を一人ひとりの課題としてとらえることが必要です。学校における教育活動全体を通して人権に対する理解を深めながら、問題解決の力を育み、知識だけでなく行動につなげることが大切であり、すべてのこどもの自己実現をめざす人権教育を推進していきます。

また、これまで本市において進めてきた同和教育の実践に学びながら、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習時間等を活用し、教育活動全体を通じて、さらに人権教育を推進していきます。

その際に、急速な情報化社会の進展による携帯電話やスマートフォン、ゲーム機、インターネットをめぐる問題、いじめ問題、「障害者差別解消法」の施行による障がいのあるこどもたちへの支援や配慮、情報モラル(P134)や情報リテラシーの向上等、新たな人権課題についても取り組んでいく必要があります。

また、さまざまな体験を通して、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動するなど「生きる力」を育み、人権課題を解決する資質や能力を育てる必要があります。自らの良さに気づき、自己を肯定する感情を育み、互いの違いを認め尊重しあい、一人ひとりが自分のことを大切に思うとともに、自分以外の人を大切にできる人権感覚を養い、自らの生活に活かすことが大切です。

こども一人ひとりの人権が尊重され、学校がこどもにとって楽しく、安心できる居場所になるように、自分と他の人の大切さが認められるような環境としての学級・学校づくりを進めていく必要があります。

さらに、2019(令和元)年度より本市のすべての中学校区で取り組んでいる小中一貫教育の理念にもとづき、義務教育9年間の育ちと学びを見通した人権教育を展開していく必要があります。

■ めざす姿(目標)

学校教育全体を通じて、児童生徒が人権尊重の精神を体得し、多様な人々との共生をめざし、人権問題解決に向けて主体的に行動できる資質・能力を育む。
特に、社会の複雑化・多様化に対応できる実践的な人権教育を推進する。

■ 取り組みの方向

- ✓ こども自身が主体的に自らの権利を学ぶため、さまざまな体験を通したソーシャルスキルを育む教育を推進します。
- ✓ 各教科、総合的な学習の時間、特別活動など、学校教育のあらゆる場面における体系的な人権教育カリキュラムの策定を促します。
- ✓ 人権問題を児童生徒が自分事として捉え、行動変容を促すような参加体験型学習や、人権課題の当事者や被害者の声を聞く機会を積極的に導入します。
- ✓ 人権教育の準備や実践を支援するための効果的な教材・プログラムの開発を進めるとともに、教員間の情報共有・連携を促進します。
- ✓ 地域の人権擁護委員や専門機関、NPO 等との連携を強化し、学校内外で多様な学習機会を提供できるよう、共同企画や人材活用を推進します。

◆本審議会の意見

・学校における人権教育を充実させる。

No.	主な取り組み	庁内関係課
3	<p>人権学習指導の充実</p> <p>各学校で作成している人権学習指導計画の一層の充実を図り、小中一貫教育の理念を活かした中学校区の組織的、計画的な人権教育に取り組みます。児童生徒が人権問題を自分事として捉え、行動に繋げるための実践的な指導方法の検討と普及に取り組みます。</p> <p>(例)人権教育実践交流会、校内授業研究会、教育課程編成に関する研修会</p>	人権教育課
4	<p>気づきを通じて自尊感情を高める参加体験型の学習手法の導入</p> <p>自他の持つかけがえない生命についての学習や互いを尊重する対人関係スキル等の学習を積極的に取り入れるとともに、参加体験型の学習手法の導入など、気づきを通じて自尊感情を高めるとともに他者への共感する心を育む教育の推進に努めます。</p> <p>(例)パラアスリート(P139)・助産師等による講演会</p>	人権教育課
5	<p>人権学習に関する指導方法や教材開発の推進</p> <p>八尾市人権教育研究会や八尾市在日外国人教育研究会、人権課題の当事者団体やNPO等と連携しながら、実践の交流と研究に努め、人権教育の優れた実践例の収集や、情報の積極的な提供を行い、こどもの意識や実態、発達段階に応じた指導方法の工夫や教材の開発等に努めます。</p> <p>(例)研究協力員による人権学習プログラムの開発、授業公開</p>	人権教育課

No.	主な取り組み	庁内関係課
6	<p>男女平等、男女共同参画を浸透させる教育・学習の推進</p> <p>性別による固定的な役割分担意識等をなくし、性的マイノリティなど多様な性への理解を深め、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画の取り組みに努めます。</p> <p>(例)校内授業研究会、教育課程編成に関する研修会</p>	人権教育課
7	<p>こどもの人権にかかる条約等の学習の推進</p> <p>普遍的な視点から人権を理解するために、「世界人権宣言」や「子どもの権利条約」などの人権に関する国際的な宣言や条約の理念について学ぶことができるよう努めます。</p> <p>(例)子どもの権利条約リーフレットの配付</p>	こども若者政策課 人権教育課
8	<p>教育にかかる相談体制の充実</p> <p>いじめ(P128)や不登校などの課題に対する学校における相談体制の充実を通じて、さまざまなこどもの人権を守る取り組みを推進します。</p> <p>(例)スクールカウンセラーの活用</p>	学校教育推進課 人権教育課 教育センター
9	<p>こどもが主体的に人権について学ぶ取り組みの推進</p> <p>参加体験型の人権学習の取り組みが一層重要になっており、こどもが自らの権利について知るとともに、主体的に人権について考え学び、自分の生活に活かす力を持てるよう努めます。</p> <p>(例)人権学習プログラムの開発、各学校への教材の情報提供</p>	人権教育課

No.	主な取り組み	庁内関係課
10	<p>携帯電話等の電子媒体やインターネットなどにおける危険性の周知および情報リテラシー教育の推進</p> <p>携帯電話、スマートフォン、ゲーム機やインターネット利用をめぐる危険や正しい使い方について周知し、事故の未然防止に努めます。特に、責任ある情報発信、フェイクニュースの見極め方など、情報リテラシー(P134)の向上に取り組みます。</p> <p>(例)校内授業研究会、教育課程編成に関する研修会</p>	<p>学校教育推進課</p> <p>人権教育課</p>
11	<p>暴力を防止する教育の推進</p> <p>いじめ、虐待、デートDV(P137)など子どもをめぐるさまざまな暴力に対する学習機会の提供に努めます。</p> <p>(例)脱いじめ傍観者教育、デートDV予防啓発リーフレットの配付</p>	<p>人権政策課</p> <p>人権教育課</p>
12	<p>共に学び共に生きるインクルーシブ教育推進</p> <p>障がいへの偏見や差別をなくすため、障がいに対する正しい理解が進み、認識が深まる教育を推進します。</p> <p>(例)障がい理解研修、交流及び共同学習、障がい理解啓発冊子</p>	<p>人権教育課</p> <p>教育センター</p>
13	<p>学校・地域・PTAの連携</p> <p>すべての小学校・中学校・義務教育学校において、学校と学校評議員等地域関係者とPTAが連携し、開かれた学校づくりの推進に努めます。</p> <p>(例)家庭教育力UPサポート事業</p>	<p>生涯学習課</p>
14	<p>特別支援教育の推進</p> <p>障がいのある子どもも周りの子どもたちも、一人ひとりの特性に応じて、子どもたちの人権を守る取り組みを推進します。</p> <p>(例)学校施設の改善、特別支援教育に関する研修</p>	<p>教育センター</p>

(3) こどものいじめ防止等の取り組みの推進

近年、子どもたちを取り巻く社会状況が著しく変化し、いじめの問題についても複雑化、多様化、深刻化する傾向があり、社会全体で、いじめは重大な人権侵害であるとの認識を共有する必要があります。「八尾市いじめ防止基本方針」に基づき、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民やその他あらゆる関係者が連携し、社会全体でいじめ防止等の対策を、総合的かつ効果的に推進していきます。

また、各学校においては、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校の実情に応じ、集団づくり等を通して、いじめの防止等に向けた取り組みを進めていきます。

さらに、すべての子どもをいじめから守るため、学校・教育委員会とは別に、市長部局にいじめに関する相談窓口を設置することにより、市長部局と教育委員会がより一層連携し、オール八尾市でいじめの未然防止と早期解決を図るため、2020(令和2)年10月にはすべての子どもが安心して生活し、健やかに育つことができる地域社会を実現するため、「八尾市いじめから子どもを守る条例」を制定し、市長部局と教育委員会が連携し、いじめから子どもを守るための取り組みを推進します。

その後、機構改革により2023(令和5)年4月に「いじめから子どもを守る課」から、子ども若者部「子ども・いじめなんでも相談課」として設置され、継承されました。

■ めざす姿(目標)

いじめは重大な人権侵害であるとの認識を社会全体で共有し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を徹底することで、すべての子どもがいじめのない環境で健やかに成長できる社会を実現します。

■ 取り組みの方向

- ✓ 「いじめ防止対策推進法」(P129)や「八尾市いじめから子どもを守る条例」の趣旨に基づき、すべての教職員がいじめ対応に関する正しい知識と実践的スキルを習得できるよう、研修を強化します。
- ✓ いじめの潜在化やインターネット上のいじめに適切な対応するためへ、匿名性の高いいじめへの実態把握方法や加害者の特定、適切な指導に関するノウハウの構築に努めます。

- ✓ 弁護士、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家との連携を一層強化し、いじめ対応支援チームの活動を充実させます。
- ✓ こどもたちが主体的にいじめ問題に向き合い、解決に向けて行動できるような「脱いじめ傍観者教育」「SOS の出し方教育」や「生命(いのち)の安全教育」などの参加体験型プログラムを実施します。
- ✓ 保護者や地域住民に対し、児童虐待防止の観点を含め、いじめ防止に関する啓発活動を強化し、早期発見・早期対応につながる地域ネットワークを構築します。

◆本審議会の意見

・こどものいじめ防止等の取組の充実を図る。

No.	主な取り組み	庁内関係課
15	<p>いじめ防止等に向けた取り組みの推進</p> <p>すべての教職員が「いじめ防止対策推進法」や「八尾市いじめ防止基本方針」の趣旨に則った対応ができるよう、教職員研修の充実を図ります。</p> <p>弁護士や臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家の積極的な活用により、相談・支援体制の充実を図ります。</p> <p>(例)初任者や管理職、学校においていじめ対応を主に行う教職員を対象とした研修、学校への指導助言</p>	人権教育課
16	<p>いじめから子どもを守るための取り組みの推進</p> <p>「八尾市いじめから子どもを守る条例」に基づき、すべてのこどもをいじめから守るため、相談体制を整備した中で、いじめの早期発見、早期解決をめざします。</p> <p>(例)いじめ防止啓発カードの作成・配付、弁護士による研修の実施</p>	こども・いじめ何でも相談課 人権教育課

(4) 保育・教育関係職員への人権研修の推進

認定こども園等、すべての就学前施設において、一人ひとりのこどもの人格や個性を尊重し、豊かな人間性を育むため、研修等を通じて人権についての知識や理解を深め、豊かな人権意識を醸成するなど、職員の資質の向上に努めていきます。

また、学校においては、教職員が子どもたちを取り巻く状況を理解し、より一層豊かな人権感覚や感性を身につけるとともに、いじめや不登校等の実態を踏まえた今日的な課題に対応するなど、専門的な知識や実践的な指導力を高め、自らの資質の向上を図ることができる人権研修の実施に努めていきます。

■ めざす姿(目標)

保育・教育関係職員が、最新の人権課題に関する深い知識と実践的な指導力を身につけ、日々の教育・保育活動において人権尊重の視点を徹底し、子どもたちの人権を守り育む専門職集団となるよう、効果的な研修機会を提供する。

■ 取り組みの方向

- ✓ 教職員の興味関心を引き出すような、時事性の高いテーマや実践的な内容を取り入れた人権研修プログラムを開発・提供します。
- ✓ 研修効果を最大限に高めるため、具体的な事例分析やロールプレイング等の参加体験型の手法を導入し、知識が実際の行動変容に繋がるよう工夫します。
- ✓ 管理職から新規採用職員まで、職階に応じた体系的な研修を継続的に実施し、特にこどもへの愛情や教育への使命感、実践的な指導力を持つ人材の育成を強化します。
- ✓ 保育・教育関係職員自身によるこどもの人権侵害(体罰<P137>)、暴言等を許さない取り組みを進めます。

◆ 本審議会の意見

- ・保育・教育関係職員への人権研修の充実を図る。

No.	主な取り組み	庁内関係課
17	<p>保育者への人権研修の充実</p> <p>保育者が自らの資質の向上に努め、人権に対する気づきを促すとともに、新たな課題に対応した人権研修などの充実に努めていきます。</p> <p>(例)人権教育研修講座、幼児教育研修キャリアステージ研修(人権教育)</p>	<p>こども施設運営課 保育・こども園課 人権教育課 教育センター</p>
18	<p>教職員の職務等に応じた研修の推進と研修内容の浸透</p> <p>教職員の職務に応じた研修として、管理職研修、各学校での人権教育担当教員に対する研修やこれからの教育を担う初任者、新規採用教職員等をはじめ本市の学校での教育活動にあたる教職員を対象とした人権研修などがあり、これらの研修を計画的かつ効率的に実施するとともに、今日的な課題に対応するなど研修内容の充実に努めます。</p> <p>また、研修内容を中学校区で交流し共有することにより、さらなる充実をめざします。</p> <p>(例)管理職研修、人権教育実践交流会</p>	<p>人権教育課</p>

2. 職場での取り組み

職場を取り巻く人権問題としては、これまで就職差別に対して応募者の適正や能力以外の事柄で選考しないよう取り組みが行われてきましたが、1975(昭和50)年の部落地名総鑑事件(P141)や、1998(平成10)年の大阪府内の調査業者による身元調査事件などが発生していました。

近年においては、派遣労働者や契約社員、パートタイマー等の非正規雇用者やフリーランス(P141)の増加など就業形態が多様化するとともに、技能実習生を含む外国人労働者が増加しています。

最近では、新型コロナウイルス感染症の影響による企業業績の急激な悪化により、正規雇用者よりも先に非正規雇用者の雇用環境に影響が出ています。

また、企業間競争の激化等によって長時間労働やストレスが増大するなど職場環境が変化しており、解雇、配置転換、職場でのいじめ、セクシュアル・ハラスメント(P136)、パワー・ハラスメント(P140)、マタニティ・ハラスメント(P142)やモラル・ハラスメント(P142)などのハラスメント問題が顕在化してきています。

このような状況の中、2019(令和元)年に「労働施策総合推進法」が改正され、2020(令和2)年6月1日から施行されました。これにより職場におけるパワー・ハラスメント防止対策が事業主に義務化(中小事業主は2022(令和4)年4月1日から義務化)され、事業主は方針等の明確化・周知・啓発、相談体制の整備、パワー・ハラスメントへの迅速かつ適切な対応のほか相談者等のプライバシー(性的指向・性自認や病歴等の機微な個人情報を含む)の保護等の措置を講じなければならないとされました。また、相談したこと等を理由とする不利益取扱いが禁止されました。

また、2019(令和元)年4月から「働き方改革関連法」として時間外労働の上限規制の導入、年次有給休暇の確実な取得、正規・非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止が順次施行されています。

併せて、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法においてもセクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る規定も改正され、今までの職場でのハラスメント防止対策の措置に加え、相談したこと等を理由とする不利益取扱いが禁止されました。

このような職場環境において、企業等においては、コンプライアンス(法令遵守)(P133)の取り組みを取り入れる考え方も広まってきており、公正な採用選考を通じた差別のない社会や男女

共同参画社会の実現、障がいのある人に対する法定雇用率の達成、「第3次八尾市地域就労支援基本計画」に基づく就労困難者等の雇用、個人情報やプライバシーの保護や環境保護など、さまざまな人権問題の解決に向けて、社会的責任を果たしていくことが求められています。

また、近年、企業による人権尊重の必要性について国際的な関心が高まっている中、国連では「ビジネスと人権に関する指導原則」が支持されており、国においても2020(令和2)年に「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-25)が策定されました。2022(令和4)年には「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が示されています。

そして、現代社会における人権侵害は、「差別する意図」が明確な行為だけでなく、無意識のうちに相手を傷つけ、疎外する言動によっても引き起こされています。

これは、私たちが持つ「無意識の思い込みや偏見」(アンコンシャス・バイアス(P128))を根源とし、職場のコミュニケーションの中で「無自覚な小さな攻撃性」(マイクロアグレッション)(P142)として現れることで、働きづらくなることで休職や離職につながるという問題も生じています。

今後においては、これらの課題が解消され、互いの人権が尊重される職場づくりを進めるために、多様な働き方をしている人びとが参加しやすい人権教育・啓発のあり方を考える必要があります。

(1) 企業等における人権啓発の推進

企業等は、企業活動や営業活動において、社会との関わりが非常に強く、地域や社会の構成員として、いわば「企業市民」として、人権尊重の社会の実現に向けて大きな責任を担っています。労働に関する法令の遵守はもとより、性別による賃金や昇進・昇格などの格差解消をめざし、個人の能力を発揮できる雇用環境の整備を進める必要があります。

また、社会情勢の変化等により、働き方の多様化が進み、非正規雇用の派遣労働者、外国人労働者、パートタイマーやアルバイト等、さまざまな立場の人びとが業務に関わるようになっていきます。加えて、窓口対応での差別事象も生起しており、人権意識をもった窓口対応の推進が必要です。

大阪府では、企業における公正採用を実現するために、「常時使用する従業員数が25人以上の事業所」では人事担当責任者等を「公正採用選考人権啓発推進員」として選任する義務を設

けています(全国基準は100人以上の事業所)。

本市においては、市内の企業の自主的な人権啓発組織として、八尾市企業人権協議会が組織され、人権問題等の正しい理解と認識のもとに就職における差別をなくし、差別のないまちづくりの実現に寄与することを目的として、研修の実施、啓発パンフレットの配布や人権情報の発信など、企業における人権啓発活動を支援しています。今後も、八尾市企業人権協議会への加入促進が図られるよう支援します。

また、企業活動における社会的責任を踏まえ、公正な採用選考の実施、男女間における賃金や昇進等の格差の是正、障がい者の雇用促進、あらゆるハラスメントの防止等、多様性(ダイバーシティ)を認めあい、人権の視点を持った企業活動の推進を図る手法の検討に努めます。加えて情報収集・提供等の支援を進めていきます。

■ めざす姿(目標)

企業活動における人権尊重の国際的要請に応えつつ、多様な人々が差別なく働き、その能力を最大限に発揮できる開かれた職場環境を整備する。

特に、公正な採用選考、あらゆるハラスメントの防止、そして様々な人権課題を抱える人々(高齢者、障がい者、外国人、刑を終えて出所した人など)の雇用促進に取り組む。

■ 取り組みの方向

- ✓ 八尾市企業人権協議会の未加入企業にとってもメリットとなるような、魅力的なセミナーや研修メニューを開発・提供することで、新規加入を促進します。
- ✓ 人権尊重についての事業者の責務(事業活動が人権侵害を引き起こしたり、助長したりしないように回避する義務)の徹底を図ります。
- ✓ 「ビジネスと人権」(P140)や「人権デュー・ディリジェンス」(P135)の概念をあらゆる事業所に普及・啓発し、企業活動における人権尊重の取り組みを促進します。
- ✓ 公正な採用選考の実施、男女間の賃金・昇進格差の是正、障がい者雇用促進など、多様性を認め合う職場環境の構築に向けた啓発活動を強化します。
- ✓ セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、レイシャル・ハラスメント(P143)など、あらゆるハラスメントの防止を徹底するための研修や情報提供を実施します。

- ✓ 複合的差別やマイクロアグレッションを深く理解するため、社会的マイノリティ当事者の声を聴く人権研修を実施します。
- ✓ 「ビジネスと人権」のプロセスにおいて、企業活動における労働者の人権リスクの特定と是正に不可欠な役割を果たす重要なステークホルダー(P135)の存在である労働組合に普及・啓発を促進します。
- ✓ 労働情報誌「労働情報やお」への記事を充実させ、人権啓発に役立てます。
- ✓ 入居差別解消の啓発において、八尾市居住支援協議会を通じて行政や不動産関係団体、居住支援法人等の円滑な連携を図るとともに、居住サポート住宅やセーフティネット住宅の登録促進に関する啓発を推進します。

◆本審議会の意見

- ・「ビジネスと人権」にかかる取組の充実を図る。
- ・入居・土地差別に対する仲介業者・保証会社・家主等への取組の充実を図る。

No.	主な取り組み	庁内関係課
19	<p>八尾市企業人権協議会への加入促進</p> <p>八尾市企業人権協議会への加入促進を図る手法を検討します。</p> <p>(例)公正採用選考人権啓発推進員研修会などでの加入勧奨</p>	労働支援課
20	<p>あらゆる企業への人権啓発の推進</p> <p>公正採用選考人権啓発推進員を選任する義務のない企業や八尾市企業人権協議会へ未加入の企業も含めたあらゆる企業に対し、人権啓発の取り組み支援を行います。</p> <p>また、八尾市企業人権協議会と連携し、公正採用選考人権啓発推進員を中心とした企業内における人権啓発推進の支援に努めます。</p> <p>(例)企業における人権研修の実施</p>	労働支援課

No.	主な取り組み	庁内関係課
21	<p>働く人への人権啓発の支援</p> <p>多様な形態で働く人が人権研修を受けやすいよう環境づくりに努めるとともに、参加を促すよう研修内容等の工夫に努めます。</p> <p>(例)人権啓発セミナーの開催</p>	<p>人権政策課 労働支援課</p>
22	<p>企業への幅広い情報の提供</p> <p>企業の社会的責任を踏まえ、企業内での人権意識の向上を図る取り組みを進めるため、八尾市企業人権協議会や八尾商工会議所と連携して、より広く人権の視点を取り入れた幅広い情報提供を行う等の支援を行います。</p> <p>(例)労働情報やおの発行</p>	<p>労働支援課</p>
23	<p>関係機関との連携による入居差別をなくす啓発の推進</p> <p>入居が困難な人びとへの支援として、大阪府の「宅地建物取引業人権推進員制度」や「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」を活用し、大阪府と連携して入居差別をなくす啓発を推進します。</p> <p>また、八尾市居住支援協議会を通じて行政や不動産関係団体、居住支援法人等が連携した取り組みを進め、居住サポート住宅やセーフティネット住宅の登録促進に関する啓発を行います。</p> <p>(例)大阪あんぜん・あんしん賃貸支援検索システムの情報提供</p>	<p>人権政策課 地域共生推進課 生活福祉課 高齢介護課 障がい福祉課 こども若者政策課 住宅政策課</p>

(2) 特定職業従事者(市職員等)に対する人権啓発の推進

先の「人権教育のための国連10年」の取り組みでは、人権教育に関わりの深い職業を特定職業従事者とし、国の行動計画では、公務員、教員、医療関係者、福祉関係者、消防職員や警察職員など地方自治体に関わりのある職種も含めて指定しています。

すべての市職員は、人権尊重の社会の実現に深く関わり、どのような業務を遂行するにあっても、人権問題に対する正しい理解と認識を持ち、豊かな人権感覚を身につけていることが必要です。

また、人権行政は、特定の部局のみが実施するものではなく、福祉、教育、医療、住宅、道路整備や消防などすべての行政分野において、すべての市職員があらゆる人びとの状況に配慮し、市民の立場に立って遂行する責任を有しています。

人権研修の内容についても、行政には多くの個人情報が集められるため、市職員はその適正な取り扱いをはじめとした、より高い人権意識を持つことが求められており、八尾市人権施策推進本部と連携して、すべての市職員に対して、幅広い内容の人権研修をカリキュラムに取り入れるなど、研修の充実を図っていきます。

■ めざす姿(目標)

市職員(外郭団体、指定管理者含む)の人権意識を高度化し、全ての業務において人権尊重の理念を徹底し、人権侵害の事案発生を未然に防止する。
また、事案が発生した際には、被害者を守れるよう実効的な対応を行う。

■ 取り組みの方向

- ✓ 職階別研修や派遣研修に加え、職員の人権研修効果を最大化する手法を検討し、研修で得た知識の課内共有を義務付けます。
- ✓ 人権主担当者研修のテーマ設定や開催時期を工夫し、より多くの職員の参加を促します。
- ✓ 過去の人権侵害事例の原因を分析し、再発防止に繋がる研修内容を強化します。
- ✓ 研修の企画・実施にあたっては、教育・啓発の中立性を確保しつつ、民間の専門機関や講師等の人材を積極的に活用します。
- ✓ 人権担当者の自己研鑽を促し、日頃から人権感覚を豊かにするための主体的な取り組みを支援します。

◆ 本審議会の意見

- ・意思表示が困難な人への取組の充実を図る。

No.	主な取り組み	庁内関係課
24	<p>職員研修計画に基づく人権研修の実施</p> <p>新規採用職員研修や新任時研修など在職年数や職階ごとの研修等、年次計画に基づいて、体系的に人権研修を実施します。また、研修内容を各所属で共有し、認識を深めていくように努めます。</p> <p>(例)年次計画に基づく人権研修の実施</p>	人事課
25	<p>あらゆる階層の市職員への人権研修の実施</p> <p>幅広い人権問題をテーマに、職員の意識、資質の向上を図ることを目的として、幹部職員をはじめとしたあらゆる階層の職員を対象に、研修を実施します。</p> <p>人権に関わる啓発事業等に職員の参加を図るとともに、会計年度任用職員を含むすべての職員が受講しやすい環境整備に努めます。</p> <p>研修で学んだ内容を業務に活かし、すべての職員が人権尊重の視点で業務を遂行できるように研修の手法・内容について検討し、計画的に研修を実施します。</p> <p>(例)すべての職員を対象とした人権研修の実施</p>	人事課 人権政策課
26	<p>各所属の人権担当者を中心とした職場での人権研修の推進</p> <p>人権担当者を中心に、職員の人権問題に関する意識の高揚と資質の向上に努めます。</p> <p>各職場における人権意識の浸透と職員の知識の習得を図るため、職場内における研修内容の周知に努めるとともに、得た知識を踏まえた業務や取り組みの改善を図ります。</p> <p>所属長や人材育成マネジャー(※)と連携しながら、各職場において理解が求められる日常業務に即した人権課題について、職場内研修を実施します。</p> <p>(例)人権担当者研修の実施</p>	人権政策課

※人材育成マネジャー：本市における課長補佐、またはこれに相当する職にある人から、所属長が指名する人で、所属長を補佐し、所属職員の人材育成及び職場環境づくりを行います。

No.	主な取り組み	庁内関係課
27	<p>専門的で高度な人権知識の習得</p> <p>人権課題に対しての幅広い情報収集とその認識が高まるよう、外部の専門機関が実施する研修に参加するなど、より専門的で高度な人権についての知識の習得に努めます。</p> <p>(例)外部研修への参加</p>	人権政策課
28	<p>障がいのある人の状況に配慮した支援を行うための教育・啓発の促進</p> <p>「八尾市における障がいを理由とする差別の解消に関する対応要領」に基づき、障がいのある人の状況に配慮した支援を職員が適切に対応できるよう、研修の実施や更なる法制度等の周知に努めます。</p> <p>(例)職員研修の実施</p>	障がい福祉課
29	<p>外郭団体や指定管理者等への働きかけの促進</p> <p>市民との関わりの深い業務を担っている外郭団体、指定管理者や窓口業務の受託事業者等へ知識の習得等を目的に研修等の取り組みについて働きかけ、人権意識の高揚を図ります。</p> <p>(例)外郭団体や指定管理者等への働きかけ</p>	人権政策課 及び 関係課

(3) 特定職業従事者(福祉関係者)に対する人権啓発の推進

市民の最も身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障がいのある人、生活困窮者等と接する機会が多い福祉部局の職員、社会福祉協議会職員、民生委員児童委員、社会福祉事業者等の福祉関係者は、社会的に支援を要する人びととの関わりにおいて、人の生命と健康に関わるが多く、個人の人格の尊重やプライバシーの保護や公正公平な対応など、人権尊重の観点に立ち、利用者の視点から、職務を行うことが求められています。また、虐待やDV(P137)などといった人権侵害を発見しやすい立場にもあり、高度な人権感覚も求められています。

さらに、利用者による福祉従事者に対するレイシャル・ハラスメントなどのカスタマー・ハラスメント(P131)が問題となっていることから、その対策が求められています。そのため、福祉関係者の人権意識の高揚に向けた研修機会の充実に努めます。

■ めざす姿(目標)

福祉関係者が、利用者一人ひとりの人権や尊厳、プライバシーを尊重した、支援を提供できるよう地域の人権課題に対する福祉関係者の理解を深め、適切な支援につなげる。

■ 取り組みの方向

- ✓ 集団指導や地域ケア会議等を活用し、受講者のニーズや社会的支援を要する人々の視点を考慮した人権研修を実施します。
- ✓ 関係機関(【社福】社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、保護司会等)と連携し、地域における人権課題に関する正しい理解の普及啓発を実施します。
- ✓ 障がい者理解を深めると共に、障がいを理由とする差別の解消に関する対応要領に基づく啓発を継続し、法制度の周知を図ります。
- ✓ 養介護施設従事者等を対象とした高齢者虐待防止研修を実施し、施設内での虐待防止研修の実施を促進します。
- ✓ 介護保険施設等における身体拘束ゼロに向けた自主的な体制整備を推進するため、マニュアル作成支援や研修会(身体拘束ゼロ推進員養成研修)を実施します。

◆ 本審議会の意見

- ・福祉事業者が行う人権研修の充実に図る。

No.	主な取り組み	庁内関係課
30	<p>福祉関係者への人権啓発の推進</p> <p>福祉関係者の職務に即し、人間の尊厳や個人のプライバシーなどに配慮した対応ができるよう、受講者のニーズや社会的支援を要する人等の視点を考慮した内容で人権研修の充実を図り、より多くの福祉関係者が参加できるよう努めます。</p> <p>(例)指定事業者集団指導や地域ケア会議のほか、さまざまな機会での人権研修の実施</p>	<p>地域共生推進課</p> <p>福祉指導監査課</p> <p>高齢介護課</p> <p>障がい福祉課</p> <p>こども施設運営課</p> <p>保育・こども園課</p>

(4) 特定職業従事者(保健・医療関係者、消防職員)に対する人権啓発の推進

保健・医療関係者は、人の生命と健康に直接関わるものであり、インフォームドコンセント(P129)の徹底等により患者が納得して医療を受けることのできる環境の整備が不可欠です。そのため、生命の大切さ、人間の尊厳や個人のプライバシーなど患者一人ひとりの人権に配慮した行動が求められ、体制の確立や研修などの実施に努めます。

消防職員は、市民の生命、身体及び財産を守るという活動自体が人権に深い関わりがあるため、業務における具体的な事例を踏まえ、大阪府(消防学校)や関係機関との連携のもと、人権に関する研修の充実に努めます。

また、保健・医療関係者、消防職員は、虐待、DVなど、人権侵害を発見しやすい立場にあり、医療行為等のほかに、人権侵害に対する通報や連絡といった速やかな対応が求められています。

■めざす姿(目標)

保健・医療関係者が、患者の生命と健康に直接関わる専門職として、インフォームドコンセントの徹底や個人のプライバシーに配慮した医療を提供できるよう、人権意識を醸成する。

消防職員が、市民の生命、身体、財産を守る業務において、人権に深く配慮した行動をとれるようにする。

■ 取り組みの方向

- ✓ 各機関の業務における具体的な事例を踏まえ、生命の大切さ、人間の尊厳、個人のプライバシーの尊重や障がい者理解を深めるための配慮した研修を充実します。
- ✓ 研修で得た知識を各職場内で確実に共有し、継続的な実践に繋げるための体制を確立します。
- ✓ 感染症患者等に対する偏見・差別をなくすための正しい知識の普及啓発を推進します。

No.	主な取り組み	庁内関係課
31	<p>保健・医療関係者、消防職員への人権啓発の推進</p> <p>保健・医療関係者、消防職員への人権研修の推進に努めます。</p> <p>人権侵害に対する速やかな対応が取れるよう体制の整備に努めます。</p> <p>(例)乳児家庭全戸訪問事業従事者への人権研修</p>	<p>こども健康課</p> <p>消防本部</p> <p>市立病院</p>

3. 地域での取り組み

地域社会には、さまざまな人が住み、いろいろな違う考えや意見があります。本計画では、このような人びとが、互いにふれあいや交流を通じて、人権意識を高めていく場として、また、人権問題を正しく理解し、自らの問題として受け止めるだけでなく、人権尊重の精神を日常生活に活かしていくことのできる場として地域をとらえます。

今日の地域社会では、近隣との人間関係が希薄になり、地域コミュニティの形成が難しくなっています。地域には、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的マイノリティ、部落差別(同和問題)など、さまざまな人権課題の当事者や複合的な課題を抱え、支援が必要な人がともに生活しており、考え方、価値観の違いや偏見に基づく先入観から、相手に対する誹謗や中傷といった人権侵害に発展することがあります。

また、災害が起きた際には、高齢者や障がい者、子ども、傷病者や妊婦等、要配慮者の方々の避難時や避難後の生活について、その特性に配慮した食料や日常生活用具・機器の確保や、避難所における占有場所の配置などを考慮する必要があり、人権が尊重された社会を実現するため、地域住民の人権意識を向上させ、地域の力を総合的に高めることが大切です。そのため、地域の活動に今まで参加できていない人びとが自発的に参加し、地域住民とのつながりを持ち、互いに理解して人権教育・啓発活動に携わることができるしくみを考える必要があります。

市民どうしの支えあい、関わりあいの中でさまざまな問題を解決していくことが重要であり、地域の力を一層引き出していくためにも人間尊重をベースにした人権教育・啓発はますます重要になってきています。

(1) 地域に根づいた人権教育・啓発の推進

① 地域活動の場を活用した人権教育・啓発の推進

人権が尊重される社会基盤を構築するため、市民の誰もが学び続けることのできる生涯学習の視点に立ち、地域社会において、多様な文化、習慣、価値観等を持つ人びとが互いの違いを認め合い、自分らしく生活できるよう、市民の多様なニーズに応じた学習内容と学習機会の充実を図っていきます。

これからの社会を担う子どもたちには、地域における子どもを中心とした活動だけでなく、地域の祭りやその他のさまざまな活動を活発にする一方で、地域住民が自分ごととしてさまざまな関係施設と協力しながら子どもに関わる取り組みを行うことが重要です。

今日では、さまざまな取り組みの場面に地域の人びとや施設関係者が活躍する機会が増えてきています。今後、こうした取り組みを一層推進することで地域との連携を進めていきます。

② 地域で活動する団体を中心とした人権教育・啓発の推進

地域における人権啓発の中心組織として、本市の各種分野の団体と地区福祉委員会で構成されている八尾市人権啓発推進協議会があり、草の根レベルで人権啓発活動を進めています。

同協議会は、地域における人権啓発を推進するために各地区福祉委員会ごとに5名の人権啓発推進委員を設置し、地域での人権啓発活動を担っており、地域のさまざまな人権に関わる課題の発見や人権の「気づき」を広めていくためには、身近な場所での人権教育・啓発が不可欠です。

今後は、これらの取り組みを身近に感じてもらえるよう、地域活動をサポートできる体制や手法(教材の提供や講師の派遣など)といった具体的な支援に努めます。

また、同協議会では、市内に28ある校区まちづくり協議会などの地域の住民自治組織、福祉団体や社会教育団体等との連携が今後も重要であり、とりわけ地域での核となるべき人材の育成に向けた人権啓発推進委員養成研修等の人権研修会を行い、育成を受けた人が地域への人権啓発活動に活かし、指導者の育成事業等、地域に人権啓発を広めていくことに努めます。

③ 地域、家庭、学校・認定子ども園等の連携の推進

子どもは、成長過程において、家庭だけではなく、地域社会、学校・認定子ども園等と関わりながら多くの大人たちに囲まれて生活しています。子どもに対して影響を及ぼしうる一人ひとりの大人が、人権について、とりわけ子どもの人権について理解を深めることが必要であるとともに、子どもも自身の人権や他の人の人権を理解するため、人権を学ぶことが大切です。

また、地域、家庭、学校・認定子ども園等が連携できるしくみづくりを進めながら、人権教育を推進する必要があります。その際に、個々の意欲や姿勢に任せるのではなく、各々が一体となって組織的に取り組みを進め、子どもたちの人権が守られ、子どもたちが愛着を持てるような地域

を築いていくことが大切です。

そのため、学校・認定こども園等を地域に開放し、保護者との協力関係や信頼関係を築きながら、地域とともに子育て・子育ての取り組みの中で、人権教育・啓発を進めていきます。

④ こどもも大人も地域で学ぶ人権教育

人権は、それについて学習することも必要ですが、普段の生活や人間関係において人権に気づくことが重要であり、地域や学校等と連携、協働しながらこども自身が自発的に学ぶ環境を整える必要があります。

また、こども自身がこどもの人権について理解するだけでなく、こどもの人権に対して大人が理解を深めることも大切です。こどもが自立心、命を大切にすることを身につけていくように地域でサポートしていき、地域に根づいた人権尊重のまちづくりを進めます。

⑤ 地域におけるこどものいじめ防止等の取り組みの推進

こどものいじめの問題が大きな社会問題となる中で、「八尾市いじめ防止基本方針」における基本理念において、「いじめの問題は地域社会全体で取り組まなければならない」としており、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民やその他あらゆる関係者の連携のもと、それぞれの立場からその役割を果たし、一体となっていじめの問題を克服することをめざしています。

地域においては、こどものいじめを見逃さないために、いじめを見かけたときは、学校へ通報する等、こどもに寄り添った適切な対応に努めます。

■ めざす姿(目標)

地域住民一人ひとりが、互いの多様性を尊重し、人権課題を自分事として捉え、地域全体で人権を守り育む共生社会を実現するために、参加型の学習機会を拡充し、地域に根づいた人権教育・啓発を推進する。

■ 取り組みの方向

- ✓ 地域住民のニーズを細かく把握し、より実態に即したテーマや形式での学習機会を提供します。
- ✓ 特定の年齢層や属性への参加偏りを解消するため、一時保育の提供や夜間・休日開催、身近な公共施設での講座開催など、参加しやすい環境整備を行います。
- ✓ 人権課題の当事者の声を積極的に取り入れ、共感と自分事として捉える意識を育む参加体験型学習を推進します。
- ✓ 地域住民自治組織や福祉団体等との連携を強化し、地域で核となる人材(リーダー)の育成と、現代的課題に関する取り組みへの支援を行います。
- ✓ 「地域の実情を踏まえた」という観点で、特定の人権課題を取り扱わない理由とならないよう留意し、普遍的な人権尊重の理念を地域全体に浸透させる。

◆ 本審議会の意見

- ・「ふれあい喫茶」などのさまざまな地域イベントの活性化を図る。
- ・八尾市人権啓発推進協議会の取組の充実を図る。
- ・親子参加型学習会等により人権学習会への参加者の拡大を図る。

No.	主な取り組み	庁内関係課
32	<p>誰もが参加しやすい学習機会の提供</p> <p>講座を開催する際には、人権の視点を取り入れ、市民に身近な親しみやすい場所において、誰もが参加しやすい学習機会の提供やバリアフリー（P139）化などの環境整備に努めます。</p> <p>（例）生涯学習講座の実施</p>	<p>桂人権コミュニティセンター 安中人権コミュニティセンター 生涯学習課</p>
33	<p>学校と地域の連携の推進</p> <p>学校施設などを使い、こどもが安全で安心して活動できる場所（居場所）づくりを地域と連携して推進していきます。</p> <p>（例）放課後子ども教室の実施</p>	<p>生涯学習課</p>
34	<p>地域活動の場を活用した人権教育・啓発の推進</p> <p>こどもを中心としたスポーツや文化活動、地域の祭りなど地域活動の場を活用して、世代間交流や多様な体験活動を行うことにより、こどもたちが地域に愛着を持てるコミュニティの形成に努め、人権尊重の考え方が身につくしくみを検討します。</p> <p>（例）放課後子ども教室の実施</p>	<p>生涯学習課</p>
35	<p>八尾市人権啓発推進協議会による人権啓発の促進</p> <p>市内全地域において、八尾市人権啓発推進協議会による人権研修を、地区福祉委員会単位で、地域の実情にあわせたテーマで実施します。</p> <p>その際、より多くの参加者が得られるよう、対象者を絞った身近なテーマの設定や体験型学習を取り入れるなど、広報、開催方法や研修形式を工夫します。</p> <p>各地区福祉委員会に人権啓発推進委員を設置し、地域における自主的な人権啓発を推進します。</p> <p>（例）各地区人権研修の実施</p>	<p>人権政策課</p>

No.	主な取り組み	庁内関係課
36	<p>地域で活動する団体等との連携や支援の推進</p> <p>地域の住民自治組織や福祉団体等との連携を深め、地域で核となるべき人材の育成や指導者の育成、現代的課題に関する取り組み等の支援に努めます。</p> <p>(例)地域内のさまざまな主体での会議の開催</p>	<p>コミュニティ政策推進課</p> <p>高齢介護課</p> <p>生涯学習課</p>
37	<p>地域の教育活動における人権尊重の視点の導入</p> <p>地域と学校・認定子ども園等が連携して子育てを支える環境を築くため、地域の教育活動の中に、人権を尊重する視点を持って地域の教育力の活性化に努めます。</p> <p>(例)人権に関連したこども対象教室等の実施</p>	<p>こども施設運営課</p> <p>保育・こども園課</p> <p>生涯学習課</p> <p>桂青少年会館</p> <p>安中青少年会館</p>
38	<p>地域社会におけるこどものいじめ防止に向けた取り組みの推進</p> <p>市、教育委員会、学校、家庭、地域住民やその他あらゆる関係者が連携し、社会全体でこどものいじめをなくす啓発及び広報活動をはじめとする取り組みを推進します。</p> <p>(例)八尾市いじめ問題対策連絡協議会の開催</p>	<p>こども・いじめ何でも相談課</p> <p>人権教育課</p>

(2) 家庭における人権教育・啓発の支援

① 保護者へのこどもに関する人権教育・啓発の推進

家庭は、地域社会の原点であり、社会規範や倫理観、生命を尊ぶ心を養うなど、こどもの成長にとって重要な役割を担っており、家庭教育は、人間形成を図るための基盤となります。

また、保護者やこどもがこどもの権利について正しく理解し、こどもの権利を尊重する意識を高めていく必要があります。

こどもは、成長していく中で、家庭において、さまざまな場面で親をはじめとする大人の影響を受けます。特に、乳幼児期のこどもは保護者自身の人権に対する考え方が大きく影響します。こどもを一人の人間として認め、保護者自身が子育てに誇りと喜びを実感することがこどもへの人権教育の第一歩であり、日常生活で人権を尊重する態度をこどもに示していく必要があります。

そのため、さまざまな場面において、保護者を対象とした啓発活動や人権尊重に対する理解を深める機会を設けていきます。

また、2020(令和2)年4月には児童虐待防止法が改正施行され、親がしつけに際して体罰を加えることが禁止となりました。体罰はこどもの成長、発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があることが報告されています。この改正は体罰をした親を罰するためではなく、子育てを社会全体で応援・サポートし、体罰によらない子育てを社会全体で推進することを目的としたもので、児童虐待など、こどもへの人権侵害の行為を早期に発見し、こどもとその保護者に適切な支援と、児童虐待防止に向けた教育・啓発に努めます。

さらに、こどものいじめ問題について、いじめを許さない心と態度、家庭の温かな人間関係の中で、思いやりの心や善悪の判断、正義感等を育むために、保護者に対するいじめ防止に向けた教育・啓発に努めます。

② 相談窓口の充実

保護者は、誰でも子育てに悩み、孤独感を感じる場合があります。また、インターネットなどで育児情報があふれている中で、不確かな情報に惑わされてしまう場合があります。

そのため、保護者に対するサポート体制を充実させる必要があります。保護者が気軽に相談し、助言を得ることができるように、こども総合支援センターほっぷと教育センターを中心とした相談窓口の一層の充実を図るとともに、こどもと保護者が地域で孤立しないように、地域子育て支援拠点と関係機関が連携をしながら、身近に相談できるようなシステムづくりに努めます。

また、認定こども園等は、子育ての知識、経験、技術を蓄積しており、地域における身近な子育て支援の拠点としての役割を果たしていることから、これらの機能を強化するとともに、直接、家庭支援を必要とする家庭を訪問するなど相談機関としての機能の充実に努めます。

■ めざす姿(目標)

家庭がこどもたちの最初の、そして最も重要な人権教育の場であることを踏まえ、保護者が人権に関する正しい知識と意識を持ち、家庭内で人権が尊重される実践ができるよう相談窓口の充実や、きめ細やかな支援と学習機会を提供する。

■ 取り組みの方向

- ✓ 保護者が参加しやすいよう、一時保育の提供や夜間・休日開催、身近な公共施設での講座開催や相談窓口の充実など、参加環境を整備します。
- ✓ 児童虐待防止対策の一環として、保護者への人権教育・啓発を強化し、子育て不安に対する専門的な支援と、地域における子育て支援ネットワークを連携させます。
- ✓ 「こどもの権利に関する条約」のリーフレット配布など、家庭で人権について考えるきっかけとなる啓発資料の作成・配布を継続します。
- ✓ 保護者向けの研修や情報提供において、こどもの人権(参加・参画の重要性等)や多様性に関する理解を深める内容を盛り込みます。

No.	主な取り組み	庁内関係課
39	<p>保護者への人権教育・啓発の推進</p> <p>保護者が家庭において、人権尊重の視点を持って日常生活や子育てができるよう、人権を学ぶことの大切さを理解し、学ぶ機会を設けます。</p> <p>(例)人権学習講座の実施</p>	生涯学習課
40	<p>保護者どうしのネットワークづくりへの支援</p> <p>地域子育て支援拠点などを活用して、同じ悩みを持つ親どうしが交流し、情報交換できるネットワークづくりに取り組みます。</p> <p>(例)認定こども園及び地域子育て支援拠点における交流事業</p>	こども健康課 こども施設運営課
41	<p>子育て支援を通じた人権教育・啓発の推進</p> <p>地域で活動する人びとのネットワークの強化に努め、支援を行う人も含めた子育て支援活動を通じた人権教育・啓発の推進に努めます。</p> <p>(例)地域子育て支援拠点を中心とした地域交流会</p>	こども健康課

No.	主な取り組み	庁内関係課
42	<p>保護者が人権教育・啓発を受ける環境の整備</p> <p>一時保育や保育場所の整備、開催日時等を工夫するなど保護者が参加しやすい環境整備を行います。</p> <p>(例)一時保育サービスの実施</p>	人権政策課
43	<p>児童虐待防止に向けた教育・啓発</p> <p>児童虐待防止に向けた理解を深めるための教育・啓発に努めます。</p> <p>(例)子どもと通告対象家庭への援助方策</p>	子ども・いじめ何でも相談課
44	<p>子どものいじめ防止に向けた教育・啓発</p> <p>子どものいじめ防止等の保護者の役割についての教育・啓発に努めます。</p> <p>(例)八尾市いじめ問題対策連絡協議会の開催</p>	<p>子ども・いじめ何でも相談課</p> <p>人権教育課</p>
45	<p>子どもや保護者の孤立を防ぎ、支援するしくみの充実</p> <p>子どもと保護者が地域で孤立しないように、身近に相談できるようなシステムづくりに努めるとともに、相談窓口の充実を図ります。</p> <p>(例)地域子育て支援拠点事業、子ども・子育て総合相談の実施</p>	<p>子ども若者政策課</p> <p>子ども・いじめ何でも相談課</p> <p>子ども健康課</p> <p>子ども施設運営課</p> <p>教育センター</p>



第6章

人権教育・啓発を進めるために

本章においては、「第5章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進」の取り組みを効果的かつ計画的に進めるための具体的な手法を示します。計画を効果的に推進するために、市民、行政、さまざまな機関が協働して、あらゆる場面で、「第4章 基本理念」を踏まえ、「まちづくり 人にやさしく 人がやさしく」の基本理念を実現するため、豊かな人権文化に満ちた人権を尊重するまちづくりをめざします。

1. 総合的かつ効果的な推進体制の充実

(1) 相談体制の充実

市民が抱える多様な生活課題や人権問題に対し、より効果的かつ包括的な支援を提供できるよう、相談体制・機能の強化を図ることで、相談しやすい環境づくり、多様な相談内容への対応、専門的・継続的な支援の充実を図るとともに、今後の啓発活動のきっかけとすることにより、市民の生活の質の向上と人権の尊重をめざし、地域共生社会の実現に向けた重要な取り組みとして進めていきます。

■ めざす姿(目標)

各機関での相談を通して複雑・多様化する課題に対し、専門的知識を持つ関係者が情報を共有し、行政や学校、企業、地域等が連携することで、問題点の早期発見・早期支援を行う体制づくりを推進する。

■ 取り組みの方向

- ✓ 各機関での相談を通して、複雑・多様化する課題に対応するため、横断的な相談支援体制の構築と、地域住民やさまざまな関係機関との連携の強化を推進します。
- ✓ 差別や偏見、いじめ(P128)、虐待、ハラスメントなどの人権侵害を受けている相談者に対し、問題の解決と再発防止に向け支援します。

- ✓ 支援を必要とする多様な人々に対し、その状況に応じた切れ目のない、包括的な支援体制を構築し、最終的な社会的自立を支援します。
- ✓ 地域共生社会の実現に向けて、高齢や障がい、子ども、生活困窮といった分野別の縦割りを越えて、複雑化・多様化する課題に対応するための包括的な支援体制の構築に努めます。
- ✓ 子どもが心身ともに健康で、経済的にも精神的にも自立した豊かな人生を送れるように支援します。

◆本審議会の意見

・相談を必要とする人が気軽に相談できるよう、相談体制の整備を図る。

No.	主な取り組み	庁内関係課
46	<p>さまざまな人権相談の実施</p> <p>差別をなくすための取り組みを推進するとともに、事案に応じた適切な機関の紹介など相談体制の充実を図ります。</p> <p>(例)人権相談、女性相談事業</p>	人権政策課
47	<p>地域における相談体制の充実</p> <p>市内とりわけ近隣地域の住民の福祉の向上、自立支援を図るため生活相談事業を実施します。同時に関係機関や関係課との連携を図ります。</p> <p>(例)生活相談事業</p>	桂人権コミュニティセンター 安中人権コミュニティセンター
48	<p>就労支援体制の充実</p> <p>就労困難者等を対象とした就労相談を行うとともに、国・府等の関係機関や庁内関係課と連携を図りながら、一人ひとりに応じた就労支援メニューを提供することを通じて、就労の実現をめざしています。</p> <p>(例)地域就労支援コーディネーター業務</p>	労働支援課

No.	主な取り組み	庁内関係課
49	重層的支援体制整備事業 相談者の属性や困りごとの内容に関わらず寄り添いながら支援し、地域や関係機関等と連携して支え合える仕組みづくりを行います。 (例)福祉生活相談支援事業	地域共生推進課
8 (再掲)	教育にかかる相談体制の充実 いじめや不登校などの課題に対する学校における相談体制の充実を通じて、さまざまなこどもの人権を守る取り組みを推進します。 (例)スクールカウンセラーの活用	学校教育推進課 人権教育課 教育センター
45 (再掲)	子どもや保護者の孤立を防ぎ、支援するしくみの充実 子どもと保護者が地域で孤立しないように、身近に相談できるようなシステムづくりに努めるとともに、相談窓口の充実を図ります。 (例)地域子育て支援拠点事業、子ども・子育て総合相談の実施	子ども若者政策課 子ども健康課 子ども施設運営課 教育センター

(2) 相互理解と交流の推進

① 地域の支えあいや見守りあいを活かした人権課題の解決の促進

地域における人権課題として、児童虐待やDV(P138)、障がいのある人や高齢者に対する虐待、認知症や8050問題(P139)、ひきこもり(P140)の問題やこどもの貧困、子どもを狙った性的犯罪やこどものいじめ、ヤングケアラー(P143)など、さまざまな課題があげられます。

このような課題を未然に防ぐためには、警戒するだけでなく、地域全体が信頼できる関係をつくり、市民一人ひとりが、人権を尊重し、地域として支えあい、見守りあうことの重要性を認識するなど、地域力を高めることが大切です。

ただし、問題が表面化してこないため、地域で見えてこないという問題もあります。問題を可視化させるため、地域における人びとの相互理解と交流を図り、さまざまな人権課題の解決に向けた取り組みに努めます。

また、社会教育関係団体や各種市民団体、さまざまな人権問題に関するNPO等との連携を強化し、こども食堂などの居場所づくりや啓発事業推進のために(社福)八尾市社会福祉協議会等の関係機関のネットワークを活用し、個人情報保護に配慮しながら情報の共有化や発信を図り、地域に根ざした人権尊重のまちづくりを進めます。

② 多様な人が地域で活躍し交流できる人権教育・啓発の推進

地域には外国人や障がいのある人、高齢者など多様な人が暮らしており、一人ひとりが社会の構成員として共生していくことをめざして、地域の中で互いに交流し、互いに理解を深めることが偏見や差別をなくすことにつながります。

特に、人権課題の当事者との交流を通して、その体験や願いを学び、共感から連帯が育まれることをめざします。そのため、人権課題の当事者の社会参画を支援し、当事者の持つ力を活用し、地域で活躍する場を提供するなど交流を進めていく必要があります。地域での人権研修の取り組みを進めるとともに、人権課題の当事者が地域の活動に参画できるよう人権教育・啓発を進めていきます。

また、「障害者差別解消法」においては、行政や事業者に対し、差別の解消に向けた具体的な取り組みを求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障がいのある人も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促しています。

本市においても、車いす利用者のために段差に携帯スロープを設けるなどのバリアフリー(P139)、筆談・読み上げ・手話などによるコミュニケーションやわかりやすい表現を使った説明など、意思疎通の配慮などの「合理的配慮」(P132)の基本的な考え方の周知や啓発を進めていきます。

③ 権利としての人権教育の支援

教育を受ける権利は、「日本国憲法」で保障されています。

しかし、同和地区住民や在日韓国・朝鮮人の高齢者や過去に就学免除の適用を受けた障がいのある人の中には、学習機会が制約されたために、文字の読み書きが十分にできないといった課題が、今なお残されています。

また、言葉や文字に不自由している中国帰国者や外国人市民においても同様の課題が見られます。

このような「よみ・かき・ことば」を必要とする人びとは、就労をはじめとした経済的な問題のほかに、さまざまな市民サービスを受けることが困難な状況にあり、日常生活においても基本的人権を制限されることにつながっています。そのため、人権教育・啓発においては、言葉の壁によって、学習機会が制限されることがないように努め、障がいのある人や同和地区出身者など教育の機会が保障されなかった人びとに学習の機会を提供することが求められています。

本市においては、「よみ・かき・ことば」を必要とする市民を対象に、識字教室・日本語教室を継続的に開催し、内容の充実に努めるとともに、生涯学習の基礎となる「よみかき」に関わる力の向上を図ってきました。

今後も「よみ・かき・ことば」は、人権を保障するために欠かすことのできないものであるため、関係機関と連携しながら、それぞれのニーズに応じた識字や日本語学習の機会を提供します。

④ 多文化共生と国際交流の推進

本市では、2025(令和7)年10月1日現在でベトナム、韓国・朝鮮、中国、フィリピンなど61か国、9,757人の外国人市民が、地域社会の構成員として、ともに生活しています。

国においては、1995(平成7)年に人種差別撤廃条約に加入し、国際的視野に立って一人ひとりの人権が尊重されるよう取り組みを進めてきましたが、2010(平成22)年代前半にヘイトスピーチ問題が深刻化する中で、2016(平成28)年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」(P142)が施行されました。

また、日本の少子高齢化と労働力不足の深刻化を背景に、2019(平成31)年4月には「改正出入国管理及び難民認定法(入管法)」を施行して、「特定技能」という新たな在留資格を設け、外国人への門戸を大きく広げることとなりました。

これに伴い、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を発表したほか、2020(令和2)年9月には総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を14年ぶりに改訂するなど、多文化共生推進の動きが高まっています。

(公財)八尾市国際交流センターでは、国際交流や国際理解のほか、外国人市民への支援などさまざまな事業に取り組んでいます。また、地域においては、八尾国際交流野遊祭の開催など、外国人市民と地域住民との交流が促進されており、地域で生活する外国人市民が増加している中で、多様性(ダイバーシティ)を認めあい、外国人市民が地域社会の一員として、参加できるまちづくりがより一層求められています。

多様な啓発活動の担い手である市民団体や企業、NPO等と連携しながら、多文化共生社会の実現に向けて、市民一人ひとりが豊かな国際感覚を育める環境づくりを進めます。

■ めざす姿(目標)

八尾市に暮らす多様な人々(外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティ等)が、互いの違いを個性として尊重し、支え合いながら地域社会の一員として安心して活躍できるような、深い相互理解と多文化共生社会の実現を推進する。

■ 取り組みの方向

- ✓ 人権課題の当事者、特に複数の属性を持つ人々(複合差別)の視点を取り入れた交流機会を創出し、表面的な交流に留まらず、深い相互理解と共感を促進します。
- ✓ 外国人住民に対し、市政情報や地域コミュニティ情報をより分かりやすく、かつ迅速に多言語で提供する体制を強化します。
- ✓ 識字教室・日本語教室を継続的に行い、「よみ・かき・ことば」の学習機会を必要とする市民への支援を実施します。
- ✓ 地域における偏見や差別意識が根強く残る課題に対して、ターゲットを絞った効果的な啓発活動を検討・実施します。
- ✓ 「ヘイトスピーチ」の解消に向けた取り組みを推進し、多様な人々が差別的な言動を受けることのない環境を整備します。

◆ 本審議会の意見

- ・「(仮称)地域のおせっかいさんマップ」を作成するなど、地域における取組の充実を図る。
- ・こども園と地域(こどもと大人、高齢者)をつなぐ世代を超えた取組の充実を図る。

No.	主な取り組み	庁内関係課
50	<p>地域で支えあい、見守りあう取り組みの推進</p> <p>地域における人びとや(社福)八尾市社会福祉協議会等の関係機関のネットワークを活かし、地域全体で、子どもや高齢者などの地域の人権課題に対して、地域での支えあいや見守りあう体制を整備し、問題解決に向けた取り組みに努めます。</p> <p>(例)地域内のさまざまな主体での会議の開催</p>	<p>人権政策課 桂人権コミュニティセンター 安中人権コミュニティセンター コミュニティ政策推進課 龍華出張所 久宝寺出張所 西郡出張所 大正出張所 山本出張所 竹漕出張所 南高安出張所 高安出張所 曙川出張所 志紀出張所 地域共生推進課 高齢介護課 障がい福祉課 健康推進課 子ども・いじめ何でも相談課 人権教育課</p>
51	<p>地域での多様な人の活躍と交流の促進</p> <p>多様な人が地域で人権教育・啓発に取り組むことができる場やそのための支援について検討します。</p> <p>例えば、さまざまな人が互いに意見を交換することで、互いの理解を深めることを目的として、テーマを設定し、研修会を開催します。</p> <p>開催にあたっては、さまざまな立場や社会状況にある市民が幅広く参加できるよう、開催場所や時間などを工夫します。</p> <p>(例)人権基礎講座や各地区人権研修の開催</p>	<p>人権政策課</p>
52	<p>地域での子育て中の親と子どもの交流の推進</p> <p>地域子育て支援拠点等を活用し、人権の視点を取り入れて、さまざまな環境にある子育て中の親と子どもが参加交流できる取り組みやサポートを検討します。</p> <p>(例)地域子育て支援拠点事業の実施</p>	<p>子ども健康課 子ども施設運営課</p>

No.	主な取り組み	庁内関係課
53	<p>法制度等の周知や啓発の推進</p> <p>地域のさまざまな人の状況に配慮した人権教育・啓発を進めるため、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」のいわゆる差別解消3法をはじめとした法制度等の周知や啓発に努めます。</p> <p>(例) 市政だより、ホームページ等を活用した周知・啓発</p>	<p>人権政策課 障がい福祉課</p>
54	<p>識字教室・日本語教室の実施</p> <p>「よみ・かき・ことば」を必要とする市民に対し、個人のニーズに応じた学習機会の提供に努めます。</p> <p>(例) 識字教室の実施、(公財)八尾市国際交流センターによる日本語教室の実施</p>	<p>人権政策課 生涯学習課</p>
55	<p>多文化共生・国際理解の意識啓発</p> <p>市民の人権意識を高め、外国人市民への理解を深められるよう、(公財)八尾市国際交流センターと連携し、イベントや講座などを通して、啓発活動を行います。</p> <p>また、すべての職員や教職員が多文化共生についての理解を深め、市の取り組みにも活かされるように研修を行います。</p> <p>(例) 市民向け国際理解セミナーの支援、職員向け多文化共生推進研修の実施</p>	<p>人権政策課</p>
56	<p>外国人市民と地域住民の交流の促進</p> <p>市民団体、企業、NPO等と連携し、外国人市民と地域住民の交流を促進することで、市民一人ひとりが豊かな国際感覚を育める環境づくりを進めます。</p> <p>外国人市民と地域住民が相互理解を深めるために、気軽に参加できる(公財)八尾市国際交流センターのイベントなどを支援し、多文化共生・国際理解のきっかけづくりを行います。</p> <p>(例) 外国人市民と地域住民との交流会の支援</p>	<p>人権政策課</p>

No.	主な取り組み	庁内関係課
57	外国人市民の地域社会への参画の推進 外国人市民、地域社会の一員として参画できるしくみづくりについて検討し、多文化共生社会の実現に努めます。 (例)八尾市外国人市民会議の設置	人権政策課

(3) 人権教育・啓発活動の充実

① 総合的な情報提供の推進

人権に関する学習機会や学習教材の積極的な活用を図るため、市内の各施設が、独自に情報発信するのではなく、イベントの開催や人権啓発資料の配布、情報誌の発行などの人権啓発情報発信の拠点として、市民に伝わる効果的な情報提供を進めます。

また、ホームページなどのインターネットを積極的に活用し、市民がいつでも、どこでも必要な情報を取り出し、活用できるような総合的な情報提供を進めます。

情報提供にあたっては、わかりやすい表現、ふりがなや多言語での対応、点字版、音声版の作成等、情報弱者に対する配慮に努めます。

② 市民に伝わる人権教育・啓発手法の開発

人権教育・啓発にかかる情報提供のあり方とともに、効果的に人権教育・啓発を進めるにあたっては、その手法の検討が何よりも重要になっています。

「堅苦しい」、「難しい」という人権研修のイメージを払しょくし、「無関心」や「他人事としてとらえること」をなくすため、今後も参加体験型学習をはじめとする学習手法の導入、活用しやすい教材の提供、参加しやすい環境づくりなど、人権教育・啓発がより効果的に行われるよう具体的な手法について検討します。

③ 指導者の育成

人権教育・啓発を効果的に推進するには、その手法とともに、教育・啓発を推進する指導者の育成が欠かせません。人権教育・啓発は、こどもから高齢者までの幅広い年齢層とさまざまな立場の人を対象とし、生涯にわたる長期的な取り組みが求められているため、身近なところで活動

する指導者の役割は重要です。

これまで、地域における指導者として各地区福祉委員会に人権啓発推進委員を選任し、各推進委員が地域の人権研修の推進役として活動してきました。

また、本市においては、各職場に人権主担者を配置し、各職場の人権研修の企画や実施に取り組んできました。

今後は、地域での人権教育の企画・実践を担う人や、参加体験型学習をリードするファシリテーター(P140)など、さまざまな人権教育に関する指導者の育成とその活躍が求められています。そのため、人権教育・啓発に関わる分野で活動し、専門的技術を持っている民間団体や各種団体はもとより、大阪府や他の市町村だけでなく大学などの専門的な研究機関との協力や連携を強化し、学校や職場、地域など生活のあらゆる場において中心的役割を担う人材育成に努めます。

■ めざす姿(目標)

すべての市民が人権に関する情報を得ることができ、人権問題を身近に感じられる環境を整備することで、「無関心」な人を減らす。

学校・職場・地域のあらゆる場で指導者が主体的に取り組むことで、人権に対する理解を深め、行動できる社会を推進する。

■ 取り組みの方向

- ✓ インターネット等の媒体を活用し、情報を得ることが困難な人に配慮したわかりやすい表現や多言語対応等を行うことで、人権学習情報を提供します。
- ✓ 参加体験型学習などの効果的な手法を導入し、身近な事例等を活用した教材を提供します。
- ✓ 人権啓発推進委員や人権主担者、ファシリテーターなど、学校・職場・地域で中心的役割を担う指導者の資質向上と育成を強化します。
- ✓ 人権課題の当事者等の声を聴く機会を設け、特性に応じた企画を設定することで、人権問題への理解と行動を促します。
- ✓ 手話通訳や要約筆記などの支援体制を整備し、学校や企業等に属さない層や高齢者、子育て世代にも情報が伝わるよう、地域コミュニティを通じた情報伝達の仕組みを検討します。

◆本審議会の意見

・多様な生きづらさを持つ人への理解が進むよう、人権研修の充実を図る。

No.	主な取り組み	庁内関係課
58	<p>総合的な人権学習情報の収集と提供</p> <p>(一財)八尾市人権協会や世界人権宣言八尾市実行委員会といった民間団体や市民活動等による人権学習に関する講座、イベントやセミナー等の情報を収集・整理します。</p> <p>そして、市政だより、地域情報誌やホームページ等を活用して、積極的に広く市民に情報提供します。</p> <p>また、ホームページの内容の充実を図ります。</p> <p>(例)ホームページでの周知や情報提供</p>	<p>人権政策課 桂人権コミュニティセンター 安中人権コミュニティセンター</p>
59	<p>効率的な人権学習の推進</p> <p>地域での講座や研修会等の開催にあたり、人権学習教材の提供や講師紹介といった啓発活動を支援するメニューづくり、ハンドブック等の整備や映像の提供など、市民が積極的かつ効率的に人権学習を進めることができるように支援します。</p> <p>(例)人権学習教材の提供や講師紹介</p>	<p>人権政策課</p>
60	<p>情報を得ることが困難な人への配慮</p> <p>啓発冊子や情報誌、ホームページ等についてはわかりやすい表現を使い、ふりがなや多言語での対応、点字版、音声版の作成等について研究を行います。</p> <p>また、インターネット等が使えず、情報を得ることが困難な人びとに対し、配慮した情報提供を行います。</p> <p>(例)啓発冊子・情報誌等のふりがな、多言語対応、点字版</p>	<p>人権政策課 高齢介護課 障がい福祉課</p>

No.	主な取り組み	庁内関係課
61	<p>人権に関する法律、条例や計画等の啓発</p> <p>さまざまな人権課題の解決を図るために、関係する法律、条例や計画等の啓発に努めます。</p> <p>(例) 市政だよりやホームページ等での周知、啓発</p>	<p>人権政策課</p> <p>人権教育課</p>
62	<p>参加体験型学習をはじめとする学習手法の導入</p> <p>「堅苦しい」、「難しい」という人権研修のイメージを払しょくし、人権問題を身近に感じられるよう参加体験型学習などの導入を積極的に推進し、多くの人々が研修に参加できる機会をつくれます。</p> <p>(例) 人権基礎講座の実施</p>	<p>人権政策課</p>
63	<p>多様な媒体を活用した学習手法の導入</p> <p>インターネットやDVD等の映像など多様な媒体を活用した効果的な学習方法について検討します。</p> <p>(例) 人権啓発用DVDの貸出し</p>	<p>人権政策課</p>
64	<p>人権問題への理解を深められる研修等の実施</p> <p>人権に関わる差別を受けた体験談など、人権課題の当事者等の声を聴くことができる機会を設け、人権問題への理解を深められる取り組みを進めます。</p> <p>(例) 人権基礎講座の実施</p>	<p>人権政策課</p>
65	<p>啓発パンフレットやリーフレット等の計画的、継続的な発行</p> <p>啓発パンフレットやリーフレット等の計画的、継続的な発行に努め、身近な事例をとりあげた学習教材の作成など、地域での人権学習の推進に努めます。</p> <p>(例) 人権協ニュース「あかり」の発行</p>	<p>人権政策課</p>

No.	主な取り組み	庁内関係課
66	<p>個人の特性に応じた企画の設定</p> <p>人権に対する理解は個人によって異なることから、年齢や生活スタイルなどその特性に応じた効果的な方法によって、講演会や研修等を開催し、充実を図ります。</p> <p>(例)人権啓発セミナーの実施</p>	人権政策課
67	<p>人権教育・啓発を受けるための環境整備の推進</p> <p>市民が研修等を受ける際に、手話通訳や要約筆記などの必要な支援を行うなど、環境の整備に努めます。</p> <p>(例)手話通訳や要約筆記の実施</p>	人権政策課
68	<p>学校や企業等に属していない層への人権教育・啓発</p> <p>人権教育・啓発の取り組みが市民全体に浸透していくために、学校や企業等の組織に属していない層や次世代の若者に対して、どのように情報を伝え、人権問題に対する正しい認識を広めるための方策を検討します。</p> <p>(例)人権啓発セミナーの実施</p>	人権政策課
69	<p>研修内容のフィードバックの推進</p> <p>研修を受講した市民が家庭や地域で、また、研修を受講した職員が各々の職場で、研修内容を理解し、周囲に伝達できるよう努めます。</p> <p>(例)各イベント参加者へのフィードバックについてのアナウンス</p>	人権政策課
70	<p>地域のコミュニティづくりを通じた情報伝達</p> <p>高齢者や子育て家庭など、人権教育・啓発に関する情報の入手や参加が困難である人びとに情報を伝えるしくみを考えるなど、地域のコミュニティを通じた情報伝達手段を検討します。</p> <p>(例)各地区人権研修の実施</p>	人権政策課

No.	主な取り組み	庁内関係課
71	<p>人権教育・啓発センター機能の充実</p> <p>市民活動の活性化や連携をより一層深めるため、人権に関する情報発信、活動の場の提供、教材の提供や人材の育成などを集約する人権教育・啓発センター機能の充実に向けて取り組みます。</p> <p>(例)人権基礎講座を通じた参加者同士のネットワークづくり</p>	人権政策課
72	<p>学校、職場や地域における人材育成の推進</p> <p>八尾市人権啓発推進協議会の人権啓発推進委員や行政の人権主担者など、学校、職場や地域における人権啓発の中心的役割を担う人材の育成を行い、その資質の向上に向けてさらなる研修内容の充実を図っていきます。</p> <p>(例)人権啓発推進委員養成研修や人権主担者研修の実施</p>	人権政策課 人権教育課
73	<p>指導者の育成</p> <p>研修会の実施等、人権教育・啓発の企画や実践を行う人や指導するリーダー、ファシリテーター、活動経験や専門的な知識を有する人材など、人権教育・啓発を担う指導者の育成に努めます。</p> <p>(例)人権啓発推進委員養成研修の実施</p>	人権政策課

(4) 市民や各種団体等との協働・連携

① 市民との協働

「八尾市人権尊重の社会づくり条例」では、市の役割として人権施策の推進を義務づけ、一方で、市民の役割として「市とともに自らがまちづくりの担い手として、人権尊重の社会の実現に努めるものとする」と定めています。つまり、人権尊重のまちづくりを担うのは地域に暮らす市民にほかなりません。

また、「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」に基づき、パートナーシップ(P139)のまちづくりを進め、市民・企業・行政が協働していくには、行政と市民が目的を共有し、それぞれに果たすべき守備範囲を自覚して、相互に自立しつつ対等な関係で協力することが求められ、市民ができることと行政が行うことを見極め、市民と行政がともに取り組むべき課題を検討する必要があります。

② 各種団体等との連携

本市における人権教育・啓発に関わる団体として、市民団体、企業、NPOや研究機関など多くの団体が活動しています。

八尾市企業人権協議会は、本市における企業の自主的な人権啓発組織として、就職差別をなくし、差別のないまちづくりの実現に寄与するために企業等への啓発活動を実施している団体です。

(公財)八尾市国際交流センターは、市民・行政・企業及び各種団体との連携を図りながら、市民の異文化理解の促進、在住外国人の支援等、地域の多文化共生につながる多彩な事業活動を行っている団体です。

八尾市在日外国人教育研究会は、外国にルーツのあるこどもたち(外国籍、外国生まれ、外国人の親を持つ児童生徒)への支援を目的とした研究グループです。

(社福)八尾市社会福祉協議会は、2021(令和3)年9月に、「第4次地域福祉活動計画」を策定し、福祉分野における人権尊重の取り組みを進めている団体です。

八尾市人権教育研究会は、八尾市内の教職員を中心に、人権問題の解決と人権文化の確立をめざし、人権教育の実践と研究を進める団体です。

(一財)八尾市人権協会は、市民参画の推進、人材育成、団体間ネットワークの形成、施策の進行管理・評価への参画といった役割を担う中間支援・協働の中核となる団体です。

八尾市人権啓発推進協議会は、本市の人権啓発を推進する代表的な団体として、全32の地区福祉委員会と30の各種団体で構成された協議会です。

世界人権宣言八尾市実行委員会は、八尾市人権啓発推進協議会のほか、NPO等の多様な人権課題に関わる民間団体が加盟し、「世界人権宣言」の精神を広めるためのネットワークとして組織された団体です。

このほか、さまざまな分野で多くの団体により人権に関わる取り組みが行われています。

今後も、これらの市民団体による活動を支援し、連携を図りながら、市民の主体的な人権教育・啓発を推進していきます。

③ 国・大阪府・他の市町村との連携

人権教育・啓発がより効果的で広範な取り組みとなるよう、大阪府市長会と連携して国への要望を行うとともに、国、大阪府や他の市町村と、大阪人権行政推進協議会などを通じて、連携と協力体制の強化に努めます。

④ 庁内推進体制の充実

これまで、本市の人権に関わる庁内推進体制としては、八尾市人権施策推進本部をはじめ、その他、各課題別の推進体制を整備し、取り組みを進めてきました。

今後も、あらゆる施策の展開において、人権尊重の理念を取り入れた総合行政の推進に努めます。

■ めざす姿(目標)

「人権尊重の社会づくり」を市民の主体的な役割ととらえ、行政が市民や民間団体、各種団体等と目的を共有し、対等な関係で協働・連携する。

多様な関係団体とのネットワークを拡大させることで複合差別を含めたあらゆる差別の解消に向け、市民の人権意識の高揚と地域社会における人権課題解決に向けた取り組みを多角的に推進する。

庁内が一体となって、市域を超えた連携を強化し、総合的な人権施策を推進する。

■ 取り組みの方向

- ✓ 市民団体等への情報提供等を通じて、活動を支援します。
- ✓ 市民団体等の活動を広報し、市民への認知度を高めます。
- ✓ 市民団体等が連携して活動できるよう、交流の場を提供します。
- ✓ 市民団体等が、市民ニーズや時事性の高いテーマを取り入れた人権啓発イベント(講演会、映画上映会、ワークショップ等)を企画・実施できるよう、情報提供及び講師紹介、必要に応じた支援を行います。
- ✓ 市内の各種団体とのネットワークを広げ、情報共有や協働の取り組みを促進します。
- ✓ 人権に関する文献・資料等の整備・充実を進め、市民向けの情報提供や人権施策の推進に積極的に活用します。
- ✓ IT 関連技術の活用を推進し、多様な人権啓発情報へのアクセスを容易にします。
- ✓ 行政と市民が協働して人権教育・啓発について研究・検討する場の充実を図ります。
- ✓ 民間団体や各種団体の自主的な活動に対し、連携・協働して取り組みを推進します。
- ✓ 各種団体と連携し、協働して、複合差別に対する啓発活動を行います。
- ✓ 大阪人権行政推進協議会などを通じて国、大阪府等との連携を強化し、効果的な人権教育・啓発を推進します。
- ✓ 八尾市人権施策推進本部を中心に、庁内での情報共有を密にし、あらゆる施策に人権尊重の理念を取り入れた取組を推進します。
- ✓ NPO等の民間団体が活動しやすいよう、国や大阪府等の支援にかかる情報提供を行うなど、環境の整備に努めます。

No.	主な取り組み	庁内関係課
74	<p>市民と行政の協働による研究・検討</p> <p>地域で暮らしている人権課題の当事者をはじめとした市民の参画を推進するとともに、市民と行政が協働で、人権教育・啓発について研究・検討する場を開催し、より一層の充実に努めます。</p> <p>(例)人権基礎講座の実施</p>	人権政策課

No.	主な取り組み	庁内関係課
75	<p>市民団体による地域活動をサポートする体制や手法の検討</p> <p>八尾市人権啓発推進協議会をはじめとした各種団体の地域活動をサポートする体制や具体的な手法(教材の提供や講師の派遣など)を検討します。</p> <p>(例)各地区人権研修等の実施</p>	人権政策課
76	<p>各種団体等との連携の推進</p> <p>市民団体などの人権啓発活動を広く市民に周知し、その活力やアイデアを取り入れるなど連携を図りながら、人権教育・啓発活動を推進します。</p> <p>(例)各種団体等と連携した「ひゅーまんフェスタ」の開催</p>	人権政策課
77	<p>八尾市人権施策推進本部での庁内横断的な施策の推進</p> <p>計画を効率的かつ効果的に展開するため、八尾市人権施策推進本部において、より一層の情報共有を図るとともに、総合行政として人権施策の推進に取り組みます。</p> <p>(例)八尾市人権施策推進本部の開催</p>	人権政策課

2. 進行管理と評価の実施

(1) 定期的な調査・効果測定の実施

本計画における具体的な取り組みについて、その効果を定期的に測定します。

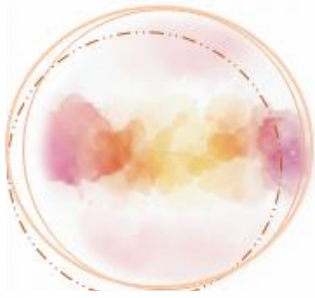
No.	主な取り組み	庁内関係課
78	人権に関する定期的な調査の実施 行政施策全般に対する調査等において、人権に関する調査項目について市民意識の推移を把握します。 また、定期的に「人権についての市民意識調査」等を実施し、市民や人権課題の当事者の意識の把握に努めます。 (例)「人権についての市民意識調査」の実施	政策推進課 人権政策課
79	各種事業における利用者アンケートの実施 各種事業において、アンケート調査を実施する等、積極的に市民ニーズの把握に努めます。 (例)イベント参加者へのアンケート調査の実施	人権政策課 生涯学習課
80	人権相談事例の分析を通じた実態把握 人権相談をはじめとする各種相談事例から明らかになった人権課題の背景や要因等を分析・整理し、その結果を人権教育・啓発に活かしていきます。 (例)人権相談の実施	人権政策課 高齢介護課 障がい福祉課 こども・いじめ何でも相談課

(2) 進行管理と評価の充実

本計画の推進にあたっては、目標年次において目標に到達できるよう、その進捗状況を把握し、点検及び評価していく必要があります。

また、人権施策を総合的に推進するためには、取り組みの実績を把握するだけでなく、どのような成果があったのか、そして、どのような課題があるのかを分析したうえで、評価するしくみづくりを検討していきます。

No.	主な取り組み	庁内関係課
81	進捗状況の把握 本計画の推進にあたっては、その進捗状況を毎年把握し、八尾市人権尊重の社会づくり審議会に諮ります。 また、取り組み事業の点検を行い、必要に応じて取り組み内容の見直しを行います。 (例)本計画の進捗管理の実施	人権政策課
82	人権に関する取り組みの評価のしくみづくりの検討 人権に関する取り組みの成果を把握し、客観的に市民にわかりやすい形で評価するしくみづくりを検討します。 (例)本計画の進捗管理の実施	人権政策課



団体紹介

ともに歩むパートナーとして

本市が掲げる「まちづくり 人にやさしく 人がやさしく」の実現は、行政の力だけで成し遂げられるものではありません。日頃から地域に根ざし、当事者の声に寄り添い、課題解決に向けて地道な活動を続けておられる市民団体の存在は、本市にとって欠かせないパートナーです。

本市にて、人権教育・啓発の最前線で活動されている 8 つの団体をご紹介します。

▶ 八尾市企業人権協議会

八尾市では、企業の立場から市内の119の事業所(R7.12現在)が加盟し、就職の機会均等の保障、職場の人権意識の高揚に向けた取り組みや人権問題への啓発活動を進めている。

昨今、企業の社会的責任として「公正な採用選考や法令順守した雇用管理」や「人権を尊重した企業活動」の取り組みが求められており、そうした企業の人権問題の取り組みを応援している。

主な活動

- (1) 企業啓発講演会などの事業所向けの各種研修会の開催
- (2) 八尾市企業人権協議会の会員普及活動(普及啓発物品の配布など)
- (3) 人権関係の法律や社会の動向・国際的な人権に関わる動向などの情報提供
- (4) 各種人権啓発事業への参加
- (5) 会員企業の人権啓発講座受講への助成

▶ 公益財団法人 八尾市国際交流センター

グローバルな視野を持って積極的かつ多彩な国際交流を推進し、八尾市の国際化に寄与するとともに、市民の国際意識の高揚と諸外国との相互理解の増進を図り、国際平和に貢献するという趣旨で1990(平成2)年8月に設立、2012(平成24)年4月には公益財団法人に移行。

市民・行政・企業及び各種団体等との連携を図りながら、各国、地域の人々が異文化と出会う場所、日本語での交流を通してコミュニケーションの力を高める場所、仲間と出会う場所、生活に必要な情報を入手できる場所になるよう、市民の異文化理解の促進や外国人住民の支援等、多文化共生社会の実現に向け、さまざまな事業活動を実施。

主な活動

- | | |
|---------------------------------|-----------------------------|
| (1) 市民と在住・滞在外国人との交流会 | (2) 海外文化紹介 |
| (3) 国際理解セミナー | (4) 国際教育プログラム |
| (5) 青少年育成プログラム | (6) ボランティアの育成及び支援 |
| (7) 日本語交流 | (8) 多言語による生活支援 |
| (9) 外国にルーツをもつ子ども支援
SALA(サーラ) | (10) 八尾市災害時多言語支援センターの
運営 |
| (11) 地域団体等との連携、イベントへの参加 | |

▶ 八尾市在日外国人教育研究会

八尾市在日外国人教育研究会は、外国につながる子どもたちの学びを支えるために、教職員が実践を持ち寄り、学びを深める研究組織です。言語や文化の違いを尊重しながら、学力保障や多文化共生の視点を取り入れた教育の推進を進めています。

主な活動

- (1) 多文化キッズサマースクール「オリニマダン」の開催
- (2) 民族文化フェスティバル「ウリカラゲモイム」の開催
- (3) 研修会等の開催(教育講座等)
- (4) 研究部活動
(在日外国人教育・多文化共生教育・日本語教室の推進や進路保障の取り組み等)
- (5) 実践資料集の作成
- (6) 研究集会への参加
- (7) 広報活動(機関誌の発行等)
- (8) 教育委員会や府内各研究団体との連携

▶ 社会福祉法人 八尾市社会福祉協議会

八尾市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としている。また、地域福祉活動の中核となって、さまざまな福祉サービスを展開し、民間団体として自主性と、広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という2つの側面をあわせもった、民間非営利団体(社会福祉法人)である。

主な活動

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 福祉サービス利用援助事業(権利擁護センター)
- (8) 生活福祉資金貸付事業
- (9) 各種相談事業
- (10) 自立相談支援事業
- (11) 生活支援体制整備事業
- (12) ボランティア活動の振興
- (13) 善意銀行に関する事業
- (14) ファミリー・サポート・センター事業
- (15) 八尾市立社会福祉会館の経営
- (16) 幼保連携型認定こども園の経営
- (17) 一時預かり事業
- (18) 病児保育事業
- (19) 地域子育て支援拠点事業
- (20) その他この法人の目的達成のために必要な事業

▶ 八尾市人権教育研究会

八尾市人権教育研究会は、学校における人権尊重の教育を推進するために、公開授業や研修会を通して教職員の学びを深める研究組織です。人権課題に向き合う授業づくりや教材研究を行い、子どもたちが差別や偏見に気づき、より良い社会について考える力を育むことをめざしています。

主な活動

- (1) 研修会等の開催(夏季研究集会、総括集会等)
- (2) 専門委員会活動(夏季セミナー、実践報告会等)
- (3) 人権教育研究大会への参加
- (4) 広報活動(機関誌の発行等)
- (5) 研究紀要の作成
- (6) 教育委員会や府内各研究団体との連携

▶ 一般財団法人 八尾市人権協会

あらゆる差別を撤廃し、すべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的として設立された。多年にわたり、市民の人権意識の普及及び高揚を図るための教育・啓発、人材の育成、教材の研究開発等を行うことで中間支援・協働の中核を担う団体として人権尊重の社会づくりを推進している。

また、八尾市とともに人権啓発を進める両輪として、行政機関や民間機関との協働の構築、さまざまな課題を有する人々の自立と自己実現に取り組む住民活動への支援を実施している。

主な活動

- (1) じんけん楽習塾の開催
- (2) 人権パネルによる啓発活動の実施
- (3) 人権啓発に関する情報発信
- (4) ミドルリーダー学習会の開催
- (5) 人権活動支援事業の実施
- (6) 各種会議体への参画
- (7) 人権政策の調査・研究の取り組み

▶ 八尾市人権啓発推進協議会

市内30の各種団体と32全ての地区福祉委員会で構成され、すべての人々があらゆる人権問題について正しい理解と認識を深めるため、さまざまな研修活動を実施することにより人権啓発の普及に努めており、「差別のない明るいまちづくり」をめざす取り組みを推進している。

2015(平成27)年度には、スローガン「地域が育む、人権文化のまちづくり～思いやり笑顔あふれる八尾のまち～」を作成し、2024(令和6)年度には、新たに具体的な行動目標を追加した、「八尾市人権啓発推進協議会 人権宣言」を作成した。

地区人権研修をはじめとする、地区住民による人権「草の根」運動など、人権文化が根付くための取り組みを今後もより一層推進する。

主な活動

- (1) 人権啓発推進委員養成研修の実施
- (2) 人権啓発映画上映会の開催
- (3) 「みんなのしあわせを築く八尾市民集会」の開催
- (4) ミドルリーダー学習会の開催
- (5) 啓発グッズの作成、配布
- (6) 広報誌「人権協ニュースあかり」の発行

八尾市人権啓発推進協議会 人権宣言

地域が育む、人権文化のまちづくり ～思いやり笑顔があふれる八尾のまち～

わたしたちがくらす八尾市には、生まれも育ちも文化もさまざまな人がくらしています。

わたしたちは、誰もが安心して幸せにくらすことを願っています。

人との出会いにより新たな価値観を広げ、人生を豊かにし、差別がないまち“地域が育む 人権文化のまち 八尾”の実現をめざして、ここに宣言します。

1. あなたもわたしも“たいせつな”ひとり
1. 知って、学んで、たしかめましょう
1. あらゆる差別をなくしましょう
1. 人権の“わ”をみんなで広げましょう
1. 人権について、他人事ではなく、自分事として考えましょう

▶ 世界人権宣言八尾市実行委員会

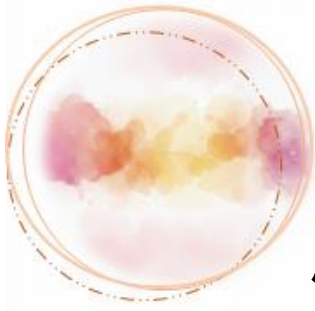
通称「世人やお」。1948年に国連で採択された「世界人権宣言」の理念を、地域に根ざしたかたちで広げるために“人権”でつながる市民ネットワークとして2000(平成12)年に再結成し、「人権のまちづくり」、「人権のネットワークづくり」、「人権の市民活動の支援」を活動の柱に、取り組みを進めている。

世界人権宣言第30条に示される権利が、すべての人にとって侵害されることのないよう、ひとりひとりの「人権が当たり前」に守られる地域社会の実現をめざしている。

主な活動

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| (1) 世界人権宣言の普及 | (2) 人権教育・啓発プランの具体化 |
| (3) ひゅーまんフェスタの開催 | (4) 人権教育学校事業 |
| (5) CAPワークショップ事業 | (6) 自主活動支援事業 |
| (7) 国際交流野遊祭への支援と出店 | (8) 情報誌「ちいき・人権・World」の発信 |





用語解説

<あ行>

○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律

従来の文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた施策の推進について国や自治体が責務を負うことを定めた法律。略称「アイヌ施策推進法」、または「アイヌ新法」。2019(令和元)年施行。

アイヌの人々を初めて「先住民族」と明記し、アイヌであることを理由とした差別の禁止を基本理念に掲げる。

○アウトティング

性的マイノリティをはじめ、社会的背景を持つ人たちの公にしたい秘密を本人の了解を得ずに暴露し、言い広めることをいう。

○アンコンシャス・バイアス

過去の経験や周囲の環境から無意識のうちに身についた「物事の見方や捉え方の偏り」をいう。自分では気づかないうちに「無意識の思い込み」として判断や言動に影響を及ぼすもので、誰もが潜在的に持っている特性とされている。

○いじめ

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条第1項)

○いじめ防止対策推進法

いじめの防止や早期発見、対処のための基本理念と体制を定めた法律。学校や設置者に対し、いじめの定義を明確にした上で、相談体制の整備や「重大事態」への適切な調査報告義務を課している。児童生徒の生命と尊厳を守り、健やかな成長を支えることを目的としている。2013(平成25)年施行。

○インクルーシブ

「包み込む」「包含する」という意味で、障がいのある人も他の人と一緒に地域の学校で学び、地域で働く場を確保し、必要なときに必要な援助や支援を受けて生活するために社会資源を充実し、住民ネットワークで障がいのある人を地域社会の中で包み込んで、ともに支えていくことをいう。

○インターネットリテラシー

インターネット上の情報を正しく理解・選択し、安全かつ適切に使いこなす能力。虚偽情報の見極めやSNSでのマナー、セキュリティ対策などが含まれる。

○インフォームドコンセント

医療従事者(特に医師)が患者に対し、診療の目的・内容を十分納得できるように説明し、同意を得たうえで治療することをいう。

○エッセンシャルワーカー

医療、介護、物流、公共交通、販売など、私たちの日常生活を維持するために欠かせない「社会維持に不可欠な仕事」に従事し、社会の基盤を支える重要な役割を担う人々の総称。

○SDGs(持続可能な開発目標)

“Sustainable Development Goals”の略称で、「エス・ディー・ジーズ」と読む。2001(平成13)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、国際社会共通の目標。

○ADHD(注意欠陥・多動性障がい)

発達年齢に見合わない多動・衝動性、あるいは不注意、またはその両方の症状が、7歳までに現れる。学童期のこどもには3~7%存在し、男性は女性より数倍多いと報告されている。

○LGBTQ+

「女性同性愛者(レズビアン、Lesbian)」、「男性同性愛者(ゲイ、Gay)」、「両性愛者(バイセクシュアル、Bisexual)」、「性別違和を含む性別越境者など(トランスジェンダー、Transgender)」、「既存の枠組みに当てはまらない、あるいは自身の性を特定の枠に決めず探究している状態(クィア、Queer、または、クエスチョニング、Questioning)」の人を意味する頭字語。「+」は、これら以外にも存在する多様な性のあり方を包括的に表現している。

LGBTQ+という言葉は性の多様性と性のアイデンティティからなる文化を強調するものであり、性的マイノリティと同一視されることも多いが、LGBTQ+の方がより限定的な概念である。

○LD(学習障がい)

1999(平成11)年7月の文部省(文部科学省)調査研究協力者会議の報告書では、「学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態をさす。

学習障害は、その原因として中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や環境的な要因が直接の原因となるものではない」と定義されている。

○エンパワーメント

一人ひとりがその人らしく生きていく社会をめざす中で、文化的、社会的、政治的、経済的状况などを変えていく力を持つことや、人との関わりから本来持っている生きる力を取り戻し、自ら個性を発揮することをいう。

○大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例

大阪府はインターネット上の誹謗中傷や差別などの人権侵害を防止し、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないようにすることをめざして制定。条例に基づいてプロバイダ事業者等への削除要請等(第12条)、情報を発信・拡散した者への説示・助言(第13条)、大阪府人権施策推進審議会への諮問(第15条)などに取り組む。

また、インターネット上の誹謗中傷やトラブルに特化した府内初の専門相談窓口「ネットハーモニー」を設置している。

<か行>

○カスタマー・ハラスメント

顧客や取引先からの著しい迷惑行為をさす言葉。略称「カスハラ」と呼ばれている。社会通念上相当な範囲を超えた要求や、暴言、脅迫などの不当な言動によって、従業員の就業環境が害されることを意味する。

○キャリアパス

特定の目標とする職位や役割をめざすために必要な、業務経験や習得すべきスキルの順序(道筋)をさす。企業が提示する「昇進のモデル」や、個人が描く「将来の経歴」を明確にする概念。

○旧優生保護法

1948(昭和23)年から1996(平成8)年まで施行されていた法律。「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」という目的のもと、特定の障害や疾患を持つ人に対し、不妊手術の強制などが行われた。2024(令和6)年の最高裁違憲判決を経て、同年より人権侵害であるとして国による補償が進められている。

○合理的配慮

障がい者が他の者との平等を基礎として、すべての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した、または過度の負担を課さないものをいう。

○国連持続可能な開発のための教育の10年

国連において、2005(平成17)年から2014(平成26)年までを「国連持続可能な開発のための教育の10年」とし、ユネスコが関連国連機関等と協力して、国際実施計画案が策定された。環境問題だけでなく、貧困や戦争、開発やジェンダー等が複雑に絡み合っている問題に向きあい、解決していく力を育む「持続可能な社会」の実現をめざしている。

○こども基本法

日本国憲法と子どもの権利条約に基づいて、「すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されない権利」などのこども施策の基本理念を定めるほか、国や自治体は、政策決定の場にこどもや当事者の意見を聴き、反映させることを義務付けた法律。2023(令和5)年施行。

○こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、2024(令和6)年の改正により、法律名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」へと改められた。

今回の改正は、2023(令和5)年に施行された「こども基本法」の理念を反映し、従来の「対策の推進」から一步踏み込んだ「貧困の解消」を明確な目標に据えており、貧困ゆえに、こどもが適切な養育、教育および医療を受けられないことや、多様な体験の機会を得られないことを防ぎ、こどもの権利利益が害されたり、社会から孤立したりすることのない社会の実現を目的としている。

○婚外子

法律上の婚姻関係がない父母の間に生まれたこどもで、法律上は「非嫡出子」という。法律婚から生まれたこどもは「嫡出子」という。こどもの権利条約では婚外子に対する差別を禁止している。

なお、2013(平成25)年12月5日、民法の一部を改正する法律が成立し、婚外子の相続分が嫡出子の相続分と同等になった。

○コンプライアンス(法令遵守)

一般的に「法令遵守」の意味で用いられ、法令や諸規則、企業倫理等のルールを守ることをさす言葉として使われることが多い。

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

売春防止法による『更生』という従来の考え方を改め、女性の福祉の増進、人権の尊重、男女平等の実現を目的として、2024(令和6)年施行。略称「困難女性支援法」。

DVや性被害、生活困窮など、女性が直面する多様で複合的な課題に対し、国や自治体(都道府県・市町村)が民間団体と協働して、相談や一時保護、自立支援を包括的に行うことを義務付けている。

<さ行>

○再犯の防止等の推進に関する法律

犯罪をした人を社会から排除するのではなく、多機関連携による『息の長い支援』を通じて、就業や居住における『スティグマ(社会的烙印)』を解消し、一人の人間としての『社会復帰(権利の回復)』を実質的に保障することをめざす法律。2016(平成28)年施行。

○自閉症

自閉症は「1. 対人関係の障がい」「2. コミュニケーションの障がい」「3. パターン化した興味や活動」の3つの特徴を持つ障がいで、生後まもなくから明らかになる。

最近では症状が軽い人たちまで含めて、「自閉症スペクトラム障がい」という呼び方もされている。自閉症の人びとの半数以上は知的障がいを伴い、症状が重い人では合併が多くなる。残りの約3割の人びとは知能には遅れがない、「高機能自閉症」と呼ばれる。言語を獲得して学業成績がよい場合もあるが、人との会話は苦手な場合が多く、児童期・青年期には、「注意欠陥・多動性障がい(ADHD)」、「学習障がい(LD)」、「てんかん」を合併しやすいことが知られている。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

全ての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に向け、2016(平成28)年施行。略称「障害者差別解消法」。行政機関や民間事業者に対し、障がいを理由とする『不当な差別的取り扱い』を禁止し、負担が重すぎない範囲で『合理的配慮の提供』を義務付けている。

○情報モラル

情報社会での適正な活動を行うための基になる考え方と態度をいう。

○情報リテラシー

情報を使いこなす能力で、パソコンの操作だけでなく、氾濫する大量の情報の中から必要な情報を理解し、選択し、整理し、創造し、発信できる能力(情報の利活用能力)をいう。

○人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)

2000(平成12)年に成立した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定された国の指針。2002年に策定された「第一次計画」では、学校や地域における教育・啓発活動の土台を築き、部落差別(同和問題)や女性、こどもなどへの偏見解消を重点課題とした。

2025(令和7)年6月に閣議決定された「第二次計画」は、約23年ぶりの全面改訂として、デジタル化やグローバル化への対応を明確にしている。具体的には、インターネット上の誹謗中傷対策や「ビジネスと人権」を柱に据え、性的マイノリティなど多様な課題を包括し、現代社会に即した施策の推進をめざしている。

○人権デュー・ディリジェンス

企業が自社やサプライチェーンにおいて生じうる人権への負の影響を特定し、その防止や軽減、是正を図る一連の継続的なプロセスのことをいう。企業の社会的責任として、実施結果の公表と説明責任が求められる。

○ステークホルダー

企業の意思決定や事業活動によって影響を受ける「利害関係者」の総称。株主や経営者、従業員だけでなく、顧客、取引先、地域社会、行政機関など、多岐にわたる対象が含まれる。

○性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

性的指向とジェンダーアイデンティティ(性自認)の多様性を尊重し、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、2023(令和5)年施行。略称「LGBT理解増進法」。

国や地方自治体、民間事業者に対し、普及啓発や理解増進のための努力義務を定めている。

○生活困窮者自立支援法

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなる恐れのある人に対し、早期に自立を支援することを目的とした法律。福祉事務所を設置する自治体(都道府県や市等)が実施主体として、相談窓口の設置や就労・住居支援などを包括的に行う。2015(平成27)年施行。

○セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的嫌がらせをさす言葉。略称「セクハラ」。例えば、職場において、上司が労働者の胸などを触る性的な行為を拒否されたため、労働者に不利益な配置転換を行うことや、職場にヌードポスターを掲示しているため、労働者が苦痛に感じて業務に専念できないことなどがある。

なお、男性が女性に対して行う言動のみならず、男性が男性に、女性が男性に、あるいは女性が女性に対して行う言動も含まれる。

○SOGI(性的指向・性自認)

「性的指向(Sexual Orientation)」と「性自認(Gender Identity)」の頭文字を取った言葉で「ソジ」と読む。「どのような性的指向を持ち、自分の性をどう認識しているか」という、すべての人に当てはまる要素を表現する用語。

「性的指向(Sexual Orientation)」とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念で、具体的には、「恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛(ヘテロセクシュアル)」、「同性に向かう同性愛(ホモセクシュアル)」、「男女両方に向かう両性愛(バイセクシュアル)」をさす。

「性自認(Gender Identity)」とは自分の性をどのように認識しているか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念で、「こころの性」と呼ばれることもある。

<た行>

○体罰

「言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた」、「友達を殴ってケガをさせたので、同じようにこどもを殴った」など親がしつけのためだと思っても、身体に何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的に与えることは、どんなに軽いものであっても体罰に該当する。

ただし、「道に飛び出しそうなこどもの手を掴む」などこどもを保護するための行為や「他のこどもに暴力を振るうのを制止する」など第三者に被害を及ぼすような行為を制止する行為は、体罰には該当しない。

○デートDV

恋人どうしの中で起こる身体的、精神的、性的、経済的、社会的な暴力のことをいい、10歳代、20歳代といったとりわけ若い世代において身近な問題となっている。

○ODV(ドメスティック・バイオレンス)

夫婦や生活の本拠をともにする交際相手といった親密な人間関係の中で起こる暴力のことをいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的、社会的な暴力なども含まれる。

○デジタルリテラシー

デジタル技術や情報を理解し、安全かつ効果的に活用する知識や能力のことをいう。ICT機器の操作スキルに加え、情報の真偽を見極める力やモラル、安全を守るセキュリティの知識などを包括する。

○旧特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (旧プロバイダ責任制限法)

インターネット上の権利侵害に対し、事業者の責任制限と被害者への情報開示を定めた法律。インターネットの普及に伴い、掲示板などでの誹謗中傷や著作権侵害が社会問題化したことを背景に2002(平成14)年に施行され、2025(令和7)年に「情報流通プラットフォーム対処法」へ改正した。

○特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律 (情報流通プラットフォーム対処法)

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」を改正し、2025(令和7)年施行。略称「情プラ法」。

大規模プラットフォーム事業者に誹謗中傷投稿の削除基準の策定や迅速な対応を義務付け、運用の透明性を高めることで、被害者の迅速な救済と表現の自由の両立を図る。

<な行>

○ニート

“Not in Employment, Education or Training”の頭文字をとった略称。15～34歳の非労働力人口(仕事をしていない、また、失業者として求職活動をしていない人)のうち、家事も通学もしていない人をいう。

○ネットハーモニー

大阪府からの委託により「一般財団法人大阪府人権協会」が運営する、インターネット上の誹謗中傷やトラブルに関する専門相談窓口。

専門の相談員が、誹謗中傷や人権侵害、差別的な書き込み等の悩みに無料でLINEや電話等で応じ、解消に向けた助言や支援を実施。2023(令和5)年11月開設。

<は行>

○パートナーシップ

協働、協力という意味で、関係者が連携・協力することで単独では実現困難な目的を効果的に達成しようとするしくみをいう。

○8050(はちまる・ごうまる)問題

80代の高齢の親と50代の働いていない独身の子が同一世帯で生活していることで顕在化している生活課題をいう。

最近では、「9060(きゅうまる・ろくまる)問題」や「7040(ななまる・よんまる)問題」と表現されることもある。

○発達障がい

発達障がいはいくつかのタイプに分類されており、「自閉スペクトラム症」、「注意欠如・多動性障がい(ADHD)」、「学習障がい(LD)」、「チック障がい」などが含まれる。これらは、生まれつき脳の一部の機能に障がいがあるという点が共通している。同じ人に、いくつかのタイプの発達障がいがあることも珍しくなく、そのため、同じ障がいがある人どうしても、まったく似ていないように見えることがある。個人差がとても大きいという点が特徴である。

○パラアスリート

「パラスポーツ」とは、障がいのある人たちが行うスポーツのことで、パラリンピックで行われる競技などで活躍するアスリートのことをいう。

○バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁(バリア)となるものを除去することをいう。段差等の「物理的障壁(バリア)の除去」と、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている「社会的、制度的、心理的なすべての障壁(バリア)の除去」という2つの意味がある。

○パワー・ハラスメント

職場の権力(パワー)を利用した嫌がらせをさす言葉。略称「パワハラ」。

本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えることをいう。うつ病などメンタルヘルス不調の原因となることもある。

○ひきこもり

さまざまな要因の結果として、社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を示している。

○ビジネスと人権

企業が原材料の調達から廃棄に至る全ての過程で、人権への悪影響を防ぐ取り組み。国連の「指導原則」に基づき、企業には自社や取引先での人権尊重に加え、苦情処理や被害者の救済窓口を設置する責任が求められている。

企業の社会的責任を果たすために不可欠な国際基準。

○ファシリテーター

単なる司会、進行役ではなく、話し合いを「容易にし、促進する」役割を担い、グループの中の一人ひとりが持っている豊かな経験・アイデア・意見を「引き出し」、皆が等しく参加できるようにする人のことをいう。ファシリテーターは、そうした全員参加型の話し合いを通して、一人ひとりが自らの生き方・あり方との関連で何かを「発見」し、「気づき」をもたらすことを可能にする役割を担っている。

○フィルタリングサービス

インターネット上の有害なサイトやアプリへのアクセスを制限する機能。違法な情報や暴力的なコンテンツ、詐欺サイトなどを遮断することで子どもをトラブルから守るなど、利用者の年齢に合わせて制限レベルを調整できる、安全なネット利用の基盤となるサービス。

○部落差別の解消の推進に関する法律

部落差別の解消が重要な課題であるという認識のもと、2016(平成28)年施行。略称「部落差別解消推進法」。

国や自治体に対し、相談体制の整備や教育及び啓発、部落差別の実態に係る調査について定め、差別のない社会の実現をめざす。

○部落地名総鑑事件

全国の同和地区の地名、所在地などが一覧として記載された差別図書の存在が、1975(昭和50)年に一通の投書により判明した。主に就職や結婚などに際して同和地区出身者を排除するために、多くの企業や団体、個人が購入していたことがわかり、大きな社会問題として取り組みが進められた。

○フリーランス

会社や組織に所属することなく、個人で仕事を請け負う働き方のことをいう。

○ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における男女間の参画機会の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、参画の機会を積極的に提供することをいう。

○本人通知制度

事前に登録した人の住民票の写しや戸籍謄本など(以下「住民票の写しなど」という。)を代理人や第三者に交付した場合に、交付した事実について登録者本人に通知する制度。これは、住民票の写しなどの不正取得による個人の権利侵害を防止することを目的としており、八尾市では、2013(平成25)年8月1日より実施している。

○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

ヘイトスピーチが深刻な社会問題であるとの認識のもと、2016(平成28)年施行。略称「ヘイトスピーチ解消法」。

特定の国や地域の出身者を排斥する言動を「許されない」と宣言し、国や自治体に相談体制の整備や教育の充実等、啓発活動等について定めている。

<ま行>

○マイクロアグレッション

日常の何気ない言動に含まれる「無意識の偏見や差別」をさす。悪意のない「褒め言葉」や「質問」の形をとることも多く、特定の属性を持つ相手を否定したり、疎外感を与えたりする行為であり、小さな攻撃の積み重ねが、大きな心の負担となる。

○マタニティ・ハラスメント

職場において妊娠や出産者に対して行われる嫌がらせをさす言葉。略称「マタハラ」。妊娠・出産に伴う労働制限・就業制限・産前産後休業・育児休業によって業務上支障をきたすなどという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行う行為のことをさす。

妊娠中に嫌がらせによる流産の危険性もあり、男女雇用機会均等法、育児介護休業法や労働基準法に違反する場合も見受けられる。

○モラル・ハラスメント

言葉や態度、身振りや文書などによって、働く人間の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、その人間が職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気悪くさせることをさす言葉。略称「モラハラ」。

うつ病などメンタルヘルス不調の原因となることもある。

<や行>

○ヤングケアラー

介護・看護が必要な家族のために大人が担うようなケアの責任を引き受け、家事や家族の世話、感情面のサポートも行っているこどもや若者のことをいう。

○ユニバーサル社会

年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、誰もが互いの個性を尊重し支え合い、能力を最大限に発揮して自分らしく暮らせる社会をいう。

「全員参加型社会」とも呼ばれる概念。

○要保護児童対策地域協議会

虐待を受けているなど保護が必要なこどもと、その保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う場として、児童福祉法に基づき設置する機関。

<ら行>

○拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律

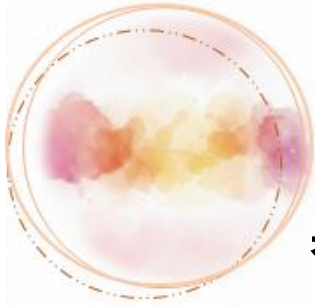
拉致問題の解決を喫緊の課題とし、2006(平成18)年施行。国や自治体の啓発義務を定め、国際社会と連携した実態解明と抑止を目的としている。毎年12月10～16日を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めている。

○リベンジポルノ

元交際相手や元配偶者の性的な写真・動画などを、インターネット上で不特定多数の人に公開する嫌がらせのことをいう。

○レイシャル・ハラスメント

人種、民族、国籍、肌の色といった属性を理由とした嫌がらせや差別的言動をさす。侮蔑的な発言やステレオタイプに基づく決めつけ、排斥などが含まれる。相手のルーツを否定し、尊厳を傷つける人権侵害であり、職場や社会での防止対策が求められている。



参考資料

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情

を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

八尾市人権尊重の社会づくり条例

私たちは、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたう世界人権宣言の趣旨及び基本的人権の享有と法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、一人ひとりの人権が尊重される社会づくりに取り組んできた。

しかしながら、今日もなお、社会的身分、人種、民族、性別、障害のあること等により人権が侵害されている現実がある。

すべての人の人権が尊重されるためには、私たち一人ひとりが人権を行使するに当たり、自らが社会の構成員としての責任を自覚し、あたたかい心でまじわり、人間愛をもってお互いの人権を尊重することが大切である。

私たちは、ここに、より一層、人権が尊重され、共に認め合い、幸せに暮らせる社会づくりに取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりを進めるに当たっての、市と市民の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策の総合的な推進を図り、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現をめざすことを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、あらゆる施策の実施に当たり、人権尊重の視点を踏まえるとともに、人権に関する必要な施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場において互いに人権を尊重し、市とともに自らがまちづくりの担い手として、人権尊重の社会の実現に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第4条 市は、市民、事業者、公共的団体及び関係行政機関等と連携を図りながら、人権尊重の社会づくりを推進する体制の充実に努める。

(人権尊重の社会づくり審議会)

第5条 人権尊重の社会づくりに関する事項について意見を聴くため、八尾市人権尊重の社会づくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 第3条の規定は、市民に対し強制するものと解釈してはならない。

3 本条例各条の適用にあたっては、市議会の議論を踏まえ、常に行政の自主性を堅持するとともに、公正中立及び透明性の確保を図り、財政負担の均衡に努めるものとする。

八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 34 年八尾市条例第 195 号）第 2 条の規定に基づき、八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、総合的かつ計画的な人権教育・啓発を推進するための計画策定についての調査、審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する 20 人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募の市民
- (3) 人権関係団体から選出された者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱を受けた日から当該年度の末日までとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(ワーキング部会)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会にワーキング部会を置くことができる。

- 2 ワーキング部会の委員は、審議会に属する委員のうちから会長が指名する。

(関係者の出席)

第 8 条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、人権文化ふれあい部人権政策課において行う。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会委員名簿

	お 名 前	所 属 等
◎	水鳥 能伸	大阪公立大学名誉教授
○	池田 晴奈	近畿大学法学部教授
	浅井 佐都子	人権擁護委員八尾地区委員会
	石田 隆志	八尾市人権教育研究会
	泉谷 和良	八尾市企業人権協議会
	高瀬 照夫	八尾市人権啓発推進協議会
	朴 洋幸	(一財)八尾市人権協会
	伊藤 愛理	公募市民
	伊原 克彦	公募市民
	植村 眞一	公募市民
	小川 健太郎	公募市民
	笠原 征郎	公募市民
	梶山 恵美	公募市民
	金 洋子	公募市民
	草積 竜也	公募市民
	徐 更不	公募市民
	高木 吉久	公募市民
	松田 直美	公募市民

◎会長 ○副会長

(敬称略、団体推薦・公募市民委員は50音順)

第3次八尾市人権教育・啓発プラン 策定経過

八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会

第1回八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会（2025（令和7）年9月17日）

◆会長・副会長の選出

◆八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会の進め方

- 計画策定の方向性、審議会・ワーキング会議のスケジュールを確認しました。
- 令和6年度「人権についての市民意識調査」結果から見える課題、「第3次八尾市人権教育・啓発プラン」の進捗状況について確認しました。

第2回八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会（2025（令和7）年12月8日）

◆「（仮称）第3次八尾市・人権教育・啓発プラン（改定版）」（素案）について



- ワーキング全体会・部会で出された意見と反映箇所について確認しました。

第3回八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会（2026（令和8）年2月9日）

◆市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施結果について

◆第3次八尾市人権教育・啓発プラン（案）について

- 市民意見の計画への反映について検討しました。
- 概要版について検討しました。

八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会ワーキング全体会・部会

ワークショップ形式で検討を行いました。

第1回プラン策定審議会ワーキング全体会（2025（令和7）年9月17日）

- ◆ワーキング部会の進め方について
- ◆「八尾市における人権教育・啓発の現状と課題」について



- ワーキングの進め方について、事務局より説明を行いました。
- ワークショップ形式により、「八尾市における人権教育・啓発の現状と課題」について検討しました。
- 各委員の希望を伺い、第2回プラン策定ワーキング全体会以降の4人1組のグループを確定しました。

第2回プラン策定審議会ワーキング全体会（2025（令和7）年9月26日）

- ◆学校、職場、地域における人権教育・啓発の課題・手法について
- ◆「学校、職場、地域でめざしたい人権教育・啓発の目標（姿）」について



- ワークショップ形式により、「こども・学校」「職場」「地域」の3グループに分かれて「学校、職場、地域でめざしたい人権教育・啓発の目標（姿）」について検討しました。
- グループ毎に発表しました。

第1回プラン策定ワーキング部会

A：こども・学校(2026(令和7)年10月6日) B：職場・地域(2026(令和7)年10月10日)

- ◆こども・学校、職場、地域における人権教育・啓発について
- ◆「めざすべき人権教育・啓発を実現するための課題分析」について



○ワークショップ形式により「めざすべき人権教育・啓発を実現するための課題分析」について検討しました。

○グループ毎に発表しました。



第2回プラン策定ワーキング部会

A：こども・学校(2026(令和7)年10月20日) B：職場・地域(2026(令和7)年10月27日)

- ◆こども・学校、職場、地域における人権教育・啓発について
- ◆「課題解決のための施策やアイデア」について



○ワークショップ形式により「課題解決のための施策やアイデア」について検討しました。

○グループ毎に発表しました。

第3回プラン策定ワーキング部会

A：こども・学校(2026(令和7)年10月30日) B：職場・地域(2026(令和7)年11月5日)

- ◆こども・学校、職場、地域における人権教育・啓発について
- ◆「第3次八尾市人権教育・啓発プランへの反映」について



○ワークショップ形式により「第3次八尾市人権教育・啓発プランへの反映」について検討しました。

○グループ毎に発表しました。



令和6年度人権についての市民意識調査の実施

「第3次八尾市人権教育・啓発プラン」の策定にあたり、基礎資料とするため、市民の人権についての意識や行動、意見等をアンケート調査しました。

調査期間 2024（令和6）年10月1日～10月15日

パブリックコメントの実施

「第3次八尾市人権教育・啓発プラン」について、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条の規定に基づき、素案を公表し、市民意見提出制度（パブリックコメント）を実施しました。

意見募集期間 2025（令和7）年12月22日～2026（令和8）年1月21日

意見総件数 431件

第3次八尾市人権教育・啓発プラン
～まちづくり 人にやさしく 人がやさしく～

2026（令和8）年3月発行

編集・発行：八尾市人権文化ふれあい部人権政策課

〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号

TEL 072-924-3830

FAX 072-924-0175

E-mail jinkenseisaku@city.yao.osaka.jp

刊行物番号 R7-

「表紙絵 提供 伊藤 愛理さん」

